

第百二十八回国会
衆議院
商工委員会
議 録 第 三 号

平成五年十月二十六日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 中井 治君

理事 逢沢 一郎君 理事 甘利 明君

理事 尾身 幸次君 理事 額賀福志郎君

理事 大島 章宏君 理事 古賀 正浩君

理事 河合 正智君 理事 伊藤 達也君

理事 安倍 晋三君 理事 浦野 休興君

理事 小川 元君 理事 小此木八郎君

理事 小野 晋也君 理事 熊代 昭彦君

理事 佐藤 剛男君 理事 田原 隆君

理事 谷川 和穂君 理事 丹羽 雄哉君

理事 野田 聖子君 理事 山岡 賢次君

理事 山本 拓君 理事 沢藤礼次郎君

理事 細谷 治通君 理事 松本 龍君

理事 土田 龍司君 理事 豊田潤多郎君

理事 西川太一郎君 理事 山田 正彦君

理事 赤羽 一嘉君 理事 赤松 正雄君

理事 佐藤 茂樹君 理事 枝野 幸男君

理事 武山百合子君 理事 山田 宏君

理事 吉田 治君 理事 吉井 英勝君

出席国務大臣

通商産業大臣 熊谷 弘君

国務大臣 久保田真苗君

(経済企画庁長官)

出席政府委員

公正取引委員会 植松 勲君

事務局取引部長 小林 惇君

経済企画庁調整 局長 坂本 導聰君

経済企画庁物産 局長 土志田征一君

経済企画庁調査 局長

委員外の出席者

科学技術庁原子 力局政策課長 鈴木 治夫君

大蔵省理財局資 金第一課長 乾 文男君

文部省高等教育 局企画課長 喜多 祥芳君

食糧庁業務部需 給課長 梅津 準士君

労働大臣官房参 事官 後藤 光義君

建設省住宅局民 間住宅課長 藤田 真君

国民金融公庫副 総裁 土田 正顕君

中小企業金融公 庫総裁 井川 博君

通商産業大臣官 房長 牧野 力君

通商産業大臣官 房総務審議官 江崎 格君

通商産業大臣官 房商務流通審議 官 川田 洋輝君

通商産業省通商 政策局長 坂本 吉弘君

通商産業省貿易 局長 中川 勝弘君

通商産業省産業 政策局長 内藤 正久君

通商産業省機械 情報産業局長 渡辺 修君

通商産業省生活 産業局長 土居 征夫君

資源エネルギー 庁長官 堤 富男君

中小企業庁長官 長田 英機君

中小企業庁計画 部長 村田 成二君

委員の異動
十月二十六日
参 考
(商工組合中央 金庫理事長) 児玉 幸治君
商工委員会調査 室長 山下 弘文君

同日
補欠選任
梶山 静六君 安倍 晋三君
中尾 栄一君 佐藤 剛男君
中川 秀直君 小野 晋也君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

同日
補欠選任
梶山 静六君 中川 秀直君
中尾 栄一君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構

造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法

案(内閣提出第九号)

通商産業の基本施策に関する件

経済の計画及び総合調整に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○中井委員長 これより会議を開きます。

通商産業の基本施策に関する件、経済の計画及

び総合調整に関する件並びに私的独占の禁止及び

公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお

諮りいたします。

本日、参考人として商工組合中央金庫理事長児

玉幸治君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

○中井委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。尾身幸次君。

○尾身委員 尾身幸次でございます。きょうは、関係機関の皆様、そして参考人の皆さん、お忙しいところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。中小企業の問題について質問をさせていただきます。

現下の経済状況、バブル崩壊の後、円高、冷夏その他により非常に景気が低迷をしております。景気低迷というよりも、極めて厳しい不況下にあります。そういう中で、特に中小企業は景気低迷のしわ寄せを受けておまして、大変深刻な状況にあるわけでございます。そういう状況で特に大切な問題は、中小企業に対する金融の問題でございます。最初に中小企業金融の問題につきまして質問をさせていただきますかと思うわけでございます。金融の問題でございます。一つは中小企業の資金繰りの問題であります。もう一つは金利の問題であるというふうに考えているわけがあります。

最初にお伺いしたいのですが、これは大蔵省の方にお伺いをさせていただきますが、民間の金融機関が中小企業に対して貸し流しをしているのではないかとような声がありますが、これについてどう見ておられるか、お伺いをさせていただきます。

○河野説明員 御説明申し上げます。

最近、金融機関の貸し出しの伸びが低い状態が継続しているという事は事実でございます。これは、基本的には、現在の景気情勢の中で企業の資金需要が低迷しているという事が原因であるというふうに考えてはおりますけれども、同時に

また、金融機関におきましては、バブルの反省から審査の適正化といったようなことも進めておりまして、私どももいたしまして、このような審査の適正化は重要ではございますけれども、そのことによりまして景気回復に向けまして企業が必要とする資金が円滑に供給されないというような事態が生じないように注意してまいりたいと考えております次第でございます。

○尾身委員 資金需要が低迷していることも事実だと思っておりますが、やはり優良プロジェクトについて、その審査の仕方あるいは担保の見方等について必要以上に慎重になり過ぎていて、そのために中小企業に健全な経済活動のための資金が順調に流れないという危険性もあると思えますので、この点については、具体的な事例をここで申し上げるわけにはいきませんが、これから十分対応していただきたいと思いますから、そういう点についても一層きつと答えてください。

○河野説明員 私どももいたしまして、今委員御指摘のとおりの問題意識を持っております。このため、先般の緊急経済対策におきまして「金融の円滑化」と題しまして、中小企業向けを含めまして、資金の円滑な供給を図られますよう、金融機関の融資態勢の強化などを要請したところでございます。

○尾身委員 そこで、特に民間の貸し出しについても一つお伺いをいたします。

御存じのように、公定歩合、長期プライム等の金利が非常に大きく下がっております。例えば公定歩合は、平成二年八月の六%の水準からことしの九月の一・七五%まで、下がった幅が四・二五%下がっている。長期プライムも、平成二年十月の八・九%からことしの十月の四・五%まで、下げ幅四・四%というふうに下がっているわけがあります。銀行のかなりの資金調達源になります短期プライムレートも、平成二年十二月の八・二五から平成五年九月には三・三七五というところで、四・八七五下がっているわけでありま

そういう状況のもとで、では一体この期間における民間金融機関の貸出金利がどうなっているかというと、同じ期間、都市銀行が一番高いときに七・九%であったものが四・八四%にまで下がっている。地方銀行で七・七八%であったものが五・〇〇%まで下がっている。第二地銀で八・〇八%であったものが五・六四%まで下がっている。信金で七・九六%であったものが五・九四%まで下がっているというところでございまして、公定歩合及び長期プライムレートの下がり幅が四・二五とか四・四という水準、短期プライム四・八七五という水準で下がっているにもかかわらず、都市銀行、地方銀行、第二地銀等々大体二%から三%程度までしか実は下げ幅がない。つまり、長期、短期のプライムレート及び公定歩合の下がり幅に比べて、民間金融機関の貸出金利の下がり幅、これはストックベースであります。下がってきていないという状況であります。

そういうことを考えると、実はここ一、二年の間の金利下降局面において、金融機関が、金利下降による、タイムラグと言ってもいいかもしれませんが、そういう点で相当利益を得ていて、借り手の方の中小企業を主体とする需要者側がそのしわ寄せを受けているのではないかと感じますが、この点についてどうお考えになっておられるか、お伺いをさせていただきます。

○河野説明員 御説明申し上げます。

金融機関の貸出金利につきましては、ただいま委員御指摘のとおり数字がございまして、若干時点の問題は確かにございまして、データがとれます直近の時点が本年八月でございますので、実は、ただいま御指摘いただきました計数の中にはまだ九月以降の公定歩合の引き下げ並びにその他の金利の引き下げは織り込まれておりません。また、御指摘いただきました計数はストックの計数でございますので、そういう意味でも、やはり新規の貸出金利が低下しましてからのストックの方に反映されるまで若干の時間がかかることはや

むを得ないかと存じます。いずれにしても、私どももいたしまして、市場金利の実勢が適正に貸出金利に反映されますように引き続き注視してまいりたいと考えております。

○尾身委員 大変大事なことを言われましたが、公定歩合が下がったのは九月なんですね。二・五だったのが一・七五に下がったということですね。そうすると、その分の引き下げ分、これに連動して長期プライム、短期プライムも下がると思うのでありますが、その分についてはまだ今の水準に織り込まれていないだろう、タイムラグがあれば、ある程度の時間があればその分の民間金利はさらに下がるだろうというふうに予想されていると理解していいですか。

○河野説明員 もちろん、申し上げるまでもございませぬけれども、金融機関の貸出金利というのは、やはり各銀行におきまして、借入先の状況でございますとか資金需給などを勘案しまして自主的に決定をいたしますので、公定歩合の水準にそれがすべて直接連動するという形ではございませんけれども、私どももいたしまして、やはり現下の市場実勢というものが貸出金利に今後適切に反映されていくことを重ねて強く期待しているところでございます。

○尾身委員 この点について、中小企業庁のお考えを伺います。

○長田政府委員 中小企業庁といたしましては、現下の中小企業をめぐって非常に厳しい状況を考えて、民間金融機関の貸出金利については、そのコストを反映した適正な水準に定まっていこうということが重要であることは言うまでもないところでございます。金融当局におきまして、先般の緊急経済対策を初めとして、従来から民間金融機関に対して適切な措置を指導してきておられるところでございまして、私どもとしては、その実効が上がるというのを期待しているわけでございます。

○尾身委員 次の質問に移ります。

民間金融機関の貸し出しの伸びはそれほど高くなっているが、それに比べて中小企業関係金融機関の貸し出しの伸びが比較的高い水準にあるわけである。この一年の数字で見ますと、全国銀行で貸出残高は三百四十二兆でございまして、一年間の伸びが二・一％、信用金庫が六十五兆で一年間の伸びが三・四％、信用組合が十八兆で一年間の伸びが一・八％ということになっているわけでありまして、これに対して、国民金融公庫が八・八兆円でありまして、この一年間で八・八％伸びている。中小企業金融公庫が八・八兆円でありまして、一年間で九・八％の伸びを示している。商工中金だけが、十一・六兆円でありまして、一・八％の伸びでありまして、やや民間金融機関よりも伸びが低い、特別低いという数字になっております。

私は、国金と中小企業金融公庫についての伸びが高いのは、政府関係機関として適切に資金需要に対応していることが一つの原因だということに評価をしておりますが、これにつきまして三機関の代表の方及び通産省に、どう評価しておられるか伺いをさせていただきたいと思っております。特に商工中金につきましては、伸びがほかよりも低いわけですが、この原因はどのようなことかということも含めてコメントをお願いいたします。

○井川説明員 御指摘のとおり、当公庫に対し中小企業者の期待及び実際の融資実績というものは大変高いものがございまして、特に、本年度上期の実績が出てまいりましたが、本年度上期については、対前年同期比二七％と大変高い伸びをいたしております。私たちとしては、中小公庫が長期、低利、固定という資金の御用立てをするという性格を持っておりまして、そのメリットを中小企業者の方々が評価をして我々の窓口に来ていただいているということでございます。

ということ、実は我々といえども、現在の不況下、大変経営難にあえいでいらっしゃいます。

ます中小企業の方々の役に立ちたい。累次の総合経済対策あるいは緊急経済対策の措置に準拠をいたしまして頑張っているところでございまして、その結果がそういう数字となって出てまいったというふうに考えておるわけでございまして、

○尾身委員 ちよと今、中小企業金融公庫総裁の御意見ですが、二七％というようなお話でしたが、私がお伺いしておりますのは、実は残高ベースで考えておりますが、残高ベースでそういう数字になっておりますか。

○井川説明員 ただいま申し上げたのは貸付ベースでございまして、残高ベースで申しますと九・八％ということになっております。

○児玉参考人 ただいま尾身先生から御指摘ございましたように、中小企業三機関の中では商工中金の貸し出しの実績の伸びが低いことは事実でございます。平成五年度の上期の貸出実績、四・九でございまして、これは前年同期比の成長率で見まして一・五％の伸びにとどまっております。また、今年の三月末と九月末を比較してみますと、〇・五％の伸びにとどまっております。これはこれまでにない低い伸びでございます。

その原因でございますけれども、私も商工中金におきましては、中小公庫あるいは国民金融公庫と異なって短期資金をかなりの量取り扱っているわけでございまして、これが景気の低迷あるいは売り上げ不振によって減少いたしておるわけでございまして、とりわけ割引手形が減少しているというのがその原因であろうかと考えているところでございます。

こういう状況でございますけれども、元来商工中金の使命というのは、事業資金の円滑な融資によつてメンバーの中小企業の成長、発展に資することにあるわけでございまして、お取引先が困っているときこそ親身になって御相談に応じていくというのが使命だと私も思っております。これまでも何回かの不況の際にもそのように対処してまいっております。したがって、今回もその方針

で、我々は本店、支店を挙げまして全力投球をいたしているところでございます。

具体的にそれらをどうするかということでございますが、一つは、累次の景気対策の中で創設をさせていただいております各種の特別貸し付けを推進する、あるいは適時適切な融資を執行する、さらには、既往の貸し出しにおける返済猶予などの各種の金融支援をする等でございます。個々の中小企業のお客様の実情に応じまして、本、支店一体となつて対応しているところでございます。また、赤字企業や担保力に乏しい中小企業に対し、弾力的な扱いをいたしておるところでございます。

○土田説明員 国民金融公庫の場合、取引先は中小企業の中でもななく小規模企業がその大宗を占めております。この小規模企業は一般に経営基盤が脆弱でありまして、民間金融機関の金融ベースに乗りがたく、また必要な資金を十分に借りられないといった状況にございまして、私どもは、これらの企業に必要な事業資金を供給していくということが国民金融公庫に与えられた使命であると考えておるものでございます。

昨今、国民金融公庫の貸し付けの大宗を占める普通貸し付けの残高は、委員お示しのようによ、この数カ月、前年同期に對しまして八ないし九％の伸びになっておりますが、これは、現在の経済環境のもとで中小企業の事業を支え、また景気を支えてまいりますのに役立つよう努めてまいりました結果でありまして、私も、今後とも、民間金融機関を補完し、中小企業の資金需要に適切に對処してまいりたいと考えておる次第でございます。

○長田政府委員 今、三機関からお話がございましたけれども、政府としまして、この政府系の中小企業三機関に対する中小企業の期待というものは非常に高いものでございまして、御案内のとおり、本年四月に総合経済対策で一兆九千億円、そして今回の九月十六日の経済対策で一兆円超と

いうような貸付規模の拡大を決定したところでございまして、私どもとしましては、この政府系の三機関を通じて中小企業者の金融の円滑化が図られていくということに万全を期してまいりたいと思っております。

○尾身委員 政府関係の中小企業金融機関が積極的に中小企業者の資金ニーズにこたえて、新しい貸し出しについてはかなり低金利で融資をしているという実態にあることはよく存じ上げております。しかし、実は一方で、既往債務、中小企業者の既に借りている債務の金利が相当高い水準にあるわけでありまして、

先日の、九月に政府が出しました経済対策の中でも、補正予算が成立した後ということでございますが、運転資金支援特別貸付制度の限度額の増加とかあるいは要件の緩和ということが一つ打ち出されました。それからもう一つは、緊急経営支援貸付制度として、これも要件緩和が打ち出されて、大きな二点の政策がなされているわけであります。その新規貸し付けの金利も基準金利ベースで四・五％、これは全体の金利引き下げの中での動きでありますけれども、そういう水準になっているわけでありまして、しかし今までの貸付金利というものが、かなり高い金利の債権、債務が残っております。それが中小企業の経営の大きな負担になっているということも実情でございまして、私は、現下の中小企業政策の大きなポイントはこのように既往債務についての金利負担を軽減していくことにあると考えているわけであります。

○長田政府委員 先生御指摘の既往債務についての問題でございますが、これはいろいろな金融制度との関係がございまして、例えば既往債務の金利を引き下げるということにつきましては、中小企業金融公庫とか国民金融公庫の長期固定金利の融資という制度としての大前提、これを事実上覆すということになるのではないかと、また変動金利の貸し出しを中心としている民間の金融機関との競合問題などもございまして、現時点では大変困

難な問題であるというふうに考えております。

○尾身委員 今二つ目に言われた民間との競合問題というのはどういうことですか、もう一言説明してください。どうして競合問題があつて引き下げられないのですか。

○長田政府委員 中小企業金融公庫や国民金融公庫は長期固定金利で貸してございまして、変動金利による貸し付けをとっておりません。民間ではそういう形をとっておりまして、政府系の金融機関がそういう変動金利制をとりますと民間の金融機関がやっておりますと同じようなことになっていくという点からでございます。

○尾身委員 それでは、高い金利で借りていた今までの既往債務を金利の低い新しい融資に切りかえるといういわゆる借りかえ融資ができないのか、この点について伺いたいと思います。

○土田説明員 国民金融公庫の扱いにつきましては、御説明を申し上げますが、国民金融公庫におきましては、その設立の当初から一企業一貸し付けを原則としていたしまして、既往の貸付残高のあります企業が新たに資金を必要とし、再び公庫に借り入れを申し込んだ場合には既往貸付残高を差し引いて貸し付けるという建前をとっております。これは国民金融公庫の取引先の大衆が経営基盤が脆弱な中小企業でありまして、重複で融資することによりまして返済元金の負担が増加し、企業の資金繰りに大きな影響を及ぼすことになるというところに注目いたしまして、企業の返済力などを勘案いたしまして、個別具体的には取引先の顧客と相談の上ということになりますが、やや限定的に運用しているところでございます。

総論として、既往の高い金利の貸し付けにつき

まして単に貸付金利を引き下げるために融資するということは、ただいま政府の方から御説明もありましたようなことでございまして、私どもは認められないものと考えております。

○長田政府委員 国民金融公庫は今御説明がございましたように非常に特殊な事情でそういうケースがございまして、基本的な考え方としては、政府関係の中小企業金融機関の既往債務の低い金利での借りかえにつきましては、これはいろいろ金融局面で事情があるのですが、金利上昇局面では固定金利借り入れのメリットを十分享受できる、しかし金利下降局面では低金利に借りかえをする、もしそういうことを認めたといしますと、長期固定金利を事実上骨抜きと申しますか、そういうことになってしまふのではないかと、あるいは、政府系中小企業金融機関も金融機関として契約をして貸し付けをやっているわけでございまして、個別の契約で貸し付けをやっている点、一つの約束でやっているとこの点でござい

ます。それから、政府系中小企業金融機関も原資を高金利で調達しているというふうな事情で、低金利で借りかえによりまして経営上の健全性が損なわれるというふうな点から考えまして、実施するのはなかなか困難であるというところでござい

○尾身委員 既往の貸し付けを低い金利の貸し付けに切りかえることは困難であるというお話であります。じゃ、それならば、中小企業の立場から見たら一体どういうことになるのかというところ、今この不況のもとで非常に高い、民間金融機関から借りるのよりも高い金利の借金の残高がある、その残高を何とかもつと安いお金を借りて、借りかえをすることによって企業の金利負担が低くなる、そういうことも中小企業の立場から見ればどうしてもいいというところになるわけですか。ですから、そういうときにまさにそれができるといふことではなければいけないと私は思うわけであり

借りて、その金で中小企業金融機関の既往債務を一括して返済するようにしたいという企業も、これは資金借入能力がある企業については出てくるわけでありまして、そういうときに中小企業金融公庫の窓口に行つても、国金の窓口に行つても、商工中金の窓口に行つても、窓口では、これは一たん貸したものですから最後までちゃんと十五年間かかってゆつくり返してくだささい、高い金利も、借りかえはできないのだから、そのまま払ってくだささいというのを言われるのです。今までの貸し付けを返済することを認めません、認めないというふうな言葉で言われるわけなのです。

我々としてはそういうものを認めるわけにいきませんという表現で言われる。そのために中小企業者は、そう言われたときに、それでも強引に返したら金融機関との関係が悪くなつて、今度は自分が資金需要が生じたときに貸してもらえないかもしれない、そういう心配があるものですから、これを聞かざるを得ない。もつと安い金利の金を借りて返済できるのに、そういう返済ができないというふうな実態にもあるというふうな言われておりますけれども、その点についてどういふふうに考えておられるか、御意見を伺いします。

○熊谷国務大臣 委員が各方面から事態を浮かび上がらせて、現在の中小企業の置かれた状況の中で、御指摘のような状況というものが中小企業の立場から見ればいかに大変かということとは私もよく理解をいたします。

ただ、御案内のとおり、政府関係金融機関の立場から申しますと、この原資が財政資金に依存しているわけでございまして、今度はこの三機関の経営を考えますと、これを破滅させるわけにもまいりません。そういうところが多少物わりの悪いようなお答えにあるいは聞こえたのではないかと、だからこれをごまかす御意見も聞かれませんという

いりますのでなかなか難しゅうございますけれども、検討の課題にさせていただきますと思ひます。

○尾身委員 大臣の答弁はちよつと私は違うように思うのです。この点について、本心に認めないというふうなことをやっているのか、またそういう権利があるのかということについて、金融機関の方の責任者の御答弁をお願いいたします。

○井川説明員 中小企業庁長官あるいは通産大臣からのお答えにもございましたように、システムとしては、特に中小公庫の場合におきましては長期固定金利である、その原資は財政原資であるというふうなシステムになっております。したがって、貸し出しをいたしますときに、中小企業者の方といたしましては長期的な経営内容を相談して、採算が合うという前提のもとにそのときの金利でお貸しをしております、こういうことになるわけでございます。

実は我々、中小企業の方々といろいろお取引をします場合にも、長期的な観点でいろいろな物事を相談していこう、したがって金利の高いときもあるけれども、安いときもある、そのときそのときに御用立てをしていくというやり方でございます。これが、高いときの金利の分は返したい、返すというふうなことになりますと、我々のシステムとしての長期固定金利というものが崩れてくる、ということとは、反対からいいますと、中小公庫の経営基盤が危うくなつてくる、収支の悪化を来すという問題が別途ございまして、しかしながら、一方、中小企業者の窮状もいろいろお聞きしていかなくちゃならぬ、そういうことで、私としては、返すべきではないとか返させないというところではなくて、我々の立場を十分御理解いただくということが先決なのではないか。したがって、中小企業者のそれぞれの経営内容の御相談に応じながら、我々のシステムないし我々の立場も十分説明して、納得していただくように、こういうことを申し上げているわけでござい

末端の一部において、必ずしも私の申し上げるような趣旨ではないような感じで中小企業の方々が受け取るようなことがあるかもしれないが、我々の立場は、ひとつぜひこういう立場も御理解の上、我々は、七年、十年、十五年という長期の資金も長うございますが、いろいろ長期のおつき合いをする、その間を考えながら御納得いただき、こういうふうにして申し上げているわけでございます。

○尾身委員 私、民間中小企業がほかから、いろいろな事情があると思うのですよ。長期的に固定金利で貸さなければシステムが崩れるという話、私もよくわかりますし、借りている中小企業金融機関の原資は固定金利になっているわけでありまして、貸す方が固定金利でなくて貸して、しかも途中で返されたら困るという事情はわかります。しかし、それは貸す方の事情でありまして、借りている方の中小企業の事情から見れば、もっと安いところから借りられる状況にあるのに、しかも経営が倒れるか倒れないかという状況にあるのに、そちらで貸してくれる人がいるのに、その金を借りて高い金利の金を返そうと思っただけで返せないというのでは困るわけでありまして。事情はわかりますし、話し合いはする必要があると思いますが、これはどうしても返したいという人には、この返済は認めるべきであると思います、責任ある答弁を求めます。

○長田政府委員 今、中小企業金融公庫総裁からお話がありましたとおりで、お話をさせていただきます。私ども、制度といたしまして考えてみた場合に、一括返還をするというようなことはなかなか難しいというふうなことであります。

○尾身委員 そうすると、一括返還は難しいというのをはかりましたが、仮に返したいという申し出があったとき、認めるのか認めないのか、どちらか答えてください。いや、中小企業庁長官に聞いています。

○長田政府委員 これは、金融公庫総裁が答えて

しましたように、中小企業者との間でよく話し合って御理解を得る、相互の話し合いのもとで決められるというふうなことであります。

○尾身委員 いや、それじゃ、どうしても返したいと言ったとき、認めるのか認めないのか、それについての指導官庁としての行政機関の方針を聞かせてください。

○長田政府委員 なかなか難しいところでございまして、やはりよく話し合って、なるべく本人の御理解、中小企業者の御理解を得て、そして問題の解決を図っていくというふうなしたいと思います。

○尾身委員 中小企業者の御理解はわかりましたよ。中小企業者の事情があるときに、中小企業者の事情を金融機関の方で理解していただいた場合に、窮状を理解した場合にどうなるのかということとを聞いています。中小企業金融機関の事情だけを中小企業者が理解しろというのは一方的な話で、中小企業者の事情を中小企業金融機関が理解することも必要なのです。そのことを私は聞いています。

○井川説明員 ごもっともな話でございます。しかし、半年前に総合経済対策でつくっていただきました返済資金緊急特別貸し付けというの、実は、やはり高金利のものについて、これは繰り上げ返済云々というふうなことではなくて、現行の安い金利で運転資金としてその返済分を融資しようという制度でございます。

○長田政府委員 我々といえども、中小企業の方から従来そういう声が大変強かった、このことを主務官庁、政府にも申し上げまして、先生方の御理解を得てこれができるかと思っております。返済資金緊急特別貸し付けといったようなものをぜひひとつ御活用いただく、そういうことによつて、我々のシステム自体も大いなる痛手をこうむらずに済むということをやっていききたいということ、こうした返済資金緊急特別貸し付けなりあるいは運転資金の特別貸し付けという制度を御

説明をして、それを御活用願っているというのが実情でございます。

○尾身委員 この点については、どうしても返済をしたと言ってきたものは、これを認めないというふうなことは、私は、少なくとも自由経済体制をとっている限りにおいてはできないというふうに理解をしております。もちろん、話し合いをしてお互いに理解を深めるといことは確かでありまして、これは基本的な経営権の問題であります。ですから、できないというふうに理解をしておりますが、仮にその期間の途中で、政府関係金融機関から借りた高い金利のものを返済したい、どうしても返済したいということを中小企業者が言ってきたときに、これを認めないということが法的にできるのでしょうか。中小企業庁長官の考えをお伺いします。

○長田政府委員 当初の契約は、長期固定金利ということでございますから、長期で当初融資契約をしていただいております。それを途中で返済ということでございまして、最初の契約内容とはその返済の仕方が変わるわけでございます。そうなりますと、そこは当事者間でよく話し合っていく、こういう問題になるのだと思っております。

○尾身委員 住宅金融公庫という機関があるのです。住宅金融公庫は、住宅用の資金を貸し付けております。これについては、金利がこういう時代になってくると、一般のいわゆる住宅を建てる人、個人が高い金利負担、昔借りた住宅金融公庫の負担にたえられなくなったときによくあるのです。銀行から安い金利の金を借りて返すのです。住宅金融公庫は、返済お金を受けて返すわけですね。住宅金融公庫は、もう一たん住宅を建てれば住宅金融公庫とのつき合いがこれ以上なくて済むわけだからいい。しかし、中小企業者の場合には、経営がゴーイングカンサンである限りにおいてはこれからはこれ以上と続いている限りはならないということの中で、どうしても認めないと言

われたら、それが法的に妥当性を持たないものであっても、言うことを聞かなければこれからの取引が停止してしまうかもしれないという力関係のアンバランスの中でこの議論がなされているわけですね。ですから、これは非常に大事な点なので、住宅金融公庫は事実上そういうふうな返済がかなり行われているというふうな聞いておりますが、中小企業金融公庫とか、中小企業機関だけではこれができるかどうかと大問題だと思っております。

この点についてもう一度、できないのかできるのかについて、これは大事な点なので、ほかにもいろいろ質問したいことがあるのですが、はつきり答えていただかないと、絶対できないと言われたのでは、これは大変な問題なんです。その点をもう一遍お答えください。

○長田政府委員 従来からお答え申し上げておりますように、当初長期で契約をしておりますものでございまして、やはりそこは、基本的にこの制度全体、システムを踏まえた上での当事者間の話し合いということだと思います。

○尾身委員 この点について大臣に、今、中小企業庁長官はそういう答弁でございしますが、大臣のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○熊谷国務大臣 先ほどあなたの意見は違っていると、こういうお話があったのですが、先ほど申し上げましたように、私は、制度全体の根幹に揺れる問題であるのでなかなか大変ですという立場はあるけれども、しかし、中小企業者の痛みといえますか、それも現下をよく見ればお互いよくわかるわけではございません、したがって、我々としては、私契約のことですから、最終的な私契約を要するといふときはいろいろ議論があるのでしようけれども、全体の運営としては、余りかたことを言わずに、少し勉強、検討課題にすべきことではないかというのが私を感じておるところでございます。尾身先生御案内のとおりいろいろな課題がございしますが、重要な課題として検討させていただきたいと思うのでござい

す。
○尾身委員 私は、今の大臣の答弁、それなりに納得できるものではないかと思ひまして、評価をする次第であります。

それで、この点については、実はよく言われていることなんでしょうが、この中小企業金融機関の資金源は資金運用部からのものである。資金運用部からのものであつて、そちらの方が固定金利、固定期間だから、そういう返済とか金利の軽減とかいうことができないというようなことを言われていると思うのですが、この点については、その資金供給源となつております資金運用部あるいは財政という問題を所管している大蔵省としてはどういうお考えか、その点についてお聞きをさせていただきます。

○乾説明員 私どもの所管しております資金運用部資金でございますけれども、議員御案内のように、資金運用部資金は、郵便貯金であるとか厚生年金、国民年金等の年金資金をお預かりして、これを他方で政府関係金融機関等にお貸しをしております、そういう仕組みになつていくわけでございます。

この貸し付け条件につきましては、私ども、お預かりする郵貯、年金等から長期固定の金利でお預かりをしておりますので、その金利、預託金利と申しますけれども、その預託金利と全く同一の金利で政府関係金融機関に貸し出しを行つております。私どもは一切利ざやを取らないという、そういうストレートに借りた金利で貸すという仕組みになつておりますので、先ほど来の議論を伺つておりましたけれども、資金運用部につきましては、今申し上げましたような性格から、この長期固定ということを変えることは困難であることを御理解いただきたいと思います。

○尾身委員 先ほど井川総裁のお話にありました制度があるのです。返済資金緊急貸付制度という制度であります。これは、ことしの四月に、自民党が政権にあつたときに、その既往貸し付けの資金負担を少しでも軽くするために返済の分の元

利金、その年に払う分を改めて貸し付けるという制度でありまして、これは全体の貸付残高に対応するものではありませんが、その年の返済部分及びその年の金利部分についてだけ、これをそのまま返済しない金利支払いをさせないで、その分を新しい条件で、低い金利で貸し付けるという制度であります。

私は、この制度は非常にいい制度だと思つておりますが、今回の九月の経済対策におきましては、実はこの制度の拡充強化がなされておりました。自民党時代のものでありまして、その制度があるのですが、これは実は制約があつて、元利合計のお金を借りたと思つていくと、今までの金利が六・九％超のものではなければ適用できないというところになつていくわけでありまして、六・七％とか六・八％で借りていく企業はこの制度を適用できないことになつております。

これについては、ことしの五、六月ごろのプライムレートは五・四でありまして、今は四・五になつておりますが、その時代に決めた六・九％という水準であります。その後、公定歩合、プライムレートその他いろいろ下がつていくわけでありまして、この六・九というものがむしろ高い水準のものとして定義されるならば、新しい景気対策においては六・九を六・五ぐらいにまで弾力化をして、それによつて相当程度の中小企業が、一〇％ではないまでもある程度救われてきたのではないかと、こういうふうに私は感じていたわけでありまして、こういう制度が、その部分の弾力化ができていなかったということは、残念だなと思つていくわけでありまして、これにつきましてもどういふふうに、そういうことを検討するお考えがあるかどうか、通産省の方にお伺いをさせていただきます。

○長田政府委員 先生今御指摘の制度は、お話しございましたように四月の経済対策でできた制度でございます。まして、中小企業者の返済の場合に、元本及び金利、これらの返済資金に充てるための融資でございます。それで、六・九％という水準を決め

まして、これを越えるものについて、御指摘のとおり、この元利返済金を対象にした融資をしております。

六・九％という水準を決めるに当たりましては、前回の円高不況時に講じた水準、このときは実は七・四％でございました。それから今回の制度は、中小企業のカバレッジを非常に広くしているというふうなことを勘案いたしまして六・九というふうな決めたわけでございますが、これは基本的に返済期日が来た元本と金利を融資するという資金繰り面の対策でございますので、特に金利が現状において下がつたから金利を下げなければならぬというふうにはならないのではないかと、こういうふうに考えております。

○尾身委員 それはおかしい考え方だと思つております。金利負担が高いから、高いものについて資金繰りのためのものでは、金利の六・九という制約条件は要らないのです。全部返済のものに對應すればいいのです。それを六・九以上ということもあつたと思つております。ちょっと、そうじゃないですか。

○長田政府委員 いわゆる元本と金利の返済時期が来たときに、その元本と金利を返済できない方を対象にして、その元本と金利の返済資金を融資するということがこの制度の直接的な目的でございます。それから、特にその金利の負担を下げるというふうなことが目的になつていくのではないというふうに理解しております。

○尾身委員 今の中小企業庁長官の説明は少しおかしいと思うのは、そういうことであれば、六・九％以上のものしか対応しないということを決めることがおかしいと思うのです。資金繰りに困つて、売り上げが減少している中小企業は全部対象にするという制度でなければ、あなたの言つたようなことにはなりません。ただ、もう一つ重要な質問があるので、この質問はこれ以上はしませんが、ちょっとよく考えておいていただきたいと思ひます。

もう一つは、今、政府系金融機関と民間金融機関の金利が一体どうなつていくかということ調べてみました。都市銀行が平均金利、これはストックベースの平均金利ですが、四・八四、地方銀行が五・〇〇、第二地銀が五・六四、信用金庫が五・九四というのがストックベース、残高ベースの平均金利なんです。つまり四％から五％台になつております。これに対して中小企業金融公庫は五・八六％、国民金融公庫が五・九四、商工中金が五・四一ということになつておまして、実を言いますと、信用金庫は別として、第二地銀や地銀と比べて中小企業金融公庫や国民金融公庫は、相当ストックベースの残高の金利水準が高い水準になつております。商工中金だけが五・四一ということと第二地銀よりは低いのですが、地銀の五・〇〇よりは高い、そこそこの水準であります。中小企業金融公庫と国民金融公庫は五・八六と五・九四ということで相当高い水準になつております。したがつて、民間金融機関が、先ほどの大蔵省の説明によると、プライムレートの引き下げあるいは公定歩合の引き下げに応じて、さらにこの金利がストックベースで下がっていくということになつてきたときに、中小企業金融機関の平均金利の方が実は高い水準で取り残されてしまうというところが私はかなり懸念されてくるわけであり

ます。

そして、私の知つて私の地元の群馬県の中

小企業の例で見まして、これは中小企業金融公庫からお金を借りておりますし、民間の信用組合からお金を借りておりますが、中小企業金融公庫から借りてお金の直接貸しの残高の金利が平均で六・八四です。そして、民間の信用組合から借りてお金の、これは二十年物もありまして、変動金利であります。五・六六％ということでは、民間から借りてお金の、しかも、信用組合という小さい金融機関から借りてお金の金利が中小企業金融公庫より借りてお金の金利に比べて平均で一％以上も低いという水準になつて、完全に逆ざやになつていくわけでありまして、ですから、そういう中小

企業の立場を考えると、やはりこの高い金利のお金を返して、もっと低い金利の金に借りかえることが一番の企業のための体質改善になるのだという要望は極めて合理的なものであると私は思うわけであります。

それで、先ほどから大蔵省の説明も伺いました。いろいろな説明を伺っておりますが、一つの解決策としては、そういう事情にあるときに、どうしてもこういう低金利時代には長期固定の金利で貸すという原則を立てていって政府機関の金利の方が民間よりも高くなってしまう、高いときにはもちろん逆かもしれません、なってしまうという現状があつて、このことが中小企業者の政府系金融機関あるいは中小企業政策に対する不信感の大きな原因になっていると思ひますし、私はその不信感というのは相当根拠があると思つております。

それで、そういうことを考えた場合に、財投の金利は固定金利で固定期間で借りたにしても、中小企業金融機関としては、市中の一般金利よりも一段階低い金利で変動するような設備資金の貸付制度をつくつて、その変動金利制による長期資金の貸し付けということを考えるべきではないか。その場合に、固定金利の今までの制度と変動金利で借りるのかどうかというこの選択は借りる中小企業者の選択に任せるべきではないかというふうに私は感じております。原資であります財投金利が国債の金利と連動して長期固定ということになつてはいるわけですが、この金利水準そのものは、つまり、資金源としての金利水準そのものはいつも長期プライムレートよりも非常に低い水準にあるわけでありまして、そういう低い資金源を使つて中小企業金融機関が独自で低い水準のままの変動金利による長期貸付制度としないのをつくつても、考えてもいいのではないか。

これは大企業の場合には、例えば三菱銀行のような都市銀行から借りるときは変動金利で借り、長興銀から借りるときは、長期信用銀行から

借りるときは固定金利で借りて、どちらでも借りられるようになっていって私は思うのであります。ですから、中小企業にもそういう固定金利で借りるのか変動金利で借りるのかという選択を、中小企業金融機関の貸し付けのフレームワークの一つとして、そういう選択ができるようなことをこれから課題として考えるべきではないかというふうにも思います。そういう点について通産省の御意見を伺ひたいと思います。大臣、お願いいたします。

○熊谷国務大臣 卓抜した御提案だと思ひますけれども、よく今考えてみますと、先ほどの話と似たようななかなか難しい問題もあるなという感じがいたします。いたしますけれども、制度、仕組みは、これは人間がつくることでございまして、せつかくの尾身大先輩のお話でございまして、中小企業庁に命じまして研究課題にさせていたしたいと思います。

○尾身委員 こういう問題について、ぜひ政府で真剣に取り組んでいくことを祈念をし、大臣の答弁に對しまして、商工中金の理事長、一言。○児玉参考人 ただいま尾身先生からお話のございました変動金利貸し付けでございまして、中小企業三機関の中で商工中金というのはちよつと組織の性格が違つたわけではあります。例えば、その資金調達の方も利付商工債券という形で市中から調達しているということではございまして、半官半民と申しますか、民間的な色彩の強い組織でございまして、したがって、従来から資金調達、運用全般にわたつて、できるだけ民間並みの対応をしようということにいたしておりました。貸し出しの運用につきましてもそれなりの弾力性を持たせていただいているわけではあります。

今お話のございました変動金利貸し付けでございまして、実は私どもの方では数年前からそういう制度を導入をいたしております。もちろん、今お話しございましたように、これは貸し手の側の判断が出てまいりますから、金利先安だと思つたと変動性の貸し付けが期待が多くなりますし、

逆の場合は固定の方が多くなるのでございまして、現在この変動金利貸し出し、私どもの方では二兆五千億円ほどございまして、全体の長期貸し付け七兆七千億円の約三割を占めておりますので、この点だけ御報告いたしておきたいと思ひます。

○尾身委員 時間でありましてこれで質問を終わらせていただきますが、今大臣の御答弁のようなど、ぜひ長期的な課題として、重要な課題として御検討願ひたいと思ひます。終わります。

○中井委員長 次に、佐藤剛男君。○佐藤(剛)委員 経済企画庁長官がおりますから、経済企画庁長官にお尋ねをいたします。長官、先週の日曜日でございましたが、私こういう問題提起をいたしましたわけですが、その背景は、今回の消費増税に絡みまして、その喚起策としては所得減税問題である、あるいは新聞では消費増税の抱き合わせだのいろいろな問題が出ています。減税の問題は別にしまして、基本的に、熊谷大臣が一衆議院議員のときに日本経済の不均衡問題と云うのを取り上げて、その中で一番大きな課題と云うのが海外の経常黒字、対外黒字と云うこと、これはほつておくと大変なことになると云うことで、私はそれを、マクロ経済学的に大臣に御確認申し上げるのですが、説明いたしましたのは、日本の経済、マクロでいいますと、総貯蓄から総投資、住宅投資を含め、いわゆる公共投資を含めて総投資、この差が、我々貯蓄をS、セービングと云う言い方でよく経済論理に使うわけでありまして、また投資はI、インベストメントと云う言葉を使うわけでありまして、このSとIの差が対外黒字という問題にぶつた下がつて、これは千五百億ドルなりという膨大なものに出る。これが一つの要因になつて円高、円高へと行く動き

があつて、そういう経済論理とは別に、国際的なマネーの中で、恐らく六千億ドルとも言われている国際マネー、為替マネーが動いて、わつと経常黒だ、日本が出たという、ちやちやちやちや、こうやつて円高基調に行く。そういう形の、何と云いますか、いわば解くに解けないような、三角形でいいますと、頂点が低成長であつて、底辺にあるのが財政収入不足であり、片つ方の底辺が対外黒字である、こういう非常に難しい局面に現在来ておるし、経済企画庁長官はその責任者として、その問題の本質というものをきちんと方向づけするのが必要だろつというのを私は御指摘したわけではあります。つまり、ISギャップの増大問題をいかに対処するか。

それで、この一つの資料としまして、私がそのときに申し上げました資料で今大臣にお配りしたものをちよつとごらんいただきました。消費増税を言うときには、必ず家計の問題、日本の我々国民勤労者の家計がどうなつていっているのかというのをよく含んで、分析して、そして対策を出していくということが必要であると思つております。

それで、今ここに一枚紙の、金融資産貯蓄純増率と契約貯蓄率という資料をお渡しいたしました。この思想はどういうことかといひますと、先ほど言つたISギャップがますます増大していきまふ、Sが膨らみますよ、なぜSが膨らむのかと云うと、ちよつと見てください、契約貯蓄率と云うのがあります。Sを構成している、貯蓄率を構成しているものは契約貯蓄率、契約貯蓄率と云うのは、住宅ローンの借金を返済しますと契約貯蓄率になるのです。貯蓄率が増大するのです。実は、これが昭和五十二年の七・八から今全体の形で一三・二。この中には生命保険の保険料の増大等々がございましてけれども、その中で大きなウエイトを示しているのが土地家屋の借金低減の問題であります。

そして、これはどういう背景かといひますと、昔は、若いときには日本人といひるのは、衣食足つ

て礼節を知ると言ひまして、大臣、住が抜けていたのです。衣食住足りて礼節を知るとは言わなかつたかといふと、この住に対して、江戸時代あたり見ましても、長屋の何さんじゃないですか、余り関心を持たなかつた。ところが、戦後、特に昭和二十二年から二十六年に生まれた、堺屋太一さんの言ういわゆる団塊の世代の層というのがすごい持ち家志向になりました。今その人たちは四十二歳から四十六歳ぐらいまでの年齢におられるわけです。今一番の経済的厄年にいるわけです。大抵持ち家を終わらして、借金返済をしている状況だ。この層というのがどういふ動きをしているか、そして、勤労者の中においていわゆる住宅ローンの負債というのがどうなっているかということとつと見きわめながらやっていくということが大きな対策になる。

なぜならば、この貯蓄率というのは、これは減らない、下に行かない現象に日本は来ちゃつた。ところが、このSがIに移行しようとする。しなければいけません。大臣御承知のように、最終的にSイコールIにならなければならぬわけですが、これは、いろいろな流動性の欠陥、例えば土地を譲渡しようとする譲渡所得税が三九%かかっちゃう、あるいは地価税みたいな形になっている、こういうふうなことであつて、この膨らんだSの部分、つまり住宅のローンの返済でSが膨らむ、契約貯蓄率が膨らむ、貯蓄率が膨らむ、それをいわばインベストメントしなければならぬところに、いろいろな流動性の欠陥という問題があるわけでありまして、この面についての対策というのが多々要るわけでありまして。

それから、労働省、いらつしやうとおつて、思ひます、労働省の政策で雇用調整助成金という制度がありまして、今企業は過剰設備、去年あたりは本当に人手不足だ、人手不足だと言つていたのが夢のような形で、今は人余りになつていて、状況にいて、言うならば固定費の増大にふうふういつているわけでありまして。これを身軽にしてやる制

度として、この労働省の雇用調整金の制度というのは私は非常にいい制度だと思う。こういう対策があるから企業内の失業率というものは余り表面化しないので落ちついておるといふふうに考えるのでありますが、まず、通産大臣おられませんか、久保田大臣、私の前回申し上げました一つの流れ、これを御理解の上でどういふ方向で取り組まれるか、経済企画庁としてその点をお聞きしたいと思ひます。

○久保田国務大臣 まず、黒字の問題でございすけれども、先生おっしゃいますように、確かに日本の貿易黒字というものがございまして、これがずっと対外的な摩擦を起しているわけであつて、これにございまして、一つの国でもつて大きな黒字をずっと継続的に持っているというやうなことが世界各國の非常に関心の的となつておつて、このために円高という問題も誘発しやすくなつております。したがつて、政府といつたしまして当然この黒字を縮小していく、経常収支の黒字縮小ということは企画庁の基本的な方針でもありまして、また、政府全体としての取り組みの対象となつておるわけであつて、それにございましては輸入を増加すること、これが一番望ましいことは言うまでもないことであつて、輸入を増加していくという、そのためにいろいろな対策をとつておるわけであつて、

したがつて、早く申し上げますと、そのために先生のおっしゃるISギャップ、これが、確かにSがIの方に移つていかないとさうさうな障害がございまして、それはおっしゃるやうな原因でございまして、日本の場合顕著なのは、世帯におきまして住宅ローン、例にお挙げになります、住宅を取得しようとする意向が非常に強いわけであつて、しかし……

○佐藤剛委員 大臣、ちよつと短くお願いします、質問の時間が限られておりますので。

住宅の問題につきましましては、今回政府として七十万戸出して、金融公庫の金利も最低のところへいっている、そういうことでございまして、また、企業におきまして、省力化、省エネ化、そうした投資の方に今回さうさうの配慮をされているわけであつて、そういうことで、企業におきまして、また家計におきまして、こういうものが住宅投資その他の投資に入つていきますように努力しているという状況でございまして。

○佐藤(剛)委員 失礼いたしました。

私が言ひたいことは、ISギャップを縮小する方向をやらなかつた、構造的に単に輸入だけをあやそうたつた、なかなかそれだけで解決しない大きな問題を抱えていますよ、しかも、日本の中においては消費の問題で、消費増大で所得減税の問題が出ていますけれども、何となく浮ついたやうな形で議論がされているのじゃないですかという懸念を私は申し上げておるわけでありまして。

建設省、どなたかいらつしやうていますか。

今、住宅ローンの残高、公の住宅公庫あるいは民間の金融機関、会社だの何だのを出している部分はなくてはいいですが、どのくらいございまして、それはGNP比率でどのくらいあるか。

○藤田説明員 現在の住宅ローンの残高でございまして、民間の金融機関それから公的機関合わせまして、平成四年度末で百三十二兆四千八百四十五億円でございまして。

○佐藤(剛)委員 その中には民間の、例えば各会社共済だの何だのを出しているというものは含まれていないのですか。民間金融機関だけで。私は、今の数字には含まれていないやうな感じがしますが。

○藤田説明員 今先生のお話にございましたものについては、含まれておりません。

○佐藤(剛)委員 今建設省の方で言われた百三十二兆という数字、住宅ローン返済残高がありまして、これは統計でなかなかとれないと思うのですが、各会社は今一生懸命福祉関係で社員の住宅をやっているわけでありまして、相当な住宅資金というものが家計に流れておる、その統計がないだけで、調べてないだけで、今、仮に建設省の百三

十二兆でいいますと、これは大臣、GNPの約三分の一近くになっていますね。そういうことでございまして。今やそういう家計がローンづけになっている状況なんだろう。そのローンづけになっている実情をもう一枚の紙で、私お配りしましたものでお見せしたわけであつて、

これをお見せしました趣旨は、住宅ローンを返済すると貯蓄になると計算される。貯蓄になつてくる部分があるから、貯蓄率が下方硬直性になつてしまつて下がらないから、そのためにはできるだけ負担を少なくしていくやうな一つの住宅政策というのが必要です。これは例えば償還期間を長くしていく、金利の負担を少なくする、この辺は建設省よくやっておられるのですけれども、まだ二十五年度の何だのというやうな短い部分もある。

なぜかといふと、個々の勤労者の世帯のうち三分の一が大体住宅ローンを借りておられる。住宅ローンづけです。だから、消費がふえるときというのはどういふときかといふと、例えば今度JR東の株が三十七万円から八十万円くらいになつたとすると、何か買つてみようかなという感じになる。こういうフロア部分みたいな感じがでない限り、びつたりともローンづけになっていきますから、さらにそれに教育費だの何だのかかつているのが経済的厄年になっている今の中堅の部分ですから、そういう人たちに對して何を一体あれをすれば消費が動くのかといふことのきめの細かい対策が今必要になつてきておる。

その一例として、一枚目に、契約貯蓄率も上がりますよ、それから住宅を買う前に頭金というのがいるために、頭金をやるために積みまふ、それでこの貯蓄率が上がつてきます。さらには、だんな一人だけじゃ頭金積めないから、奥さんまでが働きに出てやるわけですね。ですから、女性の社会的参加といふのは、教養がある人が参加しているだけじゃなくて、万やむを得ぬ形で出てくる人といふのがあつて、万やむを得ぬ形で出てくる勤労者なんです。今日日本の家計といふのは、貯蓄

もするがローンも借りているという実情にあるんじゃないか。構造的にそういうISギャップがあるんだから、それについて企画庁なり関係各省は本格的に取り組んで、こういうように今消費の問題が出て、あるいは消費税の問題が出る、所得減税の問題が出るわけですから、いかにするかというこの時期に来ておると私は思うのでござい

すが、大臣、ひとつ簡単に答えください。
○久保田国務大臣 経済計画の中で、住宅が安く取得できる、その道を探るといことで私どもは頑張りたいと思っております。したがって、輸入あるいは対日投資といったような面も今大いに探っているところでございます。

○佐藤(剛)委員 ありがとうございます。そこはこれから改めて終わらせていただきます。また別の機会に質問させていただきます。
次に、労働省後藤参事官いらっしゃっていますか。労働省にお聞きいたします。

先ほど申し上げましたが、いろいろな景気対策の中で、注射でいえばブドウ糖注射みたいな非常に効く注射、これが雇用調整助成金であります。そして私は、最近労働省がいろいろな面で改善を図っておられる、非常にこれは敬意を表するわけでありまして、その点ちよと簡単にばつとお話したいだけかもしれません。改善案がどのようになっているか、あるいはどのぐらいの業種が指定されているか。それから、こういうものについて今後の運用方針等を、簡明で結構です、おっしゃってください。

○後藤説明員 御指摘の雇用調整助成金でございますけれども、御案内のように現下の雇用失業情勢が非常に厳しいということで、例えば有効求人倍率は八月には〇・七倍ということで低下を続けておりますし、完全失業率も上昇傾向にあるなど非常に厳しい状況が続いているわけでございまして、こうした状況のもと、景気変動の影響を受けて雇用調整を余儀なくされた事業主に對し、雇用維持努力を支援する制度としてこの雇用調整助成金制度を活用することは失業防止の観点から非常

に有意義である、このように考えております。

このため、昨年十月から一年間につきまして、業種の指定基準について緩和措置を講じました。また、本年四月からは手続の簡素化を実施し、さらに本年六月から一年間については助成率の引き上げ、支給対象事業主の拡大等を実施し、制度の拡充を図ってきたところでございます。さらに、現下の雇用失業情勢にかんがみまして、先般決定した緊急経済対策におきまして業種指定基準の緩和措置を、この九月で切れるところを来年の三月末まで延長することとしたところでございます。

現在、雇用調整助成金の対象になる業種数は百八十七業種でございます。これにカバーされている労働者は約四百万人という状況になっております。今後とも、機動的な業種指定を継続するとともに、申請手続の一層の簡素化等につきましても検討を行いまして、少しでも多くの事業主の方に雇用調整助成金を活用いただきまして、労働者の失業防止、雇用維持が図られるよう制度の運用に努めてまいりたい、このように考えております。

○佐藤(剛)委員 先ほど申し上げましたが、今の制度は、景気対策がなかなか効き目が無いのに、流動性が欠けているんです。土地の問題もそうなんです。だから動かない。税金で抑え込んだ部分もあります。ですから、そういうものの点もそうなんです。今の一番の現状は、先ほど言いました、工場においては設備過剰、本来ならば廃棄するぐらいの経済情勢だと私は思っています。それから雇用、人余りですね。つい最近の夢のような話です。この雇用、人余りというのはいろいろ要因がありますが、しかし、それが表立たないでうまくスムーズにやっているのは私は労働省のこの政策だと思っております。これが失業率を急激に上げないで非常にうまくやっているのです。予算は少な過ぎるようには思えます。私は、予算は少ないが、その効き目は、中小企業に對してもそうだし、今御指摘の四百万の人たちに對してもすばら

しいと思います。これを非常に弾力的にやっていたきたい。

それから、特に、この場合には大型の設備をやっている業種があります。例えば化学。化学は十月から指定されるようになった。これは私はいいことだと思えます。指定する必要があるのが紙・パルプ産業です。例えばこういう紙というのは上質紙あるいは中質紙がありますが、現状はもう過剰設備です。稼働率を上げないことには、これは固定費が負担増になってどうしようもないという状況があるのです。それからまた、工場によつては新聞用紙もつくつていけば上質紙もつくつていけば中質紙もつくつていけばという、幾つもの品種が別れているようなものがある。そういうような場合に運用で、例えば半分あれたものについて限るとか、それは非常に弾力的になつておられます。その点私は非常にいいことだと思っております。一番重要な問題は失業を出さないということだから。

この秋から来年の春にかけて大きく注意しないと、私はとても心配なことになると思つておるのです。だから、警戒警報じゃなくて空襲警報になつていくわけだから、これについては労働省が本当に必死になつてやっていた方がいいと思つておる。私も、私も予算獲得の何だのの部分については、私個人としてもそうですが、そういう面で大いにいい政策でありますし、応援したいと思つておるわけですから、そういう大型の設備、例えば石油化学の場合だったら、新設した、つくつたら古いものをとめた、そうすると新しい人が行くのだけれども、人間は要らなくなつちゃうわけでしょう、新設の場合には、そういうようなものでなかなか指定されなかつたわけですが、これも指定される。条件改善になつたわけですね。紙・パルプも似たようなものなんです。こういう業種がたぐさんあります。それをいろいろ積極的にヒアリングしていただいて、そして失業問題が出てきて、今米の問題だ、私は東北福島なんです、そういうような形の電子機器の部品の下請がたく

さんあるわけですね。そういうところは指定になっていきますからおかげさまであれになっていきますが、そういうものいろいろイーハンもリヤンハンもついたような状況にきているわけですので、まさしく今こそ労働省大いに奮立つてやっていたきたいと思ひます。

労働省に關しましてはここで結構ですからもうお帰りください。ありがとうございます。
それでは、経済企画庁から政府委員がいらつしゃつておられますので、ちよと私、先ほど御質問したものを繰り返すようでございますが、企画庁事務当局としましては、いわゆるISギャップ問題についてどのような形で取り組み、どういふふうな考え方を持つておられるのか。そういうことを景気対策の中でどのように考えておるかというところをお話し賜ればと思います。

○土田田政府委員 答えいたします。
経常収支でございますが、これは御承知のとおり、定義上、先ほどからおつしゃつておりますように、国内における貯蓄、投資の差額に等しくなるといふことでございます。これは定義式でございますので、一般的にどちらがどちらを決定するという因果関係ではないわけでございます。もちろんその際、為替レートとか金利とか輸入傾向とかいろいろ要因が働いてございまして、けれども、これは大きな傾向、流れといったしましては、御指摘のように、家計の貯蓄率が高いということ、国内は貯蓄超過の傾向がございまして、これが経常収支の黒字基調と裏腹になつていふように判断をしております。したがって、中期的には、先生御指摘のように、貯蓄を活用していくといふことは重要な課題であるといふふうに認識をしております。
○佐藤(剛)委員 それで、一つはSの下方硬直性をできるだけ少なくするといふ、Sはほぼほぼ投げておくと上がつちやう、これをいかに上がらないようにしていくか、これが基本の政策だろうと思ひますし、それについては私は住宅ローンの返済期間といふようなものを長期化していく。木造

何々について二十五年、その他について三十年になつてしましたか、そういうようなものについての長期化。それから金利については、今回たしか四・数%に下がっていますが、これはまたそうしてもらわなきゃいけない対策であります。金利の減少。それから頭金の比率を下げる。家をつくる場合には親戚から金を借りるか会社から金を借りるか、頭金をつくってこなきゃいかぬ、自己資金を。その自己資金をつくるためにみんな働かざるわけですよ。国家公務員の宿舎にいたりしますと、定年間近になると皆家探しに困っちゃう。団塊の世代の二十二年から二十六年に生まれた人たちが今経済の中の非常に大きな消費の構造を持つてやっておりますから、その層のところにひとつ建設省もいろいろな面で考えていただきたいと思ひます。

どうぞ、建設省結構でございます。ありがたうございました。もし何か御答弁なさりたかつたらひとつどうぞ。手を挙げている人、どうぞ。

○藤田説明員 住宅ローンの融資条件の改善でございますけれども、特に金融公庫につきまして、先生御案内のとおり、一般会計から補給金を交付いたしまして融資条件の緩和を図つておるわけでありまして、当初五年間の返済額を軽減する仕組みでありますとか、あるいは貸し付け条件の引き上げなど負担軽減につきまして努力しておるところでございますけれども、来年度の予算につきましてもいろいろお願いしておるところでございます。今後とも努力をしていきたい、こういうふうにしております。

なお、金利につきましては、現在四・二%でございますけれども、財投金利が十月二十日に四・三%に引き下げられたことに伴ひまして、四・〇五%にするべく準備をしておるところでございます。

○佐藤(剛)委員 どうもありがとうございます。委員長、最後に私の感想も含めて、またこういうことを考えなければいけないのじゃないかなと

思つていますが、かような先ほどの、経済縮小の低成長になり、財政が赤字になり、対外的に黒字がたまる、このいわゆる悪魔の三角形、日本経済が縮小に入つて、そしてつまり、具体的に経済論理からいへばIが不足しているわけですね、投資が。とすると、流動性を固める形を考えなければいけない。ところが、工場の方には設備過剰という形で出た。民間の方は住宅を買いだいたい、持ちたいという希望者というのがたくさんいるわけですね、まだそこまで動きにくい。マンションがちょっとある水準まで動くだけ。そういうふうな状況になつていまして、一番Iを緊急に出しやすいの——こんなことを言うときとまた変なんです、私は赤坂の宿舎にいます。赤坂の宿舎にいますが、議員宿舎で見て驚いたのは、あれだけのいい場所にまだ高層じゃなくて低層で建物がついてるわけですね。外の方は、周りは幾つも幾つもの層があるわけですね。あれは公有地だと思ふのですが、こういう土地問題の部門だつたら、そういう形の活用、公有地的な活用、それをやるのがまた全体の、我々議員の活動にもいいわけですが、あれはもう何十年たつていのか知りませんが、いい場所ではあります。そういうことも、国会の中の部門でできるならそういうところから率先してやっていく必要があるのではないかと思ふのですが、どなたに質問したらいいのかわかりませんので、感想を述べまして、私はこれで終わりにしたいと思ひます。

最後に、熊谷大臣、何か一つ、何でも結構でございますが、承つておきます。

○熊谷国務大臣 経済の再生のためにどのような手だてを講ずるべきかにつきまして、委員の卓抜したアイデアを含めてお伺いをし、私も同感、共感をするものが多いでございます。とりわけ、最後に御指摘になりました東京都内、特に東京都市内における公有地、国有地の活用を示唆された御発言と伺いましたが、実は政府内におきましても、このことは非常に共通の意識として指摘を

されているところでございます。今後の非常に重要な検討課題をちようだいしたと受けとめております。

○佐藤(剛)委員 どうもありがとうございます。感謝申し上げます。

○中井委員長 午後零時四十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時三十四分休憩

午後零時四十分開議

○中井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。野田聖子さん。

○野田(聖)委員 岐阜一区選出の野田聖子でございます。初めての質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

早速質問に入らせていただきます。本日は、現在不況の中で特に緊急を要すると思はれる中小企業に対する取り組みについてお尋ねいたします。不況が大変長引いています。さきの月例報告においても、経済企画庁長官の所信表明でも、「回復に向けた動きに足踏みが続いております。今後の本格的回復には予断を許さないものが」とあるとされています。通産大臣は所信表明の中で、「通産政策の推進に向け、全力を尽くす」とあり、その第四の課題として「中小企業の活性化」を挙げられております。

また、私の地元岐阜県から最近のデータが送られてきており、そこには倒産、廃業の発生が増加傾向にあり、今後の推移が危惧されるという報告とともに、岐阜県中小企業は先行き不透明な中で企業マインドも萎縮したままであり、大変厳しい経営状況、政府の画期的な景気回復策を切望しているというところであります。

そこで、最近の中小企業の倒産の状況とその原因等について教えてください。

が、中小企業の倒産は、平成四年度の数字をとりますと、一万四千五百件でございます。これはちなみに前回四萬不況時、昭和六十一年度におきましては一万六千八百件ということでございまして、若干数は少なくなつております。また、最近十年間いろいろ景気の変動がありますから、十年間の月間の平均の倒産件数をとりますと千二百二十件なんです。本年の九月には千二百五十八件ということで高い水準にあります。またその理由は、販売不振とか売掛金の回収難とか、そういうような不況型の倒産が約六割を占めているというふうな状況にございます。

また、御質問の廃業の点につきましては、これはどうも直接的なデータはないのでございまして、けれども、例えば中小製造業の事業所数の変化をとらえてみますと、平成三年以降、平成三年、平成四年、大企業に比べて中小企業の数は大幅減つてきております。

○野田(聖)委員 ただいまの御答弁の中で、倒産の件数は、昭和六十一年に比べて件数としては減つてはいるけれども、やはり増加にある。実は岐阜県の資料でも、平成五年の最近の資料を見てみますと、月々で増加傾向にあるというデータがございます。これは今おっしゃつたように、かつての中小企業の自助努力不足による放漫経営型の倒産から不況による連鎖型という売り上げ不振型、不況型の倒産が多くなつてきているということであるわけですね。

また、廃業についてここでなぜお聞きしたかといひますと、今おっしゃつたとおり、廃業についてのデータというのが入手困難だということを確認しておきたかつたからなんです。岐阜県においてもそういう廃業という形のデータというのがきちんとはあられてきておりません。しかしこの中小、特に零細な企業において、倒産の前段階である廃業は倒産とほぼ同じ意味を持つものと思われまします。国の視点にはこのような中小企業の実情を完全には把握し切れていないところがあるのではないかと思われまします。

また、その関連で、今国会に提出されました通称リストラ支援法案、これは実は本名は大変長いのでその俗称で話させていただきますが、これについてお伺いいたします。

私は、そのリストラ支援法案そのものの、内容については大変賛成なものですけれども、この法案が大きな問題を抱えていることを指摘しておきたいと思うのです。つまり、そのリストラ支援法案が救済対象としているのはある程度足腰のしっかりした中小企業であって、新分野とか海外進出をしようと考えている、そういう中小企業であって、先ほど申し上げたような廃業を余儀なくされる零細企業はそういった救済の網の目から漏れてしまいうわけです。そこで、このリストラ支援法案を通ずるに当たり、むしろそのリストラ支援法案がもつと有効的に生かされるために、同時進行の形で小規模企業への対応も図っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○長田政府委員 まず、国会に提出させていただきました。私どもは中小企業新分野進出法案と最近では言っておりますけれども、この法案は、御案内のとおり中小企業全部でございますので当然のことでございますけれども、別に小規模企業を排除しているものではない。そして、今先生御指摘の中小企業、特に小規模企業が現実に非常に困っているということに対応いたしましては、去る九月十六日に決めました緊急経済対策におきまして、運転資金の特別貸付制度とか、あるいは緊急経営支援貸付制度の拡充とか、あるいは保険制度の拡充というような、いわば経営を安定するためのいろいろな措置を同時に講じているわけでございます。

そのほかに、中小企業庁といたしましては、小規模企業対策ということで施策上一つの大きな柱を設けておまして、小規模企業をめぐる非常に厳しい現状に対応しまして、国民金融公庫からの融資だとか、あるいは先般、本年の八月でございしますが、小規模事業者支援促進法という法律を通していただいております。

も、商工会や商工会議所がいろいろな施設整備を行うというところで、小規模企業対策としていろいろ配慮した対策を講じております。

○野田(聖)委員 ありがとうございます。

リストラ支援法案が小規模事業者、小規模企業を排除していないということは当然のことだと思えますけれども、ただ現実問題、そこに手が届くかどうかというのを今改善していかなければいけないのではないかと、そういう手の届く人をふやすことを今まさに緊急にやっていたかなければならないのではないかと思っております。

そこで、今御答弁の中にありましたさまざまな制度についてなのですが、私が望んでいますことは、言い方は悪いですが、借金のための借金というような事態というのではなくて、この際、逆にこのピンチがチャンスというようになるとえ方をしたいので、抜本的に中小企業の体質を改善する具体策を掲げていただきたいと思っております。

そこで、中小企業にかかわる一番の問題は人材だと言います。日本は、国も国民もどちらかというと大企業優先志向があるように思われます。単にブランドイメージではなくて、現実に大企業と中小企業のさまざまな格差を国民は目の当たりにしているわけで、ここでお尋ねしたいのは、その大企業と中小企業の例えば賃金、労働時間、休暇、住宅等の格差について御承知の範囲で教えていただきたいことと、あわせて、この格差は正への御努力について教えていただきたいと思っております。

○長田政府委員 大企業と中小企業の格差でございますけれども、近年におきましては、製造業の付加価値生産性、一人当たり給与、そういうような指標で見ますと、若干の変動はありますけれども、格差はほとんど横ばいで推移しております。しかしながら、最近よく言われますのは、設備面と申しますより情報面とか技術面とか、今先生御指摘の人材面とか、そういうような面で中小企業と大企業との格差があるということが非常に問題

題になってきております。

○熊谷国務大臣 ただいま格差の状況については中小企業庁長官から御答弁申し上げたとおりでございますけれども、全般といたしまして、日本の経済の中で、中小企業と大企業の格差問題というのはいわゆる構造問題として認識されている、これはもう長い長い歴史を持った状況だろうと思うのです。

余談ですけれども、私は、実は野田委員と余り遠くないところに選挙区がございしますので、私の友人や親戚も岐阜県には大変大勢おります。野田委員が長い選挙戦を通じて、選挙戦といいますが政治活動を通じて中小企業の皆様方に非常に深く接触をされ、その苦しみや痛みというのをよく存じ上げているということは遠く伺っております。ので、私も、中小企業の立場から見ても、この日本の経済の構造の改革のあり方というものを、私は同じ意見を持っていると思っております。

ただ、いわゆる中小企業と大企業の格差論というものは、かつての昭和二十年代、三十年代、四十年代前半ぐらいから大分状況は変わってきておりまして、また、それなりに中小企業の意味合いというのもの、また、中小企業がゆえの強さというようなものもあると思っております。岐阜県から私どもの浜松に一人で、単身入ってまいりました。そして勇躍この我々の地元の有力企業の当主として活躍している人もおります。

問題は、そういう中小企業特有のメリットを生かしながら活躍できる環境をいかにつくっていくかということと、私は所信の中で申し上げたわけでございまして、先ほど、抜本的なといいますが、画期的な景気対策というような趣旨の御指摘がございまして、実は、その抜本的であり画期的な施策が、従来型の、まさに委員御指摘のような金融的な措置だけでは済まされない日本の経済の状況に今あるんだ、それがゆえに、中長期的展望して構造改革をやる、あわせて内需拡大のための財政金融政策も行う、こういう考え方で私ども

もはいるわけでございます。

○野田(聖)委員 御答弁ありがとうございます。

先ほどの長官の方からの御答弁なんですけれども、技術的な面、情報的な面の格差が云々とありましたけれども、実は、ちょっとお尋ねしたいのは、非常にベーシックなことでも恐縮ですが、これは、は大企業に勤めている人と例えば五人から九人の企業に勤めている人との待遇格差と申しますか、賃金格差については御存じでしょうか。

○長田政府委員 従来員十人以上二百九十九人以下を中小企業と定義いたしまして、三百人以上を一応大企業、こういたしますと、一人当たりの賃金は、平成三年でございますが、大企業を一〇〇といたしますと、中小企業は六五・七に当たります。

○野田(聖)委員 それでは、週休二日制の実施状況については御存じでいらっしゃいますか。

○長田政府委員 完全週休二日制の実施状況ですが、ここではちょっと三分類いたしまして、千人以上の大企業は六八・一%、中企業と申しますか、百人から九百九十九人までですが、二六・八%、小企業、三十人から九十九人まででございますが、一四・九%、こういう統計が労働省の調査でございます。

○野田(聖)委員 ありがとうございます。

生活者として豊かなゆとりある生活をするためにはやはりそれなりの賃金を得なければなりませんし、生活を持続していくためにはそれなりの賃金を得なければなりませんし、また、ゆとりのある生活を送る第一歩として、きちんと週休二日とれるようなところに勤めたいと思うのがやはり普通というか素直な気持ちだと思っております。実は、いろいろと国の方で努力をさせていただいているにもかかわらず、今のようになかなか、現在地方分権を標榜されている細川政権であるならば、地場産業の大部分が中小企業であるというその現実をいまだ一度御認識いただきたいと思います。

続きまして、また、この不況時に、下請体質の中小企業は一方的に親離れを宣言されたり、親が円高をにらんで下請の拠点を海外に移すという動きがある中で、本来のリストラ、構造を変えるということは、下請が親会社にはできない製造技術、ノウハウを確立し、それをてこに独自の市場を切り開いていく、むしろ中小企業が独自のものを持つていく、そして逆に親を指名して、自分の製品を使わせてやるぞというくらいまでレベルを上げていく、それが中小企業の自立に近いものだと思うのですけれども、その自立のために国は全力を挙げて支援していただきたいと思います。

○長田政府委員 おっしゃるとおりだと思います。でございます。今回提出させていただきました法案も、新しい分野、新しい商品あるいは新しい事業、海外に展開するということも含まれますけれども、そういうようなことに取り組み、積極的に取り組んで活路を見つけるような中小企業をいろいろな面で支援していこうということでございす。金融面、税制面あるいは補助金というふうを考えております。

このほか、技術面のいろいろな支援も必要だと思っております。これは県の工業試験所あるいは工業センター、こういうようなところも一生懸命地方の企業を指導しておりますし、また、人材面では、中小企業事業団とかあるいは商工会とか商工会議所がいろいろな人材の育成のための努力をしております。

要するに、いろいろな措置、多方面の措置を講じながら、中小企業の新分野進出というものを支援していきたい、こう考えております。

○野田聖委員 ありがとうございます。

私は、せんだっていろいろな資料の中にこういうパンフレットをちょうだいしました。非常に懇切丁寧にいろいろと、困った際にはどこそこへ相談してくださいとか、倒産しそうになったらこういうところにご相談所がありますというような、大変親切な手引があるわけですが、現実には岐阜県の中小企業者、特に零細と言われる人たちに

見せたところ、全くこれについての知識も面識もないというのが事実であったわけですね。ですから、国が、通産省が、中小企業庁がせっかくここまで物をつくり上げたにもかかわらず、末端とのネットワークがどこかで分断されているというのが今の日本の社会構造という産業構造になっていくのじゃないか。これだけいいものをオファーしようとしながらも、受け手の方が何か空白が、例えば中小企業にしても、いわゆる三百人ぐらゐの中小企業もあれば親子でやっているようなものも中小企業に含まれるわけで、そういうものすべてを網羅することはできないと言われてしまえばそれまでなんですけれども、できれば一番の末端に手が届くような、お互いに手を届かせるようなそういう方法というのはお考えでしょうか。

○長田政府委員 御指摘のとおりでございます。中小企業は約六百五十万あります。商工会、商工会議所、それから中小企業団体中央会あるいは商店街振興組合連合会、こういうような組織を通じていろいろな施策は末端まで流れるように努力をしております。でございますが、御指摘のとおり何せ数が非常に多いわけでございすので、このPRは必ずしも十分だと私も言い切れない面があると思っております。これからは一生懸命わかりやすいPRをしていきたいと思いますのでございす。

○野田聖委員 くれぐれもよろしくお願いいたします。

まだ少し時間がございすので、ここで中小企業対策の具体案の一つ、円高差還元との絡みで提案させていただきたいと思ひます。

さきに電力各社が一軒当たり約百円の円高差還元を還元するという発表をいたしました。しかし、金融機関の引き落としによる約百円の還元金に国民が差還元を実感することはなかなか難しいのじゃないかと思ひます。もし細川内閣が、今回の電気料金の還元は町の環境美化も考え、中小企業の景気対策の弾みのために電線の地中埋設工事に

に利用させていただきとお頼みすれば効果はもつと目に見えたものになったのではないのでしょうか。例えば、平成五年何月分還元金で何キロメートル施工したというような報告をされ、しかもこの工事は今問題のゼネコンではなくて、各電力会社の管理下のもとで、その地元の、例えば資本金一千万円ぐらゐの中小の土建業者、土木業者の人や電気工事屋さんに施工していただくというような方法をとればいいと思ひます。

お聞きしましたところ、地中埋設の工事は一キロメートルつくるに当たり約五億から六億円かかるそうです。今回の円高差還元の一軒月約百円ぐらゐ、全国では約二千三百億円。たったこの一軒買えないわけでも、今百円では缶ジュース一本買えないわけでも、それが月々還元されること本当に円高差還元による景気刺激策になるのか。それよりもむしろ小金を集めて大変な大きな金額になったところで将来に向けての地方自治、特にこれから景観美化とか言われていきますけれども、そういうことに取り組める、そして現実にすぐ工事に取っかかりたいだけのようなことができないんじゃないかな。そして今後、日本の産業構造も変化してまいりまして情報社会が発展していけば当然光ケーブルの埋設なんかも出てくるわけで、大変私は単純な発想なのかもしれませんが、今、今回の差還元には生かされないにせよ、今後またそういうことがあった場合には本当に現実的に感じていただまして、月々百円返すことが景気刺激策になるのか、それともストックしたものをきちんとそうやって公共なり将来の日本の何かに向けに使っていく、そしてそういうことが発生することによって、実際にお金を借りるだけじゃなくてお金を得ることのできる業者がふえるというところが具体的な中小企業の一つの救済策じゃないかなと感じておりますが、いかがでしょうか。

○熊谷国務大臣 今回の円高差還元で、特に通産省のかかわる円高差還元策といたしまして、電力、ガスにつきましてどういふふうに対応しようかという議論、これは過去も幾たびかこういふことがあったわけでありすけれども、私は結局この国、つまり日本の市場経済というものをどういふふうにと将来持っていくかというものの基本にかかわってくる、その認識が変わることによって政策は変わってくるものだろうと思ひますのであります。御存じのとおり、一ドル百円近い為替レートになっているにもかかわらず購買力平価は一ドル二百円ではないかという議論がございまして、このいわゆる内外価格差というものが日本の市場経済の一つの大きな問題が浮き彫りにされていくところではないかという議論もございす。

私どもは、今委員御指摘の電線の地中化という政策については、これは改めていわゆる融資措置を含めて今やっておりますけれども、為替差益が出た、これをプールいたしまして特定の目的のために投入する、これはこれで確かに一つの景気対策になることは間違いない、今までもそういうことでやった例もございす。ただ、そのことによって、本来であれば非常に安くなるコストが安くなるということによって、消費者だけではなくて、電力を使うのはたかさんの中小企業も含めた事業者がございまして、それはつまり、その分だけ割高の電力、ガスを使わなければならぬということになるわけでありす。委員の地元にもたくさんあります繊維業界、いかにこの電力料金のコストを、つまり、例えば今百円とおっしゃられたのですが、この百円をコストダウンするために、車の業界の歯車、ねじの一個一個のコストダウンをするためにさまざまな努力をされているわけですね。例えば食堂のレイアウト、さらに運び方まで工夫をして一厘のコストダウンを図るためにやっているとすることを考えますと、やはり市場のメカニズムを大事にすべきではないだろうか、私どもはそういう考え方に立つてこのたびこの電力、ガスの円高差還元に踏み切ったわけでございます。

確かに、平均的に言えば、一つの家庭に百円で大したことはないというお話ですが、自動

車、電機あるいは繊維製品、またセメントその他もろもろの小さい業界を含めた、今非常に塗炭の苦しみ味わっている業界の方々からは我々が高評価をいただいているというふうな考えをお持ちです。私どもの細川内閣は、でき得ればこの市場のメカニズムを素直に生かしていく経済をつくり上げていきたいと考えているところでございます。

○野田(聖)委員 大臣、ありがとうございます。

確かに一般家庭と工場なんかでは電力に対する考え方がいささか違うかと思えます。ただ、各家庭に、中部電力あたりですと一軒月約百六円から八円ですかを返すに当たって、コンピュータのプログラムを大幅に変え、なおかつその還元を記すために用紙を新たに作りかえるというか、わかつてもらうための意思表示をしなければいけないという、私から聞くと何となく合理的じゃないという部分も感じておりましたので、また引き続き御検討をお願いしたいと思います。

さて、時間もなくなりました。細川内閣では、生活者・消費者の視点に立った従来制度、政策の抜本的見直しを打ち出されておられます。このとき、国民の多くが生活者・消費者であると同時に生産者であるという現実には余り触れられておられません。この点に関連して最後に通産大臣にお願いがございます。

私は、今日ある高度な日本経済の発展において生産者としての中小企業が果たしてきた役割は多大であると認識しています。また、通産大臣、所信表明の中にも「我が国経済の活力の源泉たる中小企業」という定義をしてくださっているわけで心強い限りなんですけれども、しかしながら、生産者としての大企業が脚光を浴びる反面、この日本経済の下部構造を支える縁の下の力持ちの実績が正當に評価されることは余り多くありません。長い不況の続く中、これら中小零細企業では、社長みずから金策に走り、その奥さんがアルバイトを余儀なくされている昨今なのです。つまり、

大國日本の陰の功労者中小企業に対し、今中小企業は何をするべきかだけではなく、政府として何ができるか、何をし得るかを考えていただき、具体的な施策の形で打ち出していただくことをぜひお願い申し上げます。野田聖子の代議士としての初めての質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○中井委員長 次に、山田宏君。

○山田(宏)委員 日本新党の山田宏でございます。

熊谷大臣そして久保田長官、御就任本当におめでとうございます。とりわけ熊谷大臣には、実は私が二十代半ばのときに大臣の事務所に一時おり、私淑をしておりました関係で、こういった場所初めてお目にかかり御質問ができることを大変うれしく存じております。とりわけ、今回は三十八年ぶりの政権交代で、世界じゅうが大きく変動している中、日本もAかBか、是非かと選ばなければいけない政策課題が山のように次から次へと押し寄せてくる、こういう中で、今までのように内輪の論議と外の論議を使い分けながらやっていくということが日本の国でもなかなか不可能になってくる、こういった時代の中で御両名は大臣に就任されたわけでございます。そういった点で、我々としてもなるべく政府委員の答弁なしでやっていくということなので、基本的に、問題を大臣に絞ってお聞きをしたいと思いますのでござい

ます。日本という国は貿易国家ですから、あらゆる国から自由に物が入ってきて、それを加工して送り出していくというところでこの国の存立があることはみんな認識をしているわけです。消費者に対して、また海外に対しても同じようなやり方を使い分けのない説明がないといけない、こういう点で、内外価格差の問題や、また規制緩和という問題や、またウルグアイ・ラウンドの問題、こういった問題に数点御質問を絞ってさせていただきます。まず、大変具体的なことで申しわけないのです

が、これは大臣でなくて結構なんですけれども、緊急経済対策の中で、円高差益の還元で通産省関連で、九月中を目途に文書で円高メリットが速やかに国民生活に還元されるように関係業界に対して要請を行っているはずであります。ガソリン、LPG、輸入自動車、輸入家具、輸入家電製品、輸入衣料品、輸入陶磁器、輸入スポーツ用品、輸入雑貨、輸入化粧品、輸入書籍・雑誌、ずつと挙げていくと大変なわけですけれども、これら要請を行ったという原点には、六月に通産省が調べました輸入消費財価格動向等調査結果が九月十六日に発表されているわけですね。その中で、円高がここまでなくても小売価格が低下をしていないもの、テニストラケット、腕時計、写真用フィルム、一部について小売価格が低下しているものというので、乗用車や化粧品が挙げられているわけですね。この結果をもとに要請を行ったわけでございますけれども、こういう今までの結果を踏まえて、今後、円高差益を還元させるためにさらに努力が必要だと思っておりますけれども、通産省としての今後の対応をお聞きしたいと思います。

○熊谷国務大臣 今までの事態につきましては、委員御指摘のとおりでございます。今後我々としては、文書で配ったわけでありまして、これも我が国の市場経済をどう見るといって根本的スタンスにかかわってくることでありますが、個々の品目については通産省が乗り出して行政指導をするというのは本来のあり方ではございませんで、我々としては注意を喚起するという立場にとどめておるところであります。

大事なことは、消費者が正しい情報をいかに提供されるか、そして正しい消費行動をとるかによって市場メカニズムの中で円高差益の還元が行われることが本来の自由な市場のあり方だろうと思うのです。電力、ガスのように、政府が価格の介入をしている分野については強制的に行ったわけでありまして、その他の今委員御指摘のようなものについては、これは本来市場のメカニズムで決定されるべきことであります。

問題は、正しい情報を提供することによって消費者が正しい認識を持ち、正しい消費行動をとるということが大事になるわけでありまして、そのために、実は大蔵省関税局の方では、税関段階で輸入価格については今後調べてこれを公表する、さらに通産省としても、第二回の調査を行いまして、これでもできるだけ早く事態を公表する、さらに輸入品が安くなったという実態を目で見てもらうという意味でも、かねて輸入品のフェアを行う、こういった消費者に肌身で触れるような、情報提供だけだと一過性ですと消えてしまいますから、そういうものも含めて消費者の正しい行動を促すような努力を続けてまいります。

今後ともこのことにつきましては、特にこういう問題がたまたま円高で起こったということでありまして、私は根本的には、先ほど来申し上げているように、日本経済の最大の問題は内外価格差というところにあらわれている、この問題をどのように解決していくかということが日本経済の将来を決めるとすら思っております、突き詰めてまいりますと、そういうプロセスの中でより競争が制限されている分野、それがさまざまな形で、法律に触れるような形で制限されているものもありますし、法律が介入した結果、制限されて値段が上がり上げられているものもありますし、もともとどうも生産性が上がらない、そういう生産性に非常に格差があって、しかも非貿易財である、サービス部門なんかそういうものが多いのですが、そういうものについても工夫をすれば下がるといふようなものもございます。いろいろありますけれども、いずれにいたしましても、我々にとつて最大の課題だという認識を持ちまして、委員の御指摘のような方向で頑張っていきたいと思っております。

○山田(宏)委員 ありがとうございます。

日本は世界の自由貿易の中で最もメリットを受けている、またこれまでも受けてきた、こういうふうな思っておりますけれども、大臣の御認識は

いかがですか。

○熊谷国務大臣 まさにそのとおりでありまして、日本は、わかりやすく言えば、俗っぽく言えば、資源がない国でございまして、外国から資源を買って加工して、そして海外に販路を求め、その差額で食べていくという国柄でございまして、こういう国柄であるがゆえに、自由貿易というものにある意味ではその生存がかかっているというふうにいるところでありまして、基本的な認識は、まさに委員の御指摘のとおりだと思います。

○山田(宏)委員 そこで、現在ECの統合の推進とか北米自由貿易協定の調印、ASEANの自由貿易地域の発効など、世界の各地でさまざまな地域経済統合の動きがありますけれども、こういった動きは、今のガット体制の最も恩恵を受けている我が国にとっては、こういう地域統合、自由貿易圏といつても地域統合の動きというのは好ましいものですか、それとも好ましくないものだとお考えですか。

○熊谷国務大臣 だんだん試験問題が難しくなってくるのですけれども、委員がまさに御指摘のとおり、戦後の世界経済というものは、戦前戦火を交えるに至る歴史の流れを踏まえて、その反省のもとにガット・IMF体制というものをしていたわけでありまして。しかしそれは、現実にはアメリカという、言葉を遣わずに言えば、これは国際政治の言葉をかりて言うわけですが、覇権国の力といえますか、ベースがあつてこれが成り立ってきたわけでございます。しかしながら、現実には歴史の推移を見ますと、それがあちこちにほころびが出てまいりまして、そういう中で、これは単に経済の論理だけではございせんけれども、ECが登場を、さらに今委員御指摘のような地域統合のさまざまな考え方が生まれ、そういう方向に具体的に、NAFTAもそうですしASEANもそうですけれども、生まれてまいったことは御指摘のとおりでございます。

問題は、そのような背景がございまして、一

概にこのルールに基づいていないからノーと言うわけにはまいらない実態的な判断がございまして、しかしながら、我々といましては、これがその地域の中だけのためのものであり、排他的なものになっていく、いわゆるブロック化になっていくということになれば、これは世界経済にとって不幸なことになってしまふ、いかにこれがブロック化にならないように他の地域にもその均てんが及んでいく、そしてより自由な貿易体制というものが維持されるような方向で組み立てられ、運営されていく、そのように、ウルグアイ・ラウンドも含めて、実はAPECなんかもそうなんですけれども、そういうような方向へ向けて今後努力をしていかなければならない、こういう考え方を持っております。

○山田(宏)委員 そうすると、昔マレーシアのマハティールさんが提案された東アジアの一つの自由貿易圏みたいなそういう発想には、やはり大臣としては余り賛成はしない、こういう態度と受けとめていいですね。

○熊谷国務大臣 EACという枠組みについての御質問だと思ひますけれども、EACにつきましまして、確かにマレーシアのマハティール首相の提言にかかわることでございますけれども、その後いわゆるASEAN諸国がさまざまな形で、これは必ずしも一本ではありません、いろいろな議論がなされております。実は、これは我々がそこへ入つていってかき回す性質のものではございませんで、どのような形の議論が成熟してつくり上げられてくるかというのを見守っておるところであります。

先般、私シンガポールへ参りまして、ASEANの経済閣僚たちと日本の通産大臣とのAEM-MITという会合になっておりますが、定期会合がございまして行つてまいりました。そこで、少し考え方をまとめつつあるところで、ASEANの事務局長が各国を回りましてこの議論の推移の状況を説明に上がりますということでございますので、まだ私どものところに来ておりま

せんけれども、そういったものを聞きながら判断をしていきたいと思つておりますけれども、ただ、基本の考え方は、さきの委員の御質問にお答えした考え方を持っております。

○山田(宏)委員 日本は、ガット体制から一番メリットを受けている国ですから、これを維持強化していくというのはこの国の利益だと思つてですね。そういった意味では、中長期的な観点でもこういった体制を維持するために、基本的には、どんな財もどんなサービスも、国境を越えた移動についてはその数量を制限するとか例外を設けるといふのは、原則的には日本の立場と違ふのではな

いか、こういうふうにするのですけれども、ウルグアイ・ラウンドが、もうすぐ協定が十二月十五日の期限切れまで随分迫つてきておりますけれども、日本の原則的立場というのはいくらも分りません、日本は原則的立場と云ふのは使ひ分けちゃいけないと思ふのです。それだけにはつきりとしてアピールして、この場合はいけれどもこの場合はやめておこうとか、ほかの国が言っているからうちも言わなければならないのは事実でしょうけれども、原則の立場だけはつきりさせておかなければいけない。どんな財やサービスについても、基本的に、将来的には例外を設けないんだというようなものがないと、やはり我が国のガット体制維持という立場は弱くなるんじゃないかと思ひますけれども、この点についてはいかがですか。

○熊谷国務大臣 御存じのとおり、ウルグアイ・ラウンド交渉は、各国がさまざまな問題提起を行っている交渉の途中、プロセスでございます。基本的な考え方、自分のこの分野は嫌だ、おれのところのこの分野だけは嫌だからほかのことだけ交渉事にしようと言つたら、交渉は前提が崩れてしまひまして、交渉事にならなくなつてしまふ。それぞれの国が、一つ一つがおれはこれだけは嫌だというふうなことを現在の段階では言つては嫌だ分もございまして。ございまして、ほかの国はまさにそれが前提だということになれば、

じゃ、おれもこれやめる、そうすると、一気に話がつかのはほんの一握りの、ほんのわずかの、つまり交渉としてウルグアイ・ラウンドという新しい時代の貿易のルールを定めるという前提が崩れてしまふ可能性もあるわけでありまして、我々はそういう観点で、ウルグアイ・ラウンドは今委員がおっしゃられたような考え方、特定の国が特定の分野は交渉事にしないというふうなことは、これは済まされない交渉であると考えておるところであります。

○山田(宏)委員 そうすると、もし十二月十五日に、だれの責任というのとはかくとしても、まさかそんなことはないでしょうけれども、ウルグアイ・ラウンドがうまくいかなかつたというふうになった場合、日本はどんな影響を受けますか。

○熊谷国務大臣 これは日本だけではなくて、実は私も、まさにさきのASEAN諸国のメンバーにお目にかつたときもそうでした、まさに韓国へ参りましたときも、まさに韓国の担当者、商工長官あるいは金泳三大統領との会談でも同じ意見がございました。また、私自身がこれまで、就任以来、イギリス、フランスを初めとするECの諸国、ヨーロッパ諸国あるいはオーストラリア等の諸国の貿易あるいは産業その他の閣僚たちの考え方というの、ウルグアイ・ラウンドがもし失敗に終われば世界は大変なことになる、ディザスターだという認識を持っており、しかも現在のウルグアイ・ラウンドの交渉がやや停滞さみであるということに非常な危機感を持っておるということでございます、私もまさにそのとおりだと考えます。

○山田(宏)委員 もしこれが失敗に終わった場合は、日本が一番このガット体制からメリットを受けているわけですから、日本の株価はどつと下がるでしょうし、もう景気回復どころではなくなつてしまふというおそれを私自身感じております。ちよつと最後の質問になりますけれども、規制

緩和なんですけれども、規制というのがなげ生まれてきたかというところもあるのですが、規制緩和がこの内閣の重要な仕事ですけれども、規制というものは定期的に見直していかなければいけません、とにかくこの内閣の目玉だからやるんだというよりは、規制というものは常に時代の要請に応じて定期的に見直しが必要だ、こう考えるわけです。経済的な規制であれば、それを規定するときに、例えば時限的なものにするとかいろいろ期間は考え方があり得るでしょうけれども、それからまた、健康面とか安全面などの社会的規制についても、技術が進歩しているわけですから、そうしたら、一定の年限にきたら延長するかまたはそれでやめるか、または変えるか、そういう検討も自動的に行われるようにしておく必要があると思うのですけれども、この内閣だけの仕事に終わらせないために、何とかその規制というものを定期的に見直す仕組みが考えられないかどうか、最後に規制についての取り組みをお聞きをしたいと思えます。

緩和のシナリオといいますが、方向をどう持つていくかということも真剣に考えなければならぬことだと思えます。政府といたしましては、委員御案内のとおり、細川内閣が平岩研究会を設置いたしまして、そして衆知を集めて規制緩和を含めた経済改革の哲学、プログラムを今構築しつつあるところであります。

私は、ただ、十数年この政治の世界におりまして、余り長期に先々こういふふうになるというふうにするよりは、今この時点できちっとした哲学を構築して、できる規制緩和をやって、できると言うところまで消極的に聞かせるかもしれないが、根本的な、根底的な規制緩和をやりたいというところが大事だろうと思えます。一般的に、サセット法みたいな形をつくったとしても、これはなかなか一般論でありまして、形骸化することが多いのではないかなという感じがいたします。

委員御指摘のとおり、規制にはそれなりの理由がございます。もう法律を見るとすべて、消費者保護であり、投資家保護であり、預金者保護という美名がございます。しかし実際は、それがすべて担当者の利益を守るためのものであり、業者のカルテルを守るためのものになっているところに実は問題があるわけでありまして、ぜひ、委員に我々が期待をいたしますのは、そういうかぶつてある仮面をはがして実態に触れ、根底に突いて、実態をつかみ直して組み立て直しをしていただく、私は、これは国会議員全員の責任ではないかと思っております。

○熊谷国務大臣 まさに委員が政治を志そうと足を踏み入れたころの国会におきまして、実は同じような議論を我々やっておったわけでございます。サセットシステム、自動的に時が来たら規制をなくしてしまう、ゼロベースにするんだ、まずとにかくゼロにして考え直そうとか、いろんなアイデアが、これは世界各国が実は悩み苦しんでいろいろ解決策を講じてきたということが、その当時いろいろ調査してわかってきた。行政改革論議が極めて活発だったころに議論されたのですが、その後下火になり、いつか忘れられてしまったということ、その中で、日本の構造問題がもはや待たないの今状況になったということでございます。私どもは、まさに規制緩和の問題につきましまして、さきの九月十六日の緊急政策は、いわば今後の中長期の政策展望の第一歩を踏み出したものにすぎない、問題は、これから始まるんだということだろうというところは、まさに私は、考えますと、委員の御指摘のように、今後この規制

私がかつてから、これはもう一貫して消費税、いわゆる一般消費税議論が起ったときから委員とまさに同じような立場で、時の大平総理と大論争をやった。そのときから私は、決算委員会というものをものと重視すべきだ、決算のあり方を、単に不当ではないかと、妥当性までこの決算の審査をやるようにすべきだということを何度かやってまいりました。やつと十数年ぶりにして今細川内閣の手で、こうした問題に我々はようやく

みずからの手でこれをやり遂げるところまで来てわけてございます。

ただ、規制の問題は、国家は何をなすべきかというところに触れる問題でありますので、一般論を個別具体的にすりかえる、あるいは個別具体的なものを一般論ですりかえるという、なかなか難しいところがございますけれども、私どもとしては、規制緩和につきましまして、明確な哲学と具体的なプログラムをつくり上げていくということは、細川内閣最大の、政治改革法案実現後の最大の課題だ、こう考えるところであります。

○山田(宏)委員 どうもありがとうございます。

大臣の御書簡をお祈りします。ありがとうございます。

○中井委員長 次に、安倍晋三君。

○安倍(晋)委員 私は、今回の不況に対して大臣がどのような認識をお持ちで、かつまた、どのような対策を考えておられるかを質問をさせていただきます。

今回の不況というのは、今までの不況と違いまして、大変私は深刻なものがあるのではないかと考えております。一体いつになったらその出口があるのかということが現在に至ってもまだ大変不透明であるわけでありまして、今まで政府は二回にわたって大きな不況対策をとってきたわけでございますが、残念ながら、成果もあらわれていないわけでありまして、そしてまた、この不況が今回持っている大変深刻で暗い側面というのは、私は、いよいよこの不況が雇用面に深刻な打撃を与えるのではないかと不安ではないかと思っております。

本年のセカンドクォーターの全従業員の一六％に相当する四百九十万人が過剰雇用ではないかというところを何人かのエコノミストが指摘をされているわけでありまして、過剰人員比率が一〇％を超えると雇用調整が本格化するという経験則があるわけでありまして、いよいよ実際の生首が飛び出す状況に日本は突入するのではないかと非常に深刻な暗

い不安があるわけでありまして。

我が国は先進国の中で飛び抜けた、雇用に対しては、失業に対しては全く優等生であり続けたわけでありまして、いよいよ我が国も飛び抜けた低い失業率を維持することが難しい状況になったのか。しかもこれは、瞬間風速的に大変な不況の中で起こったというよりも、これは構造的に、我が国はいよいよそういう段階に入らざるを得なくなったのかという不安がまさに私どもを覆っているわけでありまして、このことは、一面では米国の通貨、通商戦略の中で、日本にも必要な負担を求めているという側面も私は否定できないものがあるのではないかと懸念をしておりますが、この認識のもとに何点か御質問をさせていただきます。

米国も、日本同様、バブル崩壊後大変深刻な状況に、不況に直面をしたわけでございますが、その中であって米国は、各企業が得意な分野への経営支援の集中と、また雇用解雇など、大胆なリスクリスクを行うことによって企業収益を急速に回復をさせているわけでありまして。ある意味では、マクロにおける失業という犠牲面を顧みずに、ミクロの中で企業の収益を急速に回復をさせるという手段をもって不況から脱出しつつあるというの、私は有力な一つの見方ではないかと思うわけでありまして。

もちろん、金融機関の不良債権を無償償却させて健全性を回復させたり、中央銀行も実質金利ゼロの資金を市場に供給をし続けてこうしたリストラをバックアップをしてきたという側面があるわけでありまして、思い切った、失業率が上がることも顧みずに、ミクロにおいて企業の収益性を上げるといふことに絞って不況克服策を米国はとったのではないかと私は思うわけでありまして。米国のこの不況克服策について、大臣がどのような印象を持っておられるかということをお伺いをさせていただきます。

○熊谷国務大臣 私はエコノミストではないものですが、正確なデータに基づいたお答えができません。

いかもしれませんが、基本的な考え方といたしまして、アメリカが落ち込んでいる悩みの根本はISバランスの問題だろうと思います。これは、まさに委員が御質問の中で御指摘になったとおりであると思います。だからこそアメリカは、まず財政赤字というものをいかにして解消するかということを経済最大の政治テーマにしている。しかしこれこそ、委員ももう一番御存じのとおりでございまして、政治にとっては一番難しい仕事でございまして、しかし、現クリントン大統領も含めて、この問題に果敢にチャレンジしようとしているということは間違いないわけでありまして、我々はこの努力をやはり正当に評価しなければならぬと思います。

第二に、委員が御指摘になりましたように、アメリカは自由な経済という伝統に基づきながらそれぞれの努力によって猛烈なリストラをやった、これが確実に、すべてとは言いませんけれども、かなりの分野で、しかも極めて重要な分野で多大の効果を上げつつあるということもこれは事実だろうと思います。そして、それがアメリカの企業のかんりの自信回復になってきているという感じも、私も同じであります。

とりわけ金融についての果敢なチャレンジというのは、私は委員の席におればもっと激しい言葉で言ったと思うのですが、今は通産大臣になってしまったものですからちょっと言いにくいのでありますけれども、日本の金融システムの認識と、それから解決への歩みから見ると、これはもう驚くべきほど差がございまして、私は、この問題にやはり日本がチャレンジしない限り日本の経済の回復というのはなかなか難しいとすら実は思っております。個人的には大蔵大臣に毎朝そのことを申し上げているところであります。

しかし、いずれにいたしましても、評論家なりのいろいろな言い立てる人はいますけれども、アメリカが自分たちの問題についての基本的な状況認識を正確に把握しており、その問題の解決に向かつて障害を乗り越えながらやっているということ

は、我々は正当に評価すべきだというのが私の感想でございます。

○安倍(晋)委員 私、大臣が大臣になられる前に文芸春秋に書かれた論文を読ませていただいて、大変心強く思ったわけでございますが、一生懸命頑張っていたのだと思います。

また、ただいま大臣がおっしゃったことの中で、やはり雇用の問題というのは私も政治家にとりまして大変難しい問題であるわけでありまして、その中で、我が国は、米国とはいささか異なった形で、今までかなり高い雇用水準を誇ってきたわけでございますから、アメリカのような思い切った、ある意味ではクールな不況対策というのは大変とりにくいのではないかと思うわけでありまして、この雇用解雇なしで景気を回復するというのは大変難しいのではないかと私は思っております。この雇用なき景気回復にどのような対策を持っておられるのか、教えていただきたいと思っております。

○熊谷国務大臣 個々の企業、個々の産業におきまして構造的な問題を抱えておりまして、とにかく今は懸命に辛抱してください、我慢をしましょうということを抱えていただくということをやっているわけでありまして、これにはおのずから限界があると思っております。おのずから、これからのあるべき産業構造の姿を考えると、そんなことばかりはやっていられない。リストラを断行するというのは日本の産業のある意味では宿命であり、また乗り越えなければならぬ、どうしても乗り越えなければならぬ壁だ。そうしますと、実はそこに雇用問題というのが発生するというのは委員の御指摘のとおりでございます。

我々といましては、第一にやはり適切な内需拡大策がとられなければならないと思います。かつて日本経済が高度成長の時期には、同じ産業間で衰退する産業もたくさん出ました。しかし、それは全部うまく調整ができて、いわゆる日本経済の転換能力というものが言われたのは、高度成

長があつたからスムーズに問題が、それぞれの人々、それぞれの企業にとっては苦しみがあつたのですが、全体としては良好なパフォーマンスが維持できたのはやはり一定の成長があつたからでございます。したがって、我々は、まずあらゆる政策を駆使いたしまして、一定の経済成長が維持できる体制をつくらなければならない、これが第一だと思っております。

第二に、しかしながら構造を変えていかなければならないわけでありまして、産業構造のあり方、その中で、新しいビジネス、新しい未来志向型の産業の構築、新しい職場の創出ということもこれから必要になってくるわけでありまして、それこそまさに産業政策を所掌する通産省の職務であると私も考えておるところであります。

あわせて、さらにもう少しミクロに、規制緩和を初めとする、あるいは内外価格差の是正を初めとするミクロの政策も駆使いたしまして、委員御指摘の今の、私は結局のところ日本経済のぶつかる問題の一番痛みの激しい部分は雇用問題だろうというふうにいる、これはもう全く委員と同じ意見でございます。そのことを乗り越えるためには、今のようなマクロ、ミクロ、そしてセミミクロのバランスのとれた政策を構築していくことが必要だと考えております。

○安倍(晋)委員 ただいま大臣もお触れになられました、また先ほど山田委員からも御指摘がございましたが、規制緩和というのは、今後我が国が構造を改善していく意味でも、また不況対策の意味でも、また通商摩擦解消の意味でも、大変大きな意味があるのではないかと思っております。しかし、この規制緩和というのは、もちろん経済をある程度活発に動かして自由な活動を促すということでは大変いい側面、評価できる側面もたくさんあるわけでありまして、他方、規制によってある意味では守られてきた産業というものも当然あるのではないかと私は思うわけでありまして、いわゆる社会政策的に規制の中で、社会政策という意味で規制を行つて、その中で生

きているという産業、また従事している人たちがたくさんいるのではないかと私は思うわけでありまして、つまり、この規制緩和を果敢に行つていくことによってある程度の失業率というのが当然考えられるのではないかと私は思うわけでありまして、もちろん、規制緩和によって新しい雇用が創出されるという側面はあるわけでありまして、しかし、その間には当然タイムラグがあつて、創出されるまでの間にはやはり失業者が出るということではないかと私は思うわけでありまして、

ですから、当然この規制緩和はいいことばかりではないというところがある意味では勇気を持って国民に、先ほど大臣が御ありのまますをさらけ出すというところをおっしゃったわけでありまして、そういう面でもこういうことがあるんだということもやはり知つていただかないと、そう簡単には協力できない、総論では賛成だけれども、自分のところに火の粉が降りかかるのであれば反対ということになって、結局何もできないではないかということに落ちついていく危険性もあるわけでありまして、ですから、そういう意味で、こういう側面があるんだということを政府は責任を持って、勇気を持って国民の前に提示をしていく責任があるのではないかと私は思うわけでありまして、その意味において、九月十六日の緊急経済対策の中に規制緩和は雇用問題とどのような関係があるのか、果たして失業者をある程度生み出す可能性があるかということについてお伺いをしたいと思います。

○熊谷国務大臣 さきの緊急経済対策について定量的に測定したものはございませんが、一般論で言えば、委員が御指摘のような側面、つまり摩擦失業の発生というものは私は否定できない事実だろうと思っております。その摩擦を、よりこの痛みを少なくするために、実は財政金融政策による政策、内需拡大策というものの方が大事だということを私は申し上げ続けておるわけでありまして、さきの緊急対策はこれは第一歩でござい

す。ファーストステップでありまして、今後、時の進行とともに、予算編成もございまして、そういう中で、私どもとしてはさらに踏み込んだ方向を考えていかなければならないと考えているところでありまして。

○安倍(晋)委員 また、雇用の問題と同時に、今大変な円高という状況があるわけでありまして、その中でいよいよ賃下げをしないと競争力が十分に維持できないという議論もあるわけでありまして。また、この賃下げというのは、国内においてもコストダウンにつながるわけでありまして、細川内閣が標榜される生活者優先の政治ということにおいては、ある意味では生活者優先ということにもつながるわけでありまして、しかしながら、この賃下げによって競争力を維持して輸出をし続けた場合に、また同じように円が上がつてしまうということも十分に考えられるわけでありまして、むしろ悪い方向に歯車が進んでいってしまうという危惧を持っているわけでありまして。私は個人的には、この賃下げというのはむしろ逆の方向に行くという意味で決していい政策ではない、企業がとるべき政策として、緊急避難的にもとるべき政策ではないという考えを持っておりまして、大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○熊谷国務大臣 賃金の水準がいかにあるべきかということについてはさまざまな議論があるところだと思います。一般論ではなかなか言いにくいところだろうと思いますが、賃下げというようなことが現実に行われる環境ではないような感じが私はいたしております。

ただ、申し上げたいのは、今の苦境の中で、委員も今御質問の中で指摘しておられたこととありますが、円の為替レートの状況というのを見ますと、私は必ずしもファンダメンタルズを反映した水準ではないというふうに思うわけです。ただ、その背景に経常黒字の存在、それも世界で突出した水準である、この事実が重くのしかかっているわけでございます。しかし、最近の貿易収支の状況を見ますと、ややこれに峠が出てきたのかなと

いう気配も感じられます。今後我々が適切な中長期を展望した構造改革策を内外に鮮明に示していくことによって、私は、おのずからあるべきファンダメンタルズを反映した水準になっていく、このことは今の円高が是正されていくものと確信をいたしております。

でありますから、賃下げ問題というのは、今後労使の間で自由な労働市場において決定されることとございまして、かくあり得べきとか、かくあり得べからずというのを政府として申し上げるのはいかがかとは思いますが、ただ我々としては、そういう不幸なことにならないようにありとあらゆる政策を動員して、そして今の日本の抱える個々の問題を解決していきたいと考えているわけでありまして。

○安倍(晋)委員 現在の不況が大変厳しいものであるという認識は今全く一致をしたわけでありまして、雇用の問題にいよいよ進んでいくということについても認識が私は一致したのではないかと申すわけでありまして、その中にありまして、企業の必要コストに含まれております税金、特に平成四年一月一日から施行されました地価税に関する重税感というものが大変強いものがあるわけでありまして、連日いろいろな業種の方々からこれを何とか廃止をしてもらえないかという強い希望が寄せられているわけでありまして。

振り返りましてこの地価税が導入をされたとき、当時は自由民主党が政権にいたわけでありまして、当然自民党は大きな責任があるわけでありまして、その当時の背景と経緯についてもう一度確認をさせていただきたいと思っております。どのような経緯で導入されたかということ、どういう意義があったかということでありまして。

○熊谷国務大臣 これは委員もつくに御存じのことだと思いますが、当時、土地は高騰をいたしまして、まさにバブルそのもので狂乱怒濤の価格になっていた。皇居を売るとカナダが買えるとか、東京を売るとアメリカが二つ買えるとか、だからこそバブルだったわけでありまして、そういう

状況の中で、土地基本法の考え方にとり、土地保有に對する負担の公平を確保し、土地の資産としての有利性を縮減しない減殺するということを主な目的として地価税というのは創設されたものと理解をいたしております。

○安倍(晋)委員 当時の状況と、そして現在の状況とを比較しますが、地価等をめぐる状況、また景気の状況についてどうい違いがあるのか、どうい認識をされているのか、教えていただきたいと思っております。

○内藤政府委員 平成三年当時でございますけれども、昭和五十八年を一〇〇といたしました場合の公示商業地の価格が三四〇、それから公示住宅地の価格が二三〇でございます。それが現在におきましては、委員御指摘のとおり低落傾向がございまして、公示商業地で二六〇、公示住宅地で一九〇程度の水準でございます。したがって、下落傾向がございまして、世帯収入等に比べまして地価はなお高いというのが現状でございます。すので、土地基本法で定められました考え方、先ほど大臣が御説明申し上げました資産、所得、消費の公平な負担という観点では、地価税は現状においてはなお必要であるというふうに考えております。

○安倍(晋)委員 しかし、実際に今の不況の中におきましては、例えばデパートとか製造業は大変な、まさに、先ほど申し上げましたように、いよいよ首を切らなければいけない状況にあるわけでありまして。

かつて、この地価税について政府当局の何人かの方に伺ったところ、実際は大変負担は低いんだ、これぐらいであれば構わないのではないかと。というお話がございました。例えば鉄鋼高炉五社で大体八十億、一社平均十二億ぐらいであればそんなに大きな負担ではないということとございまして、しかし、固定資産税を払った上でさらに払うわけでありまして、もう全く何にも出ないというところから例えば十二億払うのであれば、それだけの人員削減または賃金も引き下げなければ

いけない。出せないという状況の中で、これはまさに大変な重税と言わざるを得ないのではないかと私は思うわけですね。この地価税が導入をされたときにはまさにバブル全盛時代でございましたから、そういう企業、反対したけれども何とかやっていくという状況であつたわけでありまして、現在とはとても負担ができないという状況に追い込まれているのではないかと私は思うわけでありまして。

個別の産業についていろいろ申し上げるのは、本当は全体の政策を審議する上でいかなものかという議論もあるかとは思いますが、あえてそういう議論をさせていただきまして、例えばデパートについては今最も大きく厳しくこの不況によって打撃を与えられているわけでありまして。先ほど、この地価税を導入するときに、例えば土地の有効利用を促すとか土地を資産として持っている利点を縮小するという目的を挙げられたわけでありまして、例えばデパートは、日本橋とかああいう地域になれば当然デパートとしての機能を果たし得ないわけでありまして、あれ以上の有効利用というのはもちろん考えられないわけでありまして。そしてまた、そこにあるがために大きな税金をかける。たとえもうかつてなくても税金をかける。全く売買の行われていない、それによって地価の評価の低いところについては、例えば大きな利益を上げていても大変低い税金しかかからないというところになっているわけでありまして、このことについてはどのような考えを持っておられるか。

○熊谷国務大臣 いわゆる土地高騰期に地価抑制のためにさまざまな政策がとられました。これは税制だけではなくて金融政策も含めて、あるいは規制策についても含めてとられたわけでありまして、それらについて一つの見直し期にきているというところは、私はかねがねそう主張いたしておるわけでありまして。特に、土地市場と金融市場の痛みの激しさを考えますと、やはり冷静に見直すべき時期があるのではないかと思うのですが、事

地価税に関しては、まさに自由民主党、私も自由民主党にいたわけでありましたが、平成五年度の政府税制調査会答申におきまして、先ほど内藤局長がお答えしたような判断に立つておるところでございます。

ただ、今御指摘のように、一部の業種における負担が極めて過大であるということ、私も就任以来、絶えず御指摘をいただいているところでございます。ただいま委員からも御指摘をいただいたわけでありまして、通産省としても、公益性、公共性を有する土地等に係る非課税措置の対象範囲の拡充をする、いろいろ細かに挙げてみますとたくさんございまして、そういった工夫を凝らしまして、負担の適正化のための措置を講ずるよう大蔵省に対し要求を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、土地政策についてやたらとすぐに、朝令暮改が望ましいとは思いませんけれども、ただ、あの時期にあのような雰囲気のもとで行われたものについて、もう少し冷静に見直したらどうかねという委員の御指摘はまことに傾聴に値する議論だと私は思います。

○安倍(晋)委員 いわゆる地価税が導入されたときには、恐らく地価に対しての認識も、少しというが大分熱が出てしまっている、この熱を下げるためにはどうしたらいいのかという議論がまさに沸騰したのではないかと私は思うわけでありまして、その中でいろいろな施策がとられたわけでありまして、地価税も当然その中の一つの施策であつたわけでありまして、しかし、これはある意味では劇薬の一つではなかったか。しかし、この熱を下げるためには、いろいろな議論があつても、とりあえずこの熱を下げるのにこの劇薬を飲むというところは、国民のコンセンサスもあつたのではないかと思います。私の個人的見解では、それであつてもなお私は飲むべきではなかったと思つていられるわけでありまして、例えば、製造業について言えば、具体的な例で言えば、日本鋼管があつた

京浜地区に持つていた大きな工場、この工場を高い地価税を払わないためにどこかに移すというところは現実問題として不可能なわけでありまして、こんな東京のそばでこんなことをやってけしからぬと言ふに等しい税金ではないかと私は思うわけでありまして。

ですから、そういう意味では、先ほど内藤政府委員から御説明があつたわけでありまして、国民一般の認識としては、もう既に高熱は平熱に下がつたという認識を持つても私は構わないのではないかと申すわけでありまして、ですから、熱が平熱になつたにもかかわらずこの劇薬を飲み続けられ、当然体は参つて死んでしまうということになるわけでありまして、ここはこの薬をあえて飲むという決断をしたのと同じような理由で、私は今ここで思い切つて、体力の回復をするために、この地価税については撤廃をするべきではないかという考えを述べさせていただきます。私の質問を閉じさせていただきます。ありがとうございます。

○中井委員 次に、小川元君。

○小川委員 最初に、もう既に大勢の同僚議員が質問をしておられて、私の質問も重複するところが多々ある、審議を通じながら伺つていくということになりましたので、その点、両大臣の御了解を得たいと思います。

さて、今大変な不況である。さらに、今後どのような方向に行くかという点について既に多くの御議論があるわけでございますけれども、私も冒頭にそのことに少し触れさせていただきたいと思ひます。

今内需不振ということで非常に大変な不況にある。これは考えてみますと、約二十年前の過剰流動性、そしてそれに伴うオイルショック後の不況ということにある意味では非常に似ているわけでありまして、また一方、この円高も、第二次オイルショック後の円高、すなわち国内の不況によりまして輸出が非常に多くなる、輸入が減つて大変な円高になつたわけでありまして、現象

的にはそういうものに似ているというふうに私は思うわけでありまして。別に私はエコノミストでもございませぬので正確に分析をしているわけではありませぬけれども、そういうことに現象としてはなるかなと思ふわけでありまして。ただ、一つ違うのは、当時は一次、二次のオイルショックという大変大きな外的要因があつた。そして、それに伴つて日本にそういう現象が付随して起きてきたわけでありまして、今回の場合には、国内的に特に外的な大きな要因がない中でこういう現象が起こるということは、再三お話が出ておりますように、日本の構造転換が必要な時期であらう、こういう結論になるかと思ひます。

そこで、私は非常に危機感を持つておりますのは、仮にここで円安になるということでまたさらに日本の輸出産業の競争力が回復してきた、こういうふうになりますと、それはいつか来た道で、また次に円高になつてしまふのではないかと。結局、今まで三百六十円からだんだん百円近くまで来た道を歩んで、ついには百円を割るというふうなことになるてしまつては、これは輸出産業そのものが存在できないうような事態になりかねないわけでありまして、そういう形をとらないで、経済のリストラクチャリングというものがどうして必要であらう、そう考えているところでございまして。こういう時代には、私は基本的に、やはり政治家が決断をして、政治家がこれから二十一世紀のあるべき姿というものを描いてその方向へ持つていく。言葉は悪いかもしれませんが、お役所任せという時代ではないかと、政治家が決断をしていく時代ではないかと、そういうふうな観点からこれから幾つかの質問をさせていただきます。というわけであります。

さて、マクロの経済の問題につきましては、時間があれば少しいろいろとお伺いをしたいと思ふわけでありまして、そういう将来的な経済の問題の前に、今の、目下の大不況を克服しないことには、それは将来の話もないわけでありまして、まず現在の不況について御意見を伺わ

ていただきます。

最近、私も自民党でも、いろいろ業界、団体の方々に税の問題等々でヒアリングをさせていただいていられるわけですが、お話をすべて不況を何とかしてほしい、こういうお話になつてしまふわけでありまして。私のことで恐縮ですが、私も、私は長野県の第三区、諏訪地方に住んでおりまして、あの地域は精密工業のメッカでございます。私は、実はつい最近の選挙まで議席がございまして、地元に住んでその方々と行動をとるにしていたわけですが、バブルがはじけた最初のころは、地元の方々はほとんど株にも土地にも無縁で事業をやつておられる方が多かつたわけですから、いわば東京で起こつた他人事みたいな感じで見ていた方が多かつたわけです。その後の内需の不振という問題も相当大きな影響はありましたけれども、やはりここへ来て円高になつてしまつたということが、輸出依存体質でございまして、非常に大きな影響を与えているということから、当然のことながらこういう不況下には常に中小企業というものが一番大きな影響を受けるわけでありまして。そういう観点から、少し中小企業問題についてまず最初に御質問をさせていただきます。

中小企業、今資金繰りが一番大変で、これから年末にかけて特に一番繁忙の時期になるわけですから資金が大変なんです。現時点で、最近九月に緊急経済対策を発表されて、その中で中小企業対策も盛り込んでいただいたわけでありまして、けれども、まずどうも余り下部に浸透していない、あるいは実効が上がつていないというふうに私には受け取れるわけでございます。このまま追加の中小企業対策というものを行わないでいると、これは本当に大変なことになりはせぬかな、こう思うわけでありまして、現時点で追加景気対策、中小企業対策というものを考えかどうか、通産大臣にお伺いしたいと思います。

○熊谷国務大臣 委員御指摘のように、幾たびか

経済対策というのは、昨年十月、ことし四月と発表されて、この九月に細川内閣における緊急経済対策が発表されたわけでございます。これは合わせますとほぼ四兆円の資金が投入されることになっております。この対策によりまして、少なくとも資金繰りに関しては政府関係金融機関の役割というものは非常に高まっております。現に日銀の資料によりまして、新規貸し出しの五割以上を政府関係金融機関が占めるというところまで来ているわけでございます。先ほど来尾身委員から何度か御指摘をいただきましたけれども、民間金融機関のこれはやや消極姿勢が見えるな、しかしこれは、個々の銀行の態度というよりは、私はむしろもっと幅広い問題があるのかなという感じもいたしております。

いろいろな説がございます。私は専門家じゃございませんのでよくわかりませんが、ただ、現に都市銀行の償却前利益は空前のもうけぐあいでございますし、どうも言われるように不良債権の償却に金が回ってしまつて、そして本来、景気がまさに改善の方向に向かいますと中堅中小企業にまずお金が回り始めまして、まあ機動部隊が動き出すというのが従来のパターンだったのですが、これが全然逆で、そちらがぎゅうぎゅう締められているという実態がございます。例えばどうも短資市場が高目誘導されて、四十兆円もの金があるにたまつておるんじゃないかという説もある、それに対する明快な大蔵、日銀の回答も我々は聞いたことがない、こういうことでございまして、私は絶えずいささか不満を言い続けておるわけでありまして、まあ理屈は立てようでございまして、百ぐらいの理屈を言つて、それは合理的なんだ、こう言われてしまいますとこれはなかなか難しいわけでございます。

いずれにいたしましても、要は、日本の中小企業はまさしく日本経済にとっては宝でございます。九十九%の事業数を占めているわけでございますし、この体力が弱り、活力が弱まったときには日本経済の将来はない。私も信州に隣接した遠州

の地でございまして、諏訪の部品を組み込んで機械を売るというメカトロニクスの東海地方でございまして、委員の御苦労というのはよく肌で感じておるわけでございます。

我々としては、当面この新規の経済対策、緊急対策をまず全力を挙げて実現をする、あわせて、実はもっと深掘りした政策も必要じゃないかということ、今回いわゆるリストラ法案というものを提出しまして、そして合併や協業化あるいは新分野への進出や、また場合によっては新天地を海外に求めるということについても挙げて中小企業のためにお手伝いしようという法案を提出し、御審議を願つておるわけでございます。

○小川委員　今リストラ法案のお話が出まして、これは目下の経済対策ということではなくて、確かに輸出産業、今後生き残るにしても、付加価値を上げ、そして他人にできないものというものをやつていかなくては行けない。ということになると、量を追うのではなくて質を追うことになりまして、逆に言えば今の数の、そういう産業の会社の数というのは必要でなくなるということでもあろうかと思つたので、大いにリストラの方はやつていただきたいと思つておるわけでありまして、しかし、その前にまずつぶれちゃうというふうな状況に実際問題としてはあるわけでございます。

そうした面では、今追加的な措置について特に具体的にお考えないかという御趣旨の御答弁だったと思つたわけでありまして、この前の円高不況のときでしたか、一時期、特定不況業種とか特定不況地域に対する特定のいわゆる支援というものを自民党内閣時代にやつたわけでございますけれども、そういうものをお考えにはおならないでしょうか。

○熊谷国務大臣　何度も申し上げますように各般の、昨年十月、この四月、そしてその上に積み重ねて今回の中小企業対策一兆円を超えたわけでございます。それには運転資金を含めて条件緩和、返済の繰り延べを含めた条件の深掘りを相当

やつておるということでございます。今現実にはこの資金が政府三金融機関の中でショートしているわけではございませんし、我々としては最大限の施策を今講じつつあるということでありまして、格別今さらに上積みする、現に上積みしつつあるということでございますので、御理解をいただけるのではないかと思います。

○小川委員　お話の趣旨もわかるのですが、これからちょっと細かい質問をさせていただきます。緊急経済対策というものが必ずしも下部まで浸透してないその実情についてお伺いをしたいと思つたわけでありまして、これを浸透させることももちろんでございますし、実はさらに悪化して手おくれになつてからまた新しい対策が出て、またそれも手おくれになるということになりかねないわけでございますので、私は、今具体的に不況業種とか不況地域の問題についてお考えをいただきたい、御検討をしておいていただきたいということを重ねて御要望申し上げたいと思つたわけでございます。

それでは、その点につきましてはちよつとさせていただきます。いろいろな中小企業対策、緊急対策で今回のみならず行つていただいているわけですが、基本的には、先ほどからお話にありますように民間銀行が貸し渋りである。今回の公定歩合の引き下げなんというのは銀行のためにやったのではないかなんて話も地元ではぶつぶつ言いがら出ておるくらいでございます。銀行は民間商売でございますから、それは貸す貸さないということはお自分の判断によるものでしょうけれども、公定歩合の引き下げというのは政府の施策でありまして、銀行が別に努力していることではないです。それから、それはそれに準じてスムーズに金利も下げ、そして貸し出しもしてもらわなければ銀行の責任が果たせない、私はこう思つたわけでありまして、甚だけしからぬ話だと思つてい

るわけでありまして、現実には民間は貸さない、そうしなければやはり政府系金融機関というものがこれを肩がわりして、非常に苦境にある中小企業への対策というものをやつていただかなければいけないわけでありまして、その政府系金融機関は確かに貸し出しがふえているというお話が今ございましたけれども、現実には細かい面におきまして非常に問題がある。まず第一に、どちらかといえば、中小企業で今お金が借りられる人はむしろ幸いでありまして、借りたくてももう返さなくてはいかぬわけですから、借りられないという人たちが多いわけでありまして、現に地元でのいろいろな要望を聞きましても、一番多いのは、金利の高いときに借りた資金の借りかえをしてもらえないか、この要望が圧倒的に多いわけであり

ます。

実際には自民党時代の対策で、その点については返済資金制度というものがあつて、それでもって実質的に借りかえができることになっていくというお役所の説明があつたわけですが、私の地元で借りかえしてくださいますと、書類も見ないで、いや、それはだめですということとで門前払いになつてしまつたというのを非常に多く聞くわけでありまして、その点について、現実に借りかえというものがスムーズに行われていないというのは、私の地元だけではなくて、今回の業界とのヒアリングでもその話を多く聞くわけでありまして、実態はどうなつていて、そして現実にはどのように対応されるか、中小企業庁の御意見を伺いたいと思つた。

○長田政府委員　政府系中小企業金融機関の貸し付けに關しまして、既往の債務の金利の問題だと思つたが、金利が上昇していく局面では、最初に低い金利で借りた人は上昇していく過程ではメリットがある、金利が今みたいに下がっていく局面では逆にデメリットがあつて、前に借りたのは金利が高い、こういう問題だと思つたのです。

それを、仮に金利を安く借りかえるということをしていまして、この政府系中小企業金融機関の場合には長期固定金利で貸しておりますので、それは実質的には骨抜きになつてしまふの

○土志田政府委員　お答えいたします。
長期資本収支の動向でございますけれども、八〇年代後半にはかなり大幅な流出超でございます。その後、九〇年度には流出超幅が大幅に縮小いたしましたして、九一年度は流入超に転じたわけでございます。さらに、九二年度からは、全体としてまた流出超に戻っております。ことしに入りましての動きでございますけれども、基本的には流出超が続いております。ただし、その程度というのは、八〇年代後半のような大幅な流出超にはなっておりません。

中身を外国資本と本邦資本に分けてみますと、外国資本の方は年初から流入超になっておりまし

たけれども、六月以降はまた反対に流出超過に
戻っております。一方、本邦資本の方でございま
すけれども、一時的に流入超になった月もありま
すけれども、基本的には流出超を続けているとい
うことでございまして、動きをいたしましては、
直接投資や対外証券投資がひとより活発でな
いということでも流出超過が小さいものとなつてい
る、こういう状況でございます。

○小川委員 今の話は、資本の流出、流入です
か。

○土志田政府委員 長期資本の流出、流入でござ
います。

○小川委員 わかりました。

長期資本の流出、流入そのものはそうだと思う
のですが、一方で貿易黒字による膨大な資金流入
があるわけですから、それ全体で流出超になつて
いるというわけではないわけですね。

○土志田政府委員 貿易あるいは貿易外を含めま
した経常収支の黒字というのは、長期あるいは短
期の資本で、結果としては事後的にはバランスす
るような形になっているわけですが、最近の動きと
しては、長期資本の流出超は、貿易あ
るいは経常収支の黒字よりは小さくなつてい
るということでございます。

○小川委員 私は、この問題、要するに現時点で
の円高というのは、やはりいわゆる経常収支の黒
字を埋めるだけの資金還流がないということが原
因だろうと思うのですけれども、これは、民間も
不況ですから、設備投資をやろうといつても、東
南アジアに工場を建てたり、せいぜい数十億ドル
単位だろうと思うわけです。大きな資本の流れと
いうのはそれは起こらないということはおくわ
るわけですから、そうなるとなかなか円高の
是正というのは難しいということになるかと思
います。

変な話ですけれども、かつて八〇年代に大変な
勢いで資本流出が起つて、それによってかなり
円安に、百五十円ぐらいまでなった時代があるわ
けですけれども、そういう資金の外国への還流と

いうものについて何かいい方法はないものなの
でしょうか、お伺いしたいと思います。

○熊谷国務大臣 私どもとしては、特に資金需要
の強い発展途上国に対して、貿易保険等を活
用して資金還流が行われるということを期待して
おりまして、先般第一号の契約が結ばれたところ
でございます。今後とも、委員御指摘のような
方向で、限られた分野でございましてけれども、
我々としては努力をしていきたいと思つておりま
す。

○小川委員 この件で余り質問を繰り返しても、
いい方法はなかなかない、ないからそういうこと
になつていふのだと思ふのですけれども、ただ、
こういう格好で円高がずっと継続する、あるいは
は、結局日本の経済が本当に疲弊して、その結果
円安になつていくというようなことでは困るわけ
であります。長期に見ればいろいろな施策はある
のかも知れませんが、短期的に見て、今、
株に公的資金というふうなものが入つておるわけ
ですけれども、そういう意味で国にはお金はある
わけですから、思い切つて外国へ投資したつてい
いくらのことを私は考えているわけですが、それ
も、そういう資金還流について真剣に御検討いた
だきたいということをお願い申し上げておきま
す。

次に、物価の問題について少し経企庁長官に伺
いたいわけでありまして、

円高でドルベースの賃金は非常に上がつてい
るわけでありまして、日本を一〇〇とすればアメ
リカは七〇とか七五とか、ドルベースでいけばそ
ういふ結果になつていふふうにも聞いている
わけでありまして、当然、それによって日本の国際
競争力というのは失われつつある。一方では、国
民は一向に生活の豊かさを実感していないとい
う状況が、これは実は今に始まつたことではなく
て、円高の前からそういうことがずっと言われな
がら続いているわけでありまして、

実際問題として、これからこれ以上賃金を上げ
るといふことは、ますます競争力を失うことにな

るわけですから、したがつてこれはなかなか難し
い。また一方、内需を喚起するといひましても、
正直な話、これから先ほどの雇用問題等々が出て
くれば、当然中高年齢層が一番影響を受ける。する
と、比較的生活に余裕が出てきていろいろなものを
を買つてくれるはずの層が、不安になつて買わな
いというふうなことも起つてくるわけでありま
すから、そうした問題について、日本の物価が先
進国を通じて高いということを是正していかなけ
ればいけないのは、これは緊急の問題だと思つて
います。

ここで、たまたまというか、円高という問題が
ございました。円高差益の還元をぜひともやつて
いかなければならないと思つてございまして、
けれども、現在、経企庁としてどういう姿勢でど
うにお取り組みか、まず長官にお伺いしたいと
思ひます。

○坂本(逓)政府委員 委員御指摘のように、円高
にはメリット、デメリットがございますが、その
メリットとして当然円高差益が国民生活に還元さ
れるということとは極めて重要でございます。した
が、いまして、政府といたしまして、本年九月十
六日に緊急経済対策を打ちまして、その中で円高
差益の還元を図つていくことを決定いたしま
しました。それにのっとりまして、公共料金等は既
にその幅、実施時期等を明示しているところでござ
いますし、また委員御指摘のような諸消費財、
物資につきましても、そういった円高差益が円滑
に行われるよう関係各省庁等を通じて関係業
界等に要請しているところでございまして、私
どもは、こういった状況を着実に実施されるよう見
守り、そして情報を収集し、その結果を国民の皆
さんに提供してフィードバックさせていきたい
というふうに考えております。

○小川委員 ちょっと後先になつちやつたんです
が、いわゆる日本の物価を下げていって生活を豊
かにしていくという基本的な考え方にとつて
経企庁がどのような御方針で今後取り組まれてい
くかという基本姿勢について、長官の御意見を伺

いたいと思ふのです。

○久保田国務大臣 円高差益還元、もうしつかり
やつて日本の輸入にかかわる物価を下げていき
たいというのが第一歩でございますけれども、基
本的に申しますと、先生おっしゃいますとおり、豊
かさを肌で実感できないというこのギャップと、
それから輸出品を軸とするところの今の円レ
ートの問題が大きいギャップがございまして、それ
はつまり国内物価が割高だということございま
す。これを安くしていく、日本の内外価格差を縮
小していくということがこれからの基本的な問題
だということで、経企庁もこの問題に本格的に取
り組むという準備をしているところでございま
す。

○小川委員 総論としては極めてそういうことに
なるかと思ひますけれども、実際にはいろいろ難
しい問題があつて、相当な覚悟を決めて取り組ん
でいただかないとなかなか効果があらわれない
こと、また国内的にも相当な摩擦もあるということ
であらうかと思ひますので、その点ぜひ腰を据え
て、不退転の覚悟で物価問題について取り組んで
いただきたいと思つております。

物価を下げていくという具体的な問題についま
して、一つには、日本でつくつて、本当に日本の
製品が優秀で安くていいものが外国に売れてい
る、それで輸出が非常に多いということはおも
ろいのですが、と同時に、実は自分の国でつく
つたものを日本で買った方が高いというものが
現実には相当あるわけでございますね。その辺につ
いては企画庁としてつかまえておられるかど
うか、そしてどのように考えておられるかお聞き
したいと思ひます。

○坂本(逓)政府委員 日本製品が国内で売られる
場合と海外で売られる場合、これは当然国内で売
られる場合の方が一般的には安いということござ
いいますが、委員御指摘のように、物によりまし
て、例えばテレビゲームあるいはテニスボールと
いうようなものは、一部の諸外国の都市と比べま

すと、一割以上も日本製品が海外で買う方が安いという商品もございます。

したがって、こういったことにつきまして、まず全体の内外価格差を解消することもさることながら、こういった国内製品が国内よりも海外において安いという事実を解消するためには、さらに国内の競争条件の整備等の充実を図る必要があると考えておりまして、関係省庁とそういった方向で進めているところでございます。

○小川委員 国内に高く売って海外に安く売るといふのは、これは発展途上国の経済体質でありまして、日本のような経済大国とすべき手段では絶対ないはずなわけでありまして。ところが、今テレビゲームとかなんとかという一例をお挙げになりましたが、現実には、日本でつくって輸出されている製品で日本で買った方が安いものを探す方が難しいのではないかと、私はこういうふうにいるわけですね。

具体的にいろいろお聞きするつもりはないですが、けれども、じゃ、日本でつくっている自動車は本当に日本で買った方が安いのかということも私はあると思いますし、ここで国の方針として、そのことは要するに日本の恥でもありますし、製造業としてのモラルの問題でもあると私は思いますので、ひとつそういうことがないようにしてもらいうように、具体的な施策はともかくとして、政府としてははっきりした態度を打ち出したいだきたいと思うわけでありまして、企画庁長官どのようにお考えでしょうか。

○久保田国務大臣 まずしっかりした調査をして、これが国民に情報として伝えられ、施策の上に反映されるということが大事だと思っておりますので、今いろいろな情報提供の取り組みをしております中でぜひ検討させていただきたいと思っております。

○小川委員 これは考え方をそういうふうにしてもらうということが基本的に一番大切だと思っておりますので、具体的に個々の指導ということよりは、製造業なり流通業の方々にそういう態度で仕事を

やってもらおうというふうな、基本的な考え方をそのようにしていただきたいということをお願いをさせていただきます。

あと物価の問題につきましては、当然日本の商品の問題と同時に、もう一つ輸入品の問題があるわけでありまして、円高差益の還元も必要であります。その中でも向こうから輸入されるものが向こうで買うよりもべらばうに高いということは幾つもの例があるわけですね。経企庁でもモニタリングなんかをされて新聞なんか定期的に発表されておられるのを拝見しておりますけれども、現状そういうものは正の方向に向かっているのでしょうか、教えていただきたいと思っております。

○坂本（通）政府委員 委員御指摘のように、例えばアメリカの製品がヨーロッパで売られる場合と日本で売られる場合では日本の方が高いとか、あるいはヨーロッパの製品が日本で売られる場合とアメリカで売られる場合では日本の方が高いとかいうような商品がございます。これは輸出先の企業の価格戦略等の問題もございまして、それから私どもの国内の行政指導といいますが、要請がなかなかしづらい分野でもございまして、そういった点を乗り越えて何とかできないものか、関係省庁と今後とも協議してまいりたいと思っております。

〔古賀（正）委員長代理退席、委員長着席〕
○小川委員 今価格破壊とかいって、お酒が並行輸入とかいろいろ方法でもって安く海外品が入ってくるという実例があるわけですから、向こう側の輸出メーカーが、確かに量は少なくとも、価格を高く売れば楽にもうかるということで日本に高く売っている。それは日本の商習慣がそうになっているから向こうもそれに便乗しておるわけですから、それはやはりいろいろな方法で打破できる場合が非常に多いと私は思うんですね。

たまたま私の持っています、これは東京新聞ですか、記事を見ていましたら、「なぜ高い！日本のビール」こういう題で、アメリカの有名なブラ

ンドのパドワイザーがアメリカでは、これはいつの時点かな、百五十円で換算して缶が七十三円である、ところが日本では二百四十円で売られている、こういうふう書いてある。もちろん酒税が違いますから七十三円そのもので売られるわけじゃないですけれども、しかし二百四十円であるはずはない。ちなみに、同じ種類の日本のビールは二百二十円ですから、これは日本のビールより高くなっちゃっているわけですね。実際に七十円じゃなくても、その倍の百五十円で仮に販売できれば、現に販売している人がいるようですが、それが日本市場ですと広がって行けば、ビールというものは庶民の飲み物ですから、それだけ安ければ当然日本でも相当向こうのビールを、たとえ少々まづいと思っても飲む人が出てくるのじゃないかと思うのです。そうすればこれは日本のビールメーカーにとっては大変なことですよ、対抗するために百五十円にしなければいけぬということになるわけですから。でも、それがやはり今考えておられる、要するにそういうことをやらない限りは輸入拡大とか、特に消費者のための生活の向上には役立たないわけですね。

ですから、そういったことを、別にこれは政府ができる問題ではないですけれども、しかし、やはり積極的に政府がそういうことに対して支援をしていくようにしないと、なかなか日本の物価高というものは正がでない、私はこう思うわけでありまして。具体的な今の事例についてお答えをいただく必要はないのですが、基本的考えについて長官の御意見を伺いたいと思っております。

○久保田国務大臣 全く先生のおっしゃるとおり、いろいろな障壁それから商習慣、またそれに乗っかってくる外国の企業、こういったいろいろなものをひとつ十分にその原因を突きとめまして、私たちとしては、もちろん日本の物価を、内外価格差を縮める、その中でも特に国民の生活に最もかわりの深いものについてぜひともこれを下げていく、その努力がすなわち生活者重視の政策だと思っております、今後とも頑張っていきたいと思っております。

たいと思っております。

○小川委員 それでは次に、少し貿易摩擦の件について伺いたいわけでありまして、日本の黒字が増大するたびに主としてアメリカとの貿易摩擦が深刻になる、これは当然のことでありまして。また同時に、現時点で今それが起こっているわけでありまして、日米の協議も行われていると了解しております。少し大きなことを申し上げれば、ソ連というものがなくなってしまうと、いわゆるアメリカの安全保障というものの対象が経済面、貿易面にも拡大されて、そして日本というものが対して、そういう意味で安全保障の相反する国ということになってきているか、あるいはないかねないような要素もあると思うわけでありまして、けれども、現在の日米交渉において通産省としてどのような態度で取り組んでおられるか、大臣にお伺いしたいと思います。

○熊谷国務大臣 私は、委員の先代といいますが、おなじ様に当たる小川先生とともに、日米の自動車交渉の第一号機に乗りまして実はワシントンへ行きまして、当時の小川平二先生が阿修羅のごとく活躍したときに同行した議員でございまして、従来ずっと実はこのいわゆる貿易摩擦の交渉について何らかの形でかかわってまいりました。幾たびかの体験のもとで、我々もアメリカもいろいろ見込み違いもしたこともございまして、どうやらその後の後追いをしてみますと、いろいろな意味で限界のあることをやったこともあると思っております。

しかし、今こうして考えてみますと、基本的には、世界は回っていかねばならない。現実の姿は、委員が先ほど日米ということでは言われたように、この基本には日米間の間に他の国にはない突出した日本の黒字とアメリカの赤字というものが出てきておるわけでありまして、やはり世界の中でもこの日米関係の経済調整というのは最大の課題であらうというふうにいるわけでありまして、実は、四月の宮澤・クリントン首脳会談を経

して、この七月に両首脳の間で共同声明によつていわゆるフレームワーク協議の路線が敷かれたわけでございます。その後細川内閣になったわけでありましたが、細川内閣におきましても、この前内閣の敷かれた路線の上でこの交渉を成功裏に導くという基本的な考え方に立っているところでござい

ます。御存じのとおり、日米のフレームワーク協議のやり方というのは、第一にマクロの調整でござい

ます。第二に、いわゆる部門別の政府調整でござい

ます。第三に、自動車の保安と保険であります

か、そういった部門ごとの調整、協議を行う。そ

れから三番目が、今度は共同作業でもっとブラ

ス・サム・ゲームをやろうじゃないかということ

で、地球環境の問題でありますとか技術協力の問

題であるとか、こういったことを議論をする。総

じて言えますことは、まず何と申しても日米のこ

の経済協議は、七月の共同声明でもうたわれてお

りますように、「ハイリー・シグニフィカント・

ディクリース」こう言っておるわけですが、要す

るに、日本の経常収支の黒字を十分意味のある

正をしていく、減少をさせていくというまづこれ

が基本だろと思う。

そのためには、日本だけでできることと日本だ

けでできないことがございまして、これはアメリ

カ側にも、競争力を強化したり、それから財政赤

字を是正したりということについての努力を払っ

ていただく、それについては日本側も注文をつ

けますよ、こういうことでやっております、現

在、来年一月に一つの中間の、一つの節目を迎

えるわけでございますが、事務レベルの協議が九

月に始まりまして、これはお見合いみたいなも

のでございまして、十月に入りましてようやく議

論が、事務レベルの協議が本格化してまいったこ

ろでございまして。今後、十一月にはクリントン大

統領と細川総理の会談、これはAPERCの首脳会

談という形で行われることになっておりまして、

こうしたものを踏まえながら、私どもとしては日

米のこの経済調整をスムーズに、双方アクセプタ

ブル、双方が受け入れ可能な形で交渉が成功に終

わるように努力をしていきたいと考えているとこ

ろでございまして。

○小川委員 新聞報道等によりまして、アメリカ

が具体的に日本に買付目標を設定しろ、こう言っ

て、日本はそれは管理貿易だからできない、こう

いうことの議論があったやに了解しておりますけ

れども、その問題はもう既に結論に達したのです

か、まだ話し中なものでございまして。

○熊谷国務大臣 基本的には、いわゆる数値目標

についての考え方というものは、七月の時点でも

う既に決着済みなんだというのが私どもの日本側

の態度であり、またアメリカも了解をしておると

私どもは理解をいたしております。

しかしながら、さて、この部門別の協議をして

まいりまして、数値目標はしないけれども、客観

的基準をベースにして双方の努力をしていく、こ

ういうことになるわけですが、その客観的基準

なるものの定義をめぐってやはりいろいろ議論が

出てくるわけございまして、私どもはいかなる

形であろうと管理貿易になっていくような、管理

貿易を是といたしますと、今細川内閣がやろうと

している透明性の高い、競争性の高い、しかも国

際性の高い市場経済をつくるという目標とは全く

違う方向へこの国を導いていかなければならな

い、そんなことができるわけはございませんの

で、我々としては、その原則を確保しながらも、

しかしお互いに努力の目標はあるわけございま

すから、その努力の目標について双方がそれぞれ

知恵を出し合いながら合意に導きましよう、こ

ういうことでやっているとございまして。

○小川委員 当然管理貿易がうまくいくはずな

いわけですが、そういうことになってはいかぬと

は思ふのですが、とはいへ、現状のままで

アメリカのものをちゃんと買うことができるのか

どうかということについて、私は非常に疑問に思

うわけですね。アメリカの体質自体が輸出体質

じゃありませんから、まず第一に国内志向型で、

輸出していても突然国内で売れ出せばやめちゃう

とかそういった問題がありますし、そもそも貿易

に対する考え方も違うということでありまして

ら、非常にアメリカ製品というのはいわゆるコ

マーシャルベースで買うには難しい面がある。し

かし、アメリカにとつて最大の関心事は、やはり

アメリカから物をどのくらい日本が買うのかとい

うことになる。

今まで、かつて貿易摩擦が何回も繰り返してこ

り、そのたびに何とかその場で解決ができてき

たわけですが、基本的には何にも解決に

なっていない。常にまた同じ現象が起つて同じ交

渉の繰り返しになるわけですが、基本的

に、いわゆる日本の貿易黒字というものをどのよ

うに目標設定をしないで減らしていけるとお考

えなんでしょうか。

○熊谷国務大臣 これは、先ほど来お答えしてい

ることでありますけれども、まず第一は、何のか

んの言っても内需主導型の経済、一定の成長率を

維持しながら内需を主にする経済にしていかな

ければならない。それから同時に、ミクロの経済調

整もやらなければだめだ。規制緩和もその一つで

すし、内外価格差もそうでありますし、その是正

ということもそうです、それから魅力ある新し

い産業を育てるという意味での産業構造の政策も

そうだろうと思ひます。

第二に、輸出型の産業というものが今大変な一

つの壁にぶつかってきているわけございまし

て、こうしたものについてはリストラクチャリン

グをやっていく。企業としても産業レベルとして

も、仕組みのといひますか、構造の再構築をや

っていく。

こういうような、一つはマクロの調整、もう一

つはミクロの調整、それから三番目は、あえて言

えばセミマクロといひますか、そういうような調

整、この三つをやはり切り離さないで、三位一体

のものとして、これを基本として進めていくとい

うことがハイリー・シグニフィカント・ディク

リースの王道であろうというふうに私は考えてい

るわけでありま

す。

○小川委員 実際にアメリカの物を買う約束がで

きない、これは管理貿易になるからできないとい

うことになる、向こうは自由貿易が建前の国で

すから輸入制限というような直接的な手段はとら

ないでしようけれども、ダンピングとか等々を十分

に活用しているいろいろ報復措置も来るんじゃない

か、非常に難しい局面に立っておられると思ひま

すけれども、ここはひとつぜひ日本も、ある程度

血を流してもアメリカの物を買う、実質的に買

えるような形で、しかし、向こう側でやるべきもの

はやつてもらふというような形で、難しいこと

ですけども、ひとつそういう姿勢で臨んでいただ

きたいというふうに思ふわけでありま

す。

さて、時間もなくなりまして、最後にちよつと

所得税減税と消費税の件についてお伺いをさせ

ていただきます。

この件は、直接御両所の関係でないことはわ

かつておりますけれども、いづれにしても、国民

生活には大変重要な問題でありまして、生活者の

立場からいっても、サラリーマンの立場からい

ても、企業の立場からいっても非常に大きな影響

があるものでございまして。政治家としての御意見

をちよつと基本的にお伺ひしたい。

それは、所得税減税を行うと財源がないからそ

の見返りとして消費税だという議論が非常に行わ

れております、それはそれで事実に近いわけだ

と思うわけでありまして、ただ私は、税と

いうのは政府と国民との信頼関係があつて初めて

これは成立するものだと思ひますので、そ

ういう意味で、所得税を減税して後の見返りの財源

を云々する前に、行政側の経費削減の努力という

ものを最大限に行ななければ国民の納得は得られ

ないんじゃないか。もちろん、シーリングを設け

いろいろなことをしながら今努力しておられるこ

とは事実ですけども、しかししもつと、民

間がこれだけ血を流しているときに、まず行政改

革というのに対して努力するというものが国民に見

える形では必要ではないか。クリントン大統領は国

家公務員の一二％削減をこの間打ち出した。そ

う

いう具体的なことはともかくいたしまして、行政改革に対する考え方というものを最後に両大臣にお伺いして、私の質問を終わらせていただきますと思います。

○熊谷国務大臣 私は、かつて一般消費税を導入する議論が行われた大平内閣の時代に、まさに委員と同じ意見を雑誌で主張をいたしたことがありますが。その後、行革路線というのが自由民主党の政策の中心になり、歴代の内閣の中心になり、鈴木内閣そして中曽根内閣と大きく骨組みをつくってきたわけでございます。

私は、現下の税制の問題につきましては、どこから何かしらしゃべっている大臣がおりまして、たけれども、今の時点では、これは税制調査会において議論をされている最中で、しかも客観的にさまざまな議論を踏まえて、一つの議論の素材としてやっていくという最中で、総理もまさにこの議論を踏まえて政治的決断をどうするかというのは、これは政治の判断で、与野党を通じての共通の土俵に乗るわけでございますけれども、その前の時点で予断を与えるような議論をすべきでない、総理が予算委員会で一貫してお話をしていた、私もそのとおりだと思いますし、そうありたいと思っております。

ただ、一般的に申し上げますと、行政改革は細川内閣にとりまして、所信表明でも明らかにいたしましたとおり、政治の改革、経済の改革と並ぶ三大項目でございます。困難な道でありますけれども、私も、私も新たな行革路線というものをぜひつくりあげていきたいと考えているところであります。

○久保田国務大臣 税制調査会の中で、所得税減税の問題も含んで、基本的に不正を是正するようなそうした税体系のあり方をやっていくというその基本はあるべき姿だろうと思っております。ただ、私も少ししましては、確かに国民と政府の間の信頼関係という点からも考えまして、やはり国民が大事にされているという実感を持てるような税制であってほしいと思えますし、私どもの立

場からは、景気とかそれから物価とか、そういったものに気を配りながら税制調査会の結論というものを見守ってまいりますし、また、その上で国民の皆さんのお声も聞くというふうな決めておられるようでございますから、それを見守ってまいりたいと思えます。

おっしゃいますように、行政改革の問題は当然この政治改革の後に続く内閣の大事な課題だと思っております。

○小川委員 どうもありがとうございます。これで失礼します。

○中井委員長 次に、山本拓君。

○山本(拓)委員 きょうは、通産大臣に御質問を用意してきたわけですが、久保田長官もおいででございますので、まず長官に率直に、先にレディーファーストで御質問をさせていただきますかと思ひます。

御案内のとおり、今景気低迷で大変な、地方は特にあえいであるわけでありまして、景気対策が叫ばれているわけですが。今までのお話の中で、小川さんの質問に対して、政府税調ですか、その段階です。具体的な今回の細川内閣がどうするこうするという話はなかなかお答えできないと思ひますが、ただ、一般論として、景気対策をしていくときに、結果的に消費税を上げる話になってしまったら、せっかく景気浮揚、個人消費を伸ばそうという議論をしている中に、結果的に所得税減税だ、所得税減税するために財源を消費税に求めなければいかぬという話になって、いつの間にか議論のすりかえが行われてきたのじゃないかなという懸念を持っております。本来直間比率の見直しはしなくてはなりませんし、だから所得税減税というのは、景気対策とは区分けして所得税の累進税率を変える、その分は何に求めるかという議論はまた別次元の話だと思ひわけでございますが、今の一般消費者、特に女の人には買い物をしてもらわないうわけですから、長官の感覚として、消費税はもう既に今の消費者に受け入れられる、なじんだという受けとめ方をしておられ

るでしょうか。

○久保田国務大臣 買い物をする側から見ましたら、それは一々税がかかるということとはなかなかなじまないものがあるかと思ひます。けれども、税制の体系を、全体として公正な、公平な税体系のあり方を求めるという場合、また、これに對して一体どういう見返りがあるのかなどと総合的な議論をした上で国民のお声を聞くという方針をとっておられると思ひますので、私もとしてはそれを見守っていくわけでございます。

もちろん、先生がおっしゃいますように、不況のときにあって、一般論として言えば、減税は望ましく、増税は望ましくないというのは、景気対策ではそういうことが言えるかと思ひますけれども、しかし、これも一つの望ましい形の税体系、長期的な問題の中にセットされるということの中で今御審議が進んでいますので、私としてはそれを見守っていくということでございます。

○山本(拓)委員 私が御質問申し上げたのは、消費税というものが消費者に定着しているという認識をお持ちかどうかということをお尋ね申し上げておりますので、もう一度お願いいたします。

○久保田国務大臣 消費税が導入されましたときには、日本で一般消費税という形の導入は初めてでございます。それは国民の中にいろいろと異論があつたことは事実と思ひます。しかしその後、日にちを経まして、消費税というものの直間比率の見直しという角度からのお声も出ております。ただ私は、国民の全部が消費税というものを必ずしも歓迎しているとは言ひ切れないうものがあると思ひます。

○山本(拓)委員 いわゆる私が問題とさせていたいただきたいのは、消費税というものを今の、要するにタイミングですね、この景気対策で消費税の話の議論が前面に出てしまつと、今大臣のお話だと、一般論としてまだちょっとなじまないんじゃないかということであつたら、それは逆に、消費する話がやはり貯金に回るとかローンの返済に回るとか、いわゆる消費の方になかなかストレー

に回らないという懸念を私は持っていますので、その点は出発点なんです。だから、仮に今導入されようとしても、今すぐじゃない、何年か先のことだと思ひますが、何年か先にいたしましたも同じことだと思ひますので、率直な話、長官に、景気対策、婦人の立場からしまして、要するに買い物をする、消費をする、所得税減税というのはなかなか消費する奥さん方には直接返つてこない話ですから、だから、むしろどういふ分野に景気浮揚、または消費者が消費拡大を図るためにはどの分野の景気対策がやはり一番いいかなというふうな思つておられますか。

○久保田国務大臣 また聞いていないことだとおしかりを受けるかもしれませんが、私は、今やっております公共投資の中の住宅投資、これを徹底的に、継続的に累次の計画の中でやっていくということが景気浮揚策の中で非常に、柱にもなっていますし、期待をしているところでございます。

また、税制の問題なんです、いろいろと御議論があるように承つておるのですが、実は具体的なことでそれが明示されておられませんので、なかなか今の御質問にはお答えにくい面がございます。

○山本(拓)委員 この話、幾ら議論していてもあきませんので、次に進めさせていただきます。

それでは、通産大臣にちよつとお尋ねいたしますが、先般、ロシアの液体放射性廃棄物の日本海洋投棄問題が大変大きな問題になっております。まさしく私の住んでいる福井県なんというのは目と鼻の先です、実害はないと思ひますけれども、非常にイメージの悪いことの上ないわけでありまして、この海洋投棄の問題について通産大臣としてどのように見解をお持ちか、まずお聞かせいただきたいと思ひます。

○熊谷国務大臣 まさに実害の問題を抜きにしても、私も少ししましては、しかも公海において行われたことでございますし、まことに残念であり、政府としても、実は閣議におきまして強く抗議をし

ようということ、一致した意見でございました。私も、このようなことが起こらないように、今後もロシア政府に対して常に注意を喚起をしていくということが重要だと考えております。

○山本(拓)委員 先般、新聞を見ていましたら、ミハイロフさんというんですか、ロシア原子力エネルギー大臣、日本にも来られましたが、いわゆる液体放射性廃棄物を海洋投棄しているのは、日本だってやっているじゃないかと。原子力発電所の施設の中で少し投じていますからね。それを指摘して非難をされておったというふうに、タス通信を通じて新聞報道されておりました。その言ったかどうかは本人に聞かなければわかりませんが、私がここで問題とさせていただきたいのは、そういう、日本だってやっているじゃないかというふうに非難される余地が日本側にあるのかどうか、その点。

○堤政府委員 お答えを申し上げます。

ミハイロフ原子力大臣が、新潟県にございます柏崎刈羽原子力発電所をごらんになって、そこでも一年間で放射能が十キュリーぐらい、今回日本海に捨てたのは一キュリーでございますが、十キュリーぐらい出ているのではないかと、このことをお話しされたことが一つのきっかけになっておると思います。

ただ、この十キュリーという言葉でございますが、実は放射線の中でも、管理のときにも必ず区別しているものがございます。トリチウム、これは普通天然にも存在します二重水素あるいは三重水素と云うような、放射能力といたしましては、通常のセシウムとかそういうものに比べますと十万分の一ぐらいしか影響力のないものというのがございます。そういうものと、そのほかの、先ほど申し上げましたセシウムあるいはニッケル、コバルトというようなものと、普通区別をして議論をしているわけでございます。

現在、ソ連の廃棄されました一キュリーというのがどういふ核物質によるのかということが実は解明されておられません。現在、モスクワであすか

ら行われる会議でその辺がだんだんわかってくるのではないかと思っておりますが、日本で原子力発電所から出ております十キュリーといふものは、先ほど申し上げました普通の放射線の、人体に対する影響度が十万分の一しかないような、そういうトリチウムから出たものであるということでございます。科学者の皆様方もこれと二つを同列に論ずることは非常におかしい、科学的でないということをお願いいたします。

通常言われております一キュリーというものが本当に、廃棄物として言われておりますコバルト、ニッケル等でございますと、これは全く日本の発電所の場合にはほとんど検出量以下でございます。その点では、同じキュリー数であるとか十倍であるとかということと単純に比較することは非常に科学的でないというふうに言われておる次第でございます。

○山本(拓)委員 廃棄物その他のものの海洋投棄ですか、これに対してはロンドン条約というのがあるみたいですね。だから、いわゆるロンドン条約では基本的に全部禁止になっているわけですね。その中で、IAEAがこの分野はいいですよという特例事項というのですか、勧告がなされておるわけですね。だから、今の日本の排出しているものは、いわゆるIAEAの勧告の範囲の中で許されている分野でしたかね、ちよつと確認したいのです。

○堤政府委員 お答え申し上げます。

ロンドン条約におきましては、実は、放射性物質を海に捨てること自身は許可なくしてやるのは違反だということになっております。ただ残念ながら、その許可基準というものが明確に決められておりませんために、どの辺までがよくてどの辺までが悪いということがわからないまま、いづれにしても低レベルのものにつきましては、ロンドン条約との関係からいいますと、決議という格好になっておりますのでやや紳士協定的な約束というところになっておりますが、低レベルのものも捨てないということになっておるわけでございます。

す。そういう意味では、直接的にはその紳士協定である決議にまず一義的には反しているのではないかと云うことになるわけでございます。

○山本(拓)委員 今回のロシアの放射性廃棄物の海洋投棄は、いわゆるロンドン条約の決議違反というところで非難をされているわけでしょうか。そうですね。

○堤政府委員 基本的には、ロンドン条約の傘の下にある決議に反するというところになっておるわけでございます。

○山本(拓)委員 来月でしたか、今度また締約国会議があるとお聞きしているのですが、これもまた新聞で読んだのですが、今度日本も全面的に海洋投棄の禁止を支持する。今までは、日本の場合は完璧に仕分けされていますから、だからそういう意味では低レベルということとで余り積極的ではなかったわけですが、しかし、ロシアなんかはどうかという目盛りを使っているかわかりませんが、だから、この際一切禁止するということの支持に回るわけですね。その辺はどうなんですか。

○堤政府委員 基本的には先生のおっしゃるとおりでございます。締約国会議では、日本としては、廃棄物は海に捨てるのを基本的には禁止しようという方向で動くということになっております。

○山本(拓)委員 そうすると、ロシアの大臣が指摘した、日本だって捨てているじゃないかというその分野も今度は廃止の項目に入るわけですね。

○堤政府委員 ロンドン条約と申しますのは、基本的には公海、公の海に対するものでございまして、俗に言います内海に対するものはそれぞれの国の管轄下に入るわけでございます。ロンドン条約の対象にはなりません。それから、日本でもやっております内海に捨てるといふものも、全くゼロというわけではございませんけれども、これはいづれも非常に厳格な規制のもとで人体への悪影響がないことを確認し、その上での排水が行われることがあるということです。

○山本(拓)委員 私が申し上げたいのは、いわゆるこの廃棄物問題というのはこれから非常に大きな問題になりますし、環境問題と絡めましてちよつとしたことでも誇大報道されるわけでありまして、いわゆる日本のレベルとロシアのレベルとでは管理状態が全然違うわけですね。しかし、要するに、今のロシアの大臣の、日本だって捨てているじゃないかという話は五十歩百歩で、ここが違うあそこが違うと言っても、なかなか一般ではわかりにくいのです。だから、そういう意味では私は、今の話でロンドン条約は公海上だから日本近海のものには当てはまらないということとはわかるのですが、要するにお願いしたいのは、今現在原子力発電所から出しておりますものは限りなくさらにゼロに近づく努力を今後ともやっていただきたいと思うし、また、そういう努力は当然されておると思うわけですが、その見通しをお聞かせいただけたらというふうに思います。

○堤政府委員 おっしゃるとおりでございます。その点については今後とも十分配慮したいと思っております。

ただ、ちなみに、現在、トリチウムというものを除いた人体に影響のある可能性のある物質だけで日本全体で〇・七キュリーということでございます。それから、今回ソ連が捨てた量の日本じゅうで一千四百分の一というのが全体の数字でございます。これらがそれぞれ拡散してやっておりますわけでございますから、人体には全く影響がないということを確認した上でやっておりますわけでございます。

○山本(拓)委員 限りなくゼロに近づく努力をしていただきたいと思います。ところで、先ほど申し上げました、今ロシア側が捨てたのは海軍、いわゆる原子力潜水艦ですが、そういう軍事的なものだと伝わっているわけですが、もともとロシアにだって原発はいっぱいあるわけでありまして、ロシアの原子力の廃棄物はどこかで処理していると思うわけですが、現状はどうなつて

いるか、把握しておられる点、教えていただきましたか、と思ひます。

○鈴木説明員 旧ソ連時代には、原子力施設について情報はほとんどソ連から出てまいりませんでしたし、専門家の行き来というのほとんどございませんで、ほとんどよくわからなかったわけですが、最近ロシアもああいう状態になりました、多少専門家の行き来をしているというふうな状態になってきております。

それで、我が方が聞きに行ったとか、あるいはロシア側から日本に専門家が来たときに聞いた話とか、そういったものを総合いたしますと、まず、原子力発電所から出てきますいわゆる低レベルの放射性廃棄物につきましては、廃液についてはアスファルトで固めるとかセメントで固めるとかそういうことをやりまして、固体の廃棄物と一緒に原子力発電所のサイトの中、あるいはサイト外の地域処分場、そういったところに埋設しているというふうな聞いております。それから、もちろん、基準値を下回る一部の気体廃棄物ですとか液体廃棄物は発電所から施設の外に出している。

ただ、軍の施設になってきますと、これはまだ依然として私どもそう行き来がないという状態でございします。今回問題になりましたウラジオストクの海軍の施設につきましても、低レベルの放射性廃棄物をどうも船のタンクに入れて貯蔵しておいた。陸上のタンクではなくて船の上に乗けてやっていった。それから、セメントで固めるとかアスファルトで固めるとか、そういう施設をどうも持っていないかったようである、そんな状態でございます。

それで、あしたからモスクワで日本とロシアの専門家の会合があります。それから来月、日ロの共同作業部会といったものも開かれますが、そういった機会をつかまえて、ロシア側の廃棄物の処分だとか管理だとかの実態情報をもう少しつかんでいきたい、そういうふうな考えているところでございします。

○山本(拓)委員 そのあしたからのロシアとの連絡会ですか、そこでは、日本側としては現状を掌握することが一つ、そして逆に言うところ協力を出るというのですか、廃棄物処理の。私が申し上げたいのは、原子力行政というのは発電から廃棄物の最終まで含めて原子力行政ですから、だから日本もこの最終、わかりやすく言うといわゆる原子力のごみの扱いは非常に苦労しているわけで、結局ロシア側だつて、あそこで何やってるかかわりませんし、例えば今二回中止したつて結局どこで捨てているかわかりませんし、ごみは出るものは出るもの、やはりそれは最終的には日ロ同じ悩みの種ですから、日本の場合はまだ、六ヶ所村がやつとできましたからそこで当分は安心であります、向こうは、ほっておくとわからぬうちにばっばばっばどこかに捨てるわけでありませう。

だから、そういう意味では、日ロの共同研究と申しますか、ロシアにこれからいろいろな形で経済支援をする中で、まずこの原子力発電所の廃棄物問題、これはもう、要するに海軍が扱っているからどうだとかそういうことを超えて、最終的に共同廃棄物処理の話はなさるおつもりはあるんですか、ないんですか。

○鈴木説明員 あしたから専門家がモスクワであります、まずその会合でやろうとしておりますのは、日ロの共同海洋調査をぜひ早くやりたい。日本側の調査船、水産庁、保安庁、気象庁あるいは科技厅関係の船とかいろいろ今出しまして、海洋調査、もちろんやっておりますが、ロシアの経済水域もありますので、どちらかというところ、日本海、中部から日本寄りの方で今調査をやっております。それで、実際にロシア側が廃棄物を捨てましたものとロシアの近くでございしますね。まあロシアの領海の外ではあるのだけれども、ロシアの経済水域のずっと向こう側、実際に廃棄物を捨てたところまで船を出しまして、あの辺の水をとったり泥をとったりしまして測定したい。これをやるに当たって、我が方だけで

いうわけにいきませんので、ロシアと一緒に共同調査をやりたい、このための方策を検討する、これがまず第一の目的でございします。

それから、そうやって海水をとったり泥をとったりしたいと思っておりますが、そもそもどんなものをロシア側が捨てたのか。先ほどの御答弁にありましたような、単にキューリ数だけで言っても意味がございせんので、どういう種類の放射性物質を幾ら入れた廃棄物を海に捨てたのか。今回の投棄、それから、以前三十年近くにわたつて旧ソ連時代に捨てておつたわけでございますから、そういう情報をつかみたい。まずこの辺の海洋調査と一緒にやろう、それから捨てた廃棄物の情報をとりた、これがまず主たる目的でございします。

その先の、先生言われるような、ロシアにどういう支援をするのかという問題は次の問題として出てくるかと思ひますが、原子力発電所を応援するといふのと、ロシア海軍のやつていふことを応援する、多少その意味合いが違ひますので、ロシアに対する軍事援助になつてもまだぐあいが悪いかもしれない。そこは、ロシアの現状がどうなつていふか、ロシアの廃棄物処分、管理、そういったものがどうなつていふかという情報をつかみつつ、我が国として、日本として何ができるのか、どういふ応援ができるのかというのを少し慎重に検討してみることが必要かと思ひます。それから、ですから、そういう情報も少しずつとっていきたいというふうには考えております。

○山本(拓)委員 事務レベルではそういう調査はぜひともお願いしたいと思ひますが、それから、それをどうするかというところは、これは政治判断だと思ひます。だから、これは大臣にお尋ねしなさいやらないのですが、確かにいわゆる海軍のことをどうのこうのといふことは難しい点もあるかと思ひます。ただ、廃船になつた後の話になりますと、もう使わなくなつていふもの、その処分のことはやはり対象にせざるを得ないかな。まあそれよりも、現状の、だれが見た

て低レベルの廃棄物、低レベルに限らず高レベルも含めて、その処分というのは日本以上のことはあり得ないわけですね。日本より進んでやっているとこのことはちよつと理解できないわけでしょう。だから、そうすればおのずとどういふ形か想像がつくわけですね、知らなくたつて。

だから、それはそれとして、ここで大臣にお尋ねいたしますが、ロシア側は非常に国が混乱してしまつて、そしてまたチェルノブイリの事故を見まして、日本と比べ物にならぬぐらい原子力行政はレベルが低いわけですね、安全管理の面で。そういう中で、今後日本海に捨てなくたつてどこかへ捨てるわけですから、日本として、原子力行政先進国として、その廃棄物の処理、終末処理について共同的な支援といふのですか、研究支援、そういったことも今後ロシア援助の中で積極的に取り組んでいかれると思ひますけれども、改めて大臣のお考えを聞かせていただきたいと思います。

そしてあわせて、二回目、とりあえず中止しましたね、日本のクレームで。しかし、こんなのわかりませんよ、監視してなさい。今回のだつて、これは外務省に聞かなくさいいけないのでしようけれども、民間団体が発見してくれたわけですから、二回目は、二度とそういうことがないように、ロシアがしないと言ふのですから信じていければいいのですが、決してそうじゃなしに、チェックを国としてするおつもりがあるのかどうか、大臣としての御所見をお尋ねしたいと思ひます。

○熊谷国務大臣 今回の海洋投棄についての考え方は先ほど私申し上げたとおりでございしますが、委員御指摘のように、この海洋投棄を、抗議して、監視して飯にやめさせたとしても、ロシアの状況から見て海洋投棄を完全にやめさせるには陸上の廃棄物処理施設を整備しなさいいけないじゃないか、これもまさにそのとおりだと思ひます。ところが、さきに科学技術庁の政府委員が御説明したように、これは事柄の性質上、下手をすれ

は軍事援助になるかもしれないことがあるものですから、なかなかこれは難しい問題でございすけれども、とにかく問題が所在をし、かつロシアにおいては解決が、本来的にはロシアの問題でございすけれども、ロシアだけではできないということになるとすれば、我々も、問題の解決のために何ができるかを含めて政府で早急に検討をしなければならぬと思ひます。

○山本(拓)委員 いっそのこと、ロシアに広大な処理施設を日本がつくって、そこへ日本も、日本の分も預かってもらう、保管料を払って、そういうことも考えた方がいいんじゃないかなというふうにごくばらんに思ひわけでありす。

確認いたしますけれども、ロシア側の終末処理場、そのいわゆる援助というものは考えていかざるを得ないということですね。

○熊谷国務大臣 そういふことを含めて、我が国が何ができるかということを含めて、これは第一義的にはロシアの問題でございすからロシア自身が解決すべき問題だと思ひますけれども、しかし事情の状況から見ても、政府としても何ができるかを検討してみたい、こう思つておるわけでございます。

○山本(拓)委員 何ができるかというよりも、向こうもそれしてくれと頼みに来ているわけでしょう。だから、それはするかしらないかという話でございすし、ロシア側がそういうものを最終的につくらなかつたらやはり日本側も、国民も安心できないわけですね。だから、今後対口の援助をする場合に、やはりそれが最低条件だ。どうせ援助するわけですからそれが最低条件だという条件づけぐらい、それをしなかつたらほかはしないというぐらいのことをしないと、肝心なめそのいうものをはたらかして、援助は行くわ、ほかのことに使われちゃ、ロシア側へ政府が出す資金というものは国民の税金でありますから、国民はちよつと納得しないんじゃないかなと思ひわけでありす、その点はいかがでしょう。

○熊谷国務大臣 我々がロシア支援と申している

のは、必ずしも税金だけでは、広義でいへば税金の支えがあると云へば言へますけれども、いわゆる民間の契約を保障で円滑化するというようなことも含めてやつておりますので、直接税金が向こう側に行くというのでは必ずしもないのですけれども、ただ、いづれにしましても、委員が御指摘のような考え方というのは大変大事にしなければならぬと思ひます。そういうことを含めて、この問題につきましても政府として早急に検討をし、判断を下さなければならぬと考えているところでございす。

○山本(拓)委員 直接資金が行くことはなかつたですか。直接はあつたんじゃないですか。

○熊谷国務大臣 いや、ロシア支援の中には、直接税金が行くものもございすけれども、金額でいいますと、多いのは民間の契約に保険をつける、こういうものもある。それをロシア支援、クレジットラインを設定するというのも、クレジットラインそのものをロシア支援の中に入れていふというのが現在の姿だと思ひます。

○山本(拓)委員 直接間接であらうと、基本的には国民の理解が必要であります。だから、そういう形の中で今後、どうも国民側としてはロシアに對して非常にいい感情を持たない問題でありましたから、だからそれに対して早急に、ロシアに對して支援をする場合にはそれが最前提でぜひともお願いをしたい。

ロシア側としてはなるだけやりたくないと思ひますよ。そんなものをつくつたつて何の振興策にも向こう側はならないわけですからね。それだけに、やはり日本政府側の対応だけは毅然としていただかないと、北方四島は棚上げだわ、何は棚上げだわと、これは外交交渉の一環として強く、特に担当大臣がそれを主張することが私は一番大事なんじゃないかなと、総理直接よりも。だから、そういう意味では、担当大臣が総理と同じ対応でいかがなものかな。やはり日本国内に多くの原資力を稼働させて、安全管理を訴えているわけでありすから、その安全管理というのは国内だけ

じゃなしに隣接も含むわけでありすので、そういう点は太い担当大臣として、今申し上げた点を今後の対口支援の中で強力に示していただきたいな、推進していただきたいと思ひわけでございます。

この問題で幾らやつていてもしょうがないので、次に行きます。

ところで、私はかねてから、原子力は地下へ入れてしまふということを申し上げているわけですね。地下原子力発電所推進論者なのです。だからこういふ、私はここ大体四年近く国会議員をやらせていただいて、役所の対応というのが最近よくわかつてきましたので、例えばチェルノブイリが仮に地下立地であつたらあつた大きな事故にはならなかつただろうと言つと、そつちの方にいる人は目の色を変えるわけですね。だからそういう言い方ではなしに、要するに、電柱でさへ地下へ入れるわけですから、もう原子力発電所も地下へ入れなさいよということを強く申し上げているところでございす。

そういう中で、昨年の国会、昨年と申しますか、今年度の予算で新規立地、地下立地を含めた対応を考へるといふふうに言つていただいた答弁があるのですが、今現在地下立地に対してどのような進捗状況になつてゐるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○堤政府委員 かねがね先生から御指摘いただいたとおりです。地下立地の問題につきましては、本年度から調査研究を着実に進めていくという観点から始めさせていただいております。具体的には、原子力発電技術機構という財団法人に對しまして委託調査をしておる段階でございす。地下立地という点につきましては、技術的にまだ解決をすべき問題もありすし、当然のことながら経済性の問題もあるというところで、いい点もございす。また解決されていない問題もあるというところで、そういう問題を着実にこれから調査研究を進めてまいりたいと思つてゐる次第であります。

○山本(拓)委員 この地下立地につきましては、いろいろな機関にもう二十年も昔から調査をさせておられます。通産省自体が先に。そして電力中央研究所ですか、そういったところからいい結果も出ていますし、現にフランスのシヨーズ発電所、二十五年間地下で運営しておりますし、今ハルデン研究所も地下で運営しておりますし、今ほど長官がおつしやつた、できない、わからないという理由が私はわからない。

それで、前の長官ですか、緒方さんの次の人、名前はちよつと忘れちゃつたけれども、たしか、地元の方から地下がいいと言へばそれは前向きに基準をつくりまふよという答弁まではしていただいたことがあるのですが、最近よくわかつたのは、これはもう最後は政治判断なんです。だって、もうこの原発だつて、実際新潟だつてどこだつて、現実的には地下まで掘り下げているわけですから、それを埋めれば済むことですよ。だから、そこはもう政治判断なんです、正直な話。現に、地下立地などというのは、地下の空洞技術などというのは日本は最高レベルです、専門家に聞いてもだれに聞いても、できないはずがないと説明しているわけですね。

だから、そういう点で、地上が危ないから地下に入れるという議論ではなしに、町並み、景観を含めて、そして、先ほども言ひましたように、電柱でさへも地下に入れる時代でありますから、原発だつても地下に入れちゃつて、技術が進んでおけばいいのじゃないかなというふうにお思ひわけでありす。大臣はどういうふうな地下立地についてはお考えになつておられますか。

○熊谷国務大臣 通産省において地下立地の技術につきましては長期にわたつて行つてきたものではなかつたかと最初に御指摘があつたわけでありすけれども、私が承知している限りは、いろいろなものを踏まえながら、現在高耐震構造の確証試験その他の予算をとりまして、平成五年も五億を超え

しましてこれをやっているということでございます。

基本的には、おっしゃるとおり、今後の原子力発電所の立地を考えてみた場合に、地下式の立地というのは極めて有力な案であろうと思います。大変気が長過ぎるというおしかりをいただいたわけでありまして、そうしたおしかりも十分我々頭に置きまして、さらに一層前進をさせていただきたい、こう思っております。

○山本(拓)委員 前進ということは非常にありがたい話で、大いに前進していただきたいと思います。

地下に埋設すれば、もう避難訓練とか避難問題とかそんな話は出てこないのですよ、岩盤に閉まれているから。だから、チェルノブイリだって事故現場を見れば、水をかけるのじゃなしに、土石とか土とか土壌だかをかぶせて注水しているわけでしょう。そういうことを言うと、また危ないから地下に入れるんだらうという話になるとだめだと言うからあれだけれども。だから、御案内のとおり、砂地のところであるのじゃなしに、原発立地は岩盤のかたいところ、風光明媚なところを削るわけですから、これは環境問題から考えまして、横穴を掘って設置すればいいわけですし、世界じゅうどこもやったことがないのならそんなこと言いませんけれども、現にフランスでもハルデン研究炉でも立派に成り立っているわけですし、私だって現場に行ってきた、中へ入ってきたわけですから。だから、どうして日本にそういう耐震性とか岩盤がないかなどという話は、大体岩盤が弱いところは地上立地もできないところですから、現に地上立地でいっぱいあるわけですから、そういう意味ではこれ以上この問題あれしませんが、大臣のお答えが前向いて前進ということでもありますから、足踏みはしないように、ひとつ大いに前進をお願いしたいと思います。最近、またぞろ米関税化を受け入れなければ

ガットはまとまらないというふうな風潮が出てまいりました。これは一昔前というか、宮澤さんの内閣のときに、ブッシュさんの末期ですね、あのときも同じような、米だけが世界のガットルールを阻害する、米だけを受け入れればうまくいくのだという風潮があったのですね。仮にあのとき米を受け入れていたら今ごろガットがうまくいっていただけたかと思うと、決してそういうわけではありません。だから、今これから大詰めを迎えますガット・ウルグアイ・ラウンド、確かに成功させなくてはならないと思いますが、通産大臣の認識といたしまして、日本の米だけがガット全体の合意を著しく阻害しているという認識をお持ちなのかどうか。そしてまた、ほかの分野がいっぱいありますね、十五分野。そこらの、通産関係を含めて、総じてちよつと総括していただませんか、今現在。

○熊谷国務大臣 私は、ウルグアイ・ラウンドはどうしても成功させなければならぬ、これは日本だけではなくて、今後の世界経済のためにも成功させなければならぬという考え方にまず基本的にたつておるわけでございます。私は就任以来、それこそ一泊二日ずつでございますけれども、アジアの各国の経済関係と直接面談をしてまいりまして、アジアの国々も皆同じような感じを持っておる。それからイギリスを初めとするヨーロッパの国々あるいはオーストラリアを初めとする国々の経済関係が私のところに参りまして懇談をいたしましたけれども、同じような認識を持っておる。ただ、ウルグアイ・ラウンドの交渉が最終局面になってまいりましていささか停滞感みであるということも否めない事実でございます。さまざまな障害が見えてきておるわけでございます。これは別に農業分野だけではなくて全体として、ただ機運として、このままにしておいては大変だということが実は盛り上がってきていることも事実でございます。今後我々としてはこのウルグアイ・ラウンドの成功に向けてあらゆる努力を払っていかねばならないというふうに考え

ております。

次に、米の問題についてでございますけれども、これは再三総理が申し上げているような基本方針を申し上げているところでございまして、私どももその方針に沿ってこの交渉を進めていきたい、進めていかなきゃならないと考えているところであります。

○山本(拓)委員 私も、ガット・ウルグアイ・ラウンドというより、ガット体制は発展させていかなくてはならないと思っております。ございませうが、どうも米問題だけが象徴的な問題としてクローズアップされるのはちよつと合点がいかない。御案内のとおり、あとのサービス分野でも、アメリカで例外を求める分野もありますし、だから非常にその点は理解ができていないと思っております。ございませう。

戦後ガット体制は本当にすばらしい自由経済をもたらしたと思うのです。しかしながら、工業分野でも著しくすべて関税化してきたのですが、結果的には逆に管理貿易が結構ふえてきていますね。これは何でなんでしょうね。結構工業分野で、日本という自主規制、自動車の自主規制を含めて、そういうたぐいのものが非常に、学者によると全工業製品の四割近くいわゆる管理貿易が進んできたと言っている人もおるのですが、その点どういう認識を持ってきたのかな。これはだけれか、大臣……。

○熊谷国務大臣 エコノミスト的な分析を申し上げる能力はございませんけれども、一時やや管理貿易的な方向が、例えば日米間におきまして、あるいはヨーロッパ諸国と他の国々との間でも進んできたことは事実かと思えます。しかし、それがまた、それを強制した国々に対して必ずしもいい効果は生まなかったという認識も広まったわけでありまして、私も日本の将来を考えてみた場合に、こういう方向ではなくて、より透明度の高い、また競争性の高い、かつ国際性の高い市場経済をつくっていくというのが私はこの国のあるべき姿ではないだろうか、そのことを考えます

と、確かに委員御指摘のように、このガットのルールというのがある意味ではころびが出てきたことは事実でございます。事実ではありますけれども、さらばと行って、それじゃブロック化へ向かって進めていくのかとか保護貿易主義に向かつて進んでいくのかということになると、恐らくまともに考えている人たちは、それはやめた方がいい、これはヨーロッパでもアメリカでもそうだろうと思うのです。我々としては、それらの地域的な統合も含めてさまざまな工夫がなされるけれども、しかし基本的にはそれが差別的なものでない、より市場経済の基本ルールに沿った拡大均衡的な方向へ向けて進めていくものでなければならぬ、そういうふうに考えます。

○山本(拓)委員 確かに、ブロック経済とか保護貿易が昔みたいに出てきたら困るという学者の話はよくお聞きするのです。しかし、昔の一九三〇年代ですか、いわゆる保護ブロックといつても、昔は要するに全面禁止じゃなしに、関税率をうち倍上げる、関税率の倍掛けごっこをしたわけですね。だから、いわゆるすべてを関税化することによって、またそれができなかったら昔に戻るという議論はちよつと当たらないのじゃないかな。

本来、やはり市場経済でいきますと安いところから物が出る。その結果、今大変問題になっていきますね。例えば農業分野でわかりやすいですと、木材市場を自由化して、結果的には最近ではもうマレーシアの熱帯林も伐採はだめだということとで規制されちゃって、日本はバンザイですね。もうカナダからも締め出し、どこからも締め出し。そして牛肉も自由化しましたけれども、結果的にどうなっているかというと、アマゾン熱帯林がばんばん伐採されまして、伐採されたところへ牧場をつくっているわけでしょう。牧場をつくって焼き畑牧場で安い肉牛をつくって、安い肉をどんどん輸出しているわけですね。その一方で、これは大変だ、あのアマゾンの熱帯林が伐採されて、環境基金をつくれなんてやっていると

よ。

だから逆に言うと、すべてコスト主義、コスト主義でやっていると、結果的に安いところにしわ寄せが来て、最後は輸出規制になる。ましてやガット・ウルグアイ・ラウンドでも、輸入国に対しては輸入制限を撤廃しなさい、関税化にしなさい、輸出国の輸入制限は残しますよということですから、非常に不公平な論理ですね。だから最近、自由貿易を推進しているアメリカでさえ、御案内のとおりメキシコとの間のキハダマグロの問題で、メキシコが訴えてアメリカはガットの紛争処理で負けましたね。しかしアメリカはそれを受け入れませんでしたね、国内の環境団体の反対で。だから、結局あのアメリカでさえこれから環境が全面に出てくるとガットルールに従えない、守れない事例が最近出てきているわけですね。そして御案内のとおり、今問題になっていますNAFTA、あのNAFTAでさえ最近では、アメリカの副大統領は環境専門家でありましたから、自由貿易といわゆる雇用と環境を絡めてNAFTAに合意項目を入れるという流れになってきましたね。

だから日本の場合、これから先自由貿易体制は堅持していくし、発展させていきますが、我々がモデルとしてきたアメリカでさえ今のNAFTAで環境と雇用を別項目で入れる動きになってきているわけですから、日本の通産大臣として今後の自由貿易体制の中で、やはりゴアさんのような考え方を、どちらかというと通産大臣はゴアさんとよく似たタイプとお聞きいたしておりますから、やはりそういう考え方をもちかどうか、それとも従来のコスト主義であくまでいくべきだとも考えになっておられるのか、その点御見解をお尋ねしたいと思います。

○熊谷国務大臣 ああゴアさんというのは相当論旨明快、ぶっきらぼうな方でして、私とは大分違うのじゃないかと思って、私は相当愛想がいい方だと思っていますけれども……基本的には自由貿易をやっていくけれども、そこ

にさまざまな、単純な自由貿易だけではできないというのが委員の御指摘の点だろうと思うのです。例えば環境問題等で、自由にも限度がある。これは環境は環境についての一つのきつとしたルールがあり、国際的なルールがあるということであらばいいのですけれども、さまざまな貿易のプロセスの中で物差しを絶えずかえて、そして事実上の自由な貿易体制をゆがめるといことがあつては、これは要するに実態が形骸化する。私は、いわゆる輸出自主規制という体制は、形は自由貿易の形をとりながら、まさに中身は管理貿易化するということ、こういうようなもので実態が形骸化されることによって世界の経済交流が縮小均衡に向かうということになってはならないというふうに思っています。

ただ、例えば環境だけではなくて、エネルギー等についても実は国際的なルールといえますが、役割の見直しというようなものをやらなければならぬのがございます。環境とエネルギーとが混ざって混在した形でそうした問題がいろいろございまして、御指摘のように、例えば、このごろは強制収容所の人を使っているのではないかと、子供たちを虐待して使っているから製品を輸入させないとか、いろいろな議論が混在して起こっているように思っています。

事態はなかなか、それぞれに論拠がありますので難しい問題ではありますけれども、しかし大事なことは、さはさりながら、自由な通商というものを維持することが世界が一つの地球的存在として維持される最低限の基本的な枠組みではないだろうか。幾たびかささまざまな理屈に基づいてこれとは逆行することが主張もされ、そしてまた政策的に実行されたことがございますけれども、すべてその代償が高過ぎる、ソーシヤルコストといえますか、社会的コストが高過ぎるということ、最終的には自由な通商によって取ってかわられたのではないかと私は思います。

別の論拠でいいますと、日本型の発展を遂げてまいりまして、これをモデルにして実は幾つかの

国々、特にアジアの国々が発展を遂げつつあるわけですが、それはまた共通の、日本が世界からやばりこれはかなわぬと思われる体質を持つようになつてきているわけでありまして、今、これらの枠組みについて共通の理解をし合つて門戸を開き、自由な投資と貿易の交流が行われるようにしようじゃないかということがいろいろな枠組みで話し合われようとしているのは、まさにそのことに起因するのではないかと私は思うのでございます。

したがって、今幾つかの例を委員は御指摘になりましたけれども、やはり基本的には、アメリカが今自由な貿易の方向へ向けて、いろいろ確かにございまして、アメリカの場合は異議申し立て社会ですから。しかし、それを乗り越えて努力している姿というのは、やはり認めなきゃならぬのじゃないか。例えば中国、あの中国とは相当な激しいやりとりをしておりますけれども、現実には中国に対して最大の市場を提供しているのはアメリカでございます。私は、やはりそのことを考えますと、別にアメリカ礼賛主義じゃありませんけれども、アメリカも時に無理なことを言う人もいますし、間違つた議論をする人もいるわけでございますけれども、それは正々堂々と我々は論破していけばいいのであつて、基本的に、最低限我々がやっていけるのは、自由なルールというものを少なくとも通商面においては貫徹していかなければならない、私はこう考えます。

○山本(拓)委員 大臣の趣旨はよくわかります。自由自由でやつてこればいいのですけれども、その結果、今御案内申し上げましたように自主管理貿易が進み、そして実際に問題が出てきた上で、本家本元のアメリカでさえいろいろな環境と雇用対策に対する条項までを持ち込んできた。それで、いろいろ向こうからの話を聞いていますと、環境保護のコストを私に輸出ドライブをかける行為を防ぐために必要な貿易規制措置の発動までもアメリカは考え出しているということ

でありますから、やはり日本としては、大臣がおっしゃったように自由自由でいけばいいですけども、自由自由でいいから今日ガット・ウルグアイ・ラウンドのダンケルさんのペーパーも行き詰まっているわけでありまして、やはりそういう点は、今までのような物差しで自由自由というのではなしに、むしろ環境問題はこれから絶対に絡んでくるわけですし、今ほど大臣がおっしゃったように、国際的なルールがいまいだからめっちゃくちゃな問題が出てきているわけですね。確かにガット二十条にそういう問題がありますけれども、それは空文化しているわけですから、むしろ環境と産業を比較する調和させてきた日本の役割として、これからしっかりとガットの中で、環境と貿易に関する国際協定なるものを日本がむしろ提案をしていく必要があるのではないかと、この点はいかがですか。

○熊谷国務大臣 私は、委員が御指摘の点、今の環境問題が極めて重要であり、黙っていても、アメリカだけではなくてヨーロッパにおきまして、実は酸性雨の原因になっていようやうなやりたいうほうだいをやっている国、そして低コストだといって品物を送り込まれたたまらぬというやうな議論が公然と出てきておりまして、環境と貿易というものはもう不可分のものになりつつある、こういう認識は私共通でございます。

どういふルールをつくるかということについて、私もこれから検討させていただきたいと思っておりますけれども、ただ、我々は現実にアジア・太平洋地域の中に身を置いておりまして、特に今環境負荷の高い産業構造、エネルギー構造を持つ国々の渦中におるわけでございます。今おっしゃられたように、単に貿易の面だけではなくて経済協力としても、これは我が国の環境の保護にもなることでございますので、そういうものも含めて広く対外政策に環境問題を取り入れた形で政策をつくり上げていきたいと考えております。

○山本(拓)委員 今のお答えは、私が提案申し上げましたことを前向きに、これもまた前進という

ことで受けとめさせていただきます。

時間がもうなくなりましたので一つだけお尋ねしますけれども、日本の政府が、昔の政府のことを言うとき自民党政府になっちゃうわけじゃないかと、やりにくいのですが、政府がかかわっても役所は役所であまり関係ないから、役所の対応についてちょっとお聞きしたいのですが、例えばガット・ウルグアイ・ラウンドの恩恵者だということ、日本はこれからもガットルールを尊重していかなくてはならない。しかしながら、米問題なんかでよく提示されている話は、関税化を受け入れて例え安いのが入ってくるようだったら、政府ガットがあつて、それでとめましますという説得材料も使っておられるわけですね、一説に。しかし、日本の産業界で一番ガットの優等生というのは繊維なんですね。日本の場合、繊維は本場にガットの優等生的存在でやってきた。ところが、御案内のとおり繊維業界が、低関税国というのか途上国の安い物がガットルールに乗っかってどんどん入ってきて、業界としてはとてもたまりません。それでルール上、MFAですかね、政府ガットの一環をどうにかひとつ指揮権発動してくれという話を昔から業界によつては上げてきていたのですが、通産省としては絶対それは使わないのです。

これは通産大臣、繊維業界からそういう要請があるし、実態もよく御存じだと思っておりますが、熊谷大臣としてガットを尊重する上から、こういう繊維のいわゆるガットの優等生がガットルールに従って、国の指導に乗っかって関税率をぐんぐん下げてきて、それで大変な目に遭って、外国ではほとんど発動しているわけですから、日本ではこれを発動することはできないのですかね。大臣としてどうですか。

○熊谷国務大臣 自民党政権下における繊維工業審議会総合部会のいわゆる繊維ビジョン中間取りまとめの中では、これは私は当時自民党でございましたので責任を共有するわけですが、MFA規制を「発動」によって得られる効果と、これ

によつて生じる問題の度合いとを比較衡量し、種々の支援策の効果が期待できない場合の手段、こういうふうな位置づけをしているわけでございます。率直に言いますと、今繊維産業だけで言えば、私は、私自身も地元で繊維業界もございまして、毎年のように集中砲火を浴びておりまして、委員のところは絹織物の方ですが、私の方は綿の方でございます。もうと激しい、いわば輸入攻勢の中で本場に土俵際ぎりぎりのところに追い込まれた産地を置いておりますのでよくわかるわけでありまして、現実には、まず基本的に、大変日本にとっては、経常収支赤字が膨大にあって、なかなか発動しにくいという状況が、これは語らざるまづ基本的な背景じゃないかと思えます。

もう一つは、仮に規制をしたといたしましたときに、この展望を持たないと、これをやって先行き、その結果、まず抑えておいてこの間にこちらをこういふふうにしていくということがない、結局、保護され過ぎた産業がしばしばかえつて衰退すると同じように問題が起ころうというところでございます。通産省は、ただ逃げていくだけでなくて、実は苦吟をしながらいるというのが、私は久しぶりに通産省へ戻ってみまして、もつとつと悩みながらいるというのが実感でございます。

実は、先般もパキスタンあるいは中国、韓国、それぞれ、またこのごろはインドネシアなんかでもかなり繊維がだんだん強くなつてまいりましたので、バイラテラルの経済関係との会談ごとにこの問題に注意喚起いたしまして、我々がやらなからといつて問題がないわけではない、ルールに反することをやれば我々だって動かざるを得ないんだというのを申し上げておきました。特に今一番輸出の多い中国とパキスタンにつきましては、率直に申し上げました。とにかく今、自制的に、ちゃんと日本の各業界と話をし、実態も明らかにするから聞いてほしいということでありましたので、我々は、それではすぐやっていた

きたいということで、この間は矛をおさめてきたわけでありまして、しかし、この日本の繊維産業の状況を見ますと極めて重要な課題だといふふうに私も考えております。

○山本(拓)委員 今の大臣答弁は非常に不満でございます。納得いたしません。時間でございますので、次の機会の楽しみにしておきます。

○中井委員長 次に、吉田治君。

○吉田(治)委員 前政権より続きますこの構造不況というふうなもの、今月十五日の月例報告書でも、非常に悪いという状況に陥つて、ますます円高等が深まるといふと同時に、中小企業を中心に、これはもう先行きないんじゃないかと。私の地元大阪も中小企業の町と言われまして、私の父親も町工場をやっております。息子が国会議員やのに何とかならぬのかといふもおやじに言われておまして、これは何とかならぬものはない、この中小企業の円高、またこういうふうな窮乏に、大臣、どういふふうな認識され、またどういふふうな対処されていかれるおつもりなのか、まずお答えいただきたいと思ひます。

○熊谷国務大臣 私もこのごろできるだけ各地域ごとの意見も聞くことにしておりますし、自分もできるだけ時間があればあちこち出ることにしておるわけですが、正直言いますと、大阪が最も今の経済の中で厳しい状況にあるという実感を持っております。日本全体厳しいわけですが、とりわけ大阪は厳しい。これはいろんな要因があると思ひますが、御存じのとおり円高の進行で、特に自動車、電機、ましてその関連企業が多い中小企業は、大阪の場合は非常に厳しさがひとしおだろうと思ひます。

ただ、この状況というのを景気循環的な要素で片づけられるかといふと、もうもはやそんなことではないといふのは、私は立証されたのではないかと思ひます。幾たびか従来型の景気対策が投入されましたけれども、事態はむしろ悪く

なる。それから、円高が来たから悪くなった、こういうふうな言うのですが、私は、実は円高は人災だと、こういうふうな思ひつてゐるのです。昨年、私はまだ自民党におりましたけれども、当時の政府経済見通しを見て、この見通しを見た瞬間、この次来るのは円高だということ、まあ、私はあえて当時の政調会の中でそういう発言もいたしたことがございました。

今のこの経済の状況というものの、これは中期的、構造的な問題の積み重なつた日本経済全体の構造改革をやらないう限り解決のできない難しい局面に我々は置かれていゝといふふうな考えをわけでありまして、細川内閣が登壇後、九月十六日に緊急対策を講じたわけでありまして、当面の例えは中小企業に対する運転資金融資を含めて緊急的な政策も講じつつも、この政策は中期を展望した政策の第一歩にしたいといふことでつくられていたわけでありまして、しかし、第一歩は第一歩でございます。これで終わったものではどうにもならない。規制緩和にいたしても、あるいは財政金融政策にいたしても、これから本格的な構造改革政策をつくり上げていかなければならないと思ひます。

細川内閣におきまして、総理大臣のイニシアチブで設けられました平岩研究会の検討もあわせながら、我々政治家として思い切つた政策をあわせてつくつていかなければならないと考えております。

○吉田(治)委員 それでは引き続き頑張つていただきたいと思ひますが、次に、今回の米不足に關しまして、これは、特に外食産業等におきましては米の消費拡大ということが今まで叫ばれておりまして、私の手持ちの資料では国内消費の一千万トンのうち約三百万トンは外食、中食産業といふふうなものに消費されている……(「三百」と呼ぶ者あり)間違えました、三百万トンは外食、中食産業で消費されているといふふうな聞いております。それでは、この米不足に対するこれらの産業へ

のフォローについてお聞かせいただきたいと思
います。できるだけ簡潔にお願いいたします。

○梅津説明員 お答えいたします。

本年は、異例の作柄に加えて生育が好く
れておりまして、新米の出回りがおくれており、特
に政府米の集荷が厳しい実情にあることは事実で
ございます。しかしながら、ことしのような異
例の作柄のもとにおきましても、外食産業向けの
米の供給を含めまして、各都道府県の近年の実績
を基本に自主流通米と政府米を一体とした需給操
作、それから各都道府県別の供給計画をつくりま
して、実需に応じた時期別のきめ細かな計画販
売、こういったことを通じまして、特定の地域や
業者に米が偏在することのないよう適正に販売し
ていきたいというふうに考えております。

○吉田(治)委員 わかりました。

それでは次に、今外国から、特にアメリカを中
心にさまざまな大学が日本に進出していると聞い
ております。中には倒産した、もしくは私の地元
の岸和田、地元ではございせんけれども、大阪
の岸和田では、岸和田市自身が誘致した大学が本
部校の倒産によって非常に混乱を招いたというふ
うな状況において、たくさんの方、また御
父兄の方、またそこへ勤める講師、職員の方が多
大な迷惑をかけられたというふう聞いておりま
すが、この件につきましては、外国大学の日本進出
というのは、国際化その他のことで望ましいとい
えば望ましいのですけれども、現在の対応並びに
現状について、文部省のお考えをお聞かせいた
だきたいと思ひます。

○喜多説明員 お答えいたします。

現在日本に進出しておりますアメリカ大学日本
分校でございますが、専修学校として知事の認可
を受けておりますのが五校ございます。そのほか
につきましては、学校教育法上の認可を受けてい
ない教育施設として事実上の教育を行っておる
というのがおよそ二十数校あるのじゃないかとい
うふうに承知をいたしておりますが、詳細につき
ましては承知していませんという現状でございま

す。

○吉田(治)委員 そこには多大な金額の、授業料
という名のもとのお金が払われていると思うので
すけれども、その辺は、消費者保護の観点から通
産省の方も多分担当だとお聞きしておるのですけ
れども、同じような教育施設として今非常に派手
なCMを打っておられる英会話学校がさまざまあ
ると思うのです。中には、もう倒産してしまっ
て経営者がどこかへ行ってしまったとか、またパ
ブルのときにお金をつぎ込んで、そのお金がどこ
かへ行っちゃったというふうなさまざまな問題点
があると思うのですけれども、こういうふうな教育
産業、特に英会話学校を中心とした教育産業につ
いての、倒産した場合の消費者保護策ですとか、
授業料の返還、ローンの返済等の免除等をこれか
ら考えなければならぬ。また、生涯学習という
観点からも、こういう産業が正しい方向じゃなくて
悪い方向に進むのはいかかと思うのですけれど
ども、その辺につきましては、通産省の担当者の
方、どうお考えかお答えいただきたいと思ひま
す。

○川田政府委員 お答え申し上げます。

通産省におきましては、従来から、英会話学校
を含む、いわゆる継続的債務取引をめぐる消費者
トラブルにつきましては、トラブルの実態の把
握、取引の適正化などに努めてまいっていること
でございます。

本年六月には、継続的債務取引適正化研究会と
いうところでお取りまとめをいたしまして、今
後の継続的債務取引の適正化の方策として、業
界、団体などにおいて業種・業態に応じた自主
ルールを策定し整備していくこと、消費者に対す
る普及啓発活動の充実を図ることといったことな
どが指摘をされているところでございまして、私
ども通産省では、その報告書の提言を踏まえまし
て、関係業界、団体の指導などに努めていること
でございます。

英会話学校などの外国語会話教室につきまして
は、現在、全国外国語教育振興協会というのがご

ざいですが、ここで業界の実態把握あるいは自主
ルールの策定、整備に努めているところでござい
まして、私もこれを今後ともプッシュしてい
きたいと考えております。

○吉田(治)委員 この問題に関しては、消費
者というのですか生徒さんが、カリキュラムが悪
いのですか授業の教え方が悪いというのが非常に
言いづらい業界だと思ふのです。授業を習ってい
て、あなたの能力が足らぬと言われたらそれまで
の話でございますので、引き続き通産省におきま
してウオッチナリ、また実態把握を続けていた
だきたいと思ひます。

それに関係いたしまして、通訳、翻訳等の問
題点について、お聞かせいただきたいと思ひま
す。

日米構造協議に代表されます貿易問題というふ
うなもの、根底には、単に国内事情ですとか文化
の違いだけではなくて、私自身、通訳、通訳上の
問題があるのではないかと思っております。例え
ば、市場開放協議等で、一番身近な例は半導体
協定ですか、この半導体の問題解決、日米半導体協
定の中において、やれ目標値だとか目的値だ
とか、それまでにやるんだとかやらないんだとか、
これはすべて、いかかでしょう、言葉の解釈、つ
まり通訳だとか通訳の能力、もしくはその言葉の
裏に隠された意味というふうなものを理解される
力が足りないというふうなものがあるのではない
でしょうか。

よく言われておりますように、日米構造協議
が、トークというふうにならなくなったのがいつの間
にかネゴシエーションになってしまった。その中に
は、パーセプションギャップですとかコミュニ
ケーションギャップとよく言われる言葉があるの
ですけれども、この件につきましては政府のお考
えを明らかにしていただきたいと思ひます。

○坂本(吉)政府委員 ただいま御質問の、日米間
のいろいろな貿易摩擦問題に対する対応の仕方とい
うのは、いろいろなパターンがあるわけございま
すけれども、例として日米半導体協定というの

が一つの典型的なケースとしてございます。これ
につきましては、文書上、エクスペクテーション
というところで一つの期待が示されたわけであり
ますけれども、これはアメリカサイドでいわば一種
のコミットメントというふうにとられて、三〇一
条の対象になったというふうなことがございま
した。どうしてもその数字というものが、たとえそ
の性格が期待であるとか予測であるとか、そうい
うことであったとしても、結果的には数字がひ
り歩きしてあたかも約束のようになることが起
りやすいというの、どうしても外交関係には起
りやすいことでございます。

したがって、交渉の段階におきましてそう
いった誤解が生ずることのないよう、受け入れる
ものは受け入れる、できないものはできないとい
うことをはっきりさせていくというのが従来まで
の日米などの交渉における我々のひとしく学ん
でいるところであるわけでございます。したがって
して、今御指摘のように、貿易摩擦の解決その他
につきましましては、その点を今後ともはつきりし
ながら臨んでまいりたい、そんなふう考えている
ところでございます。

○吉田(治)委員 ありがとうございます。

いすれにいたしまして、この通訳ですとか、
翻訳の問題というのは、通訳者自身、また翻訳者
自身の質の向上というものを図らなければ、ある
意味では今後の経済の国際化の中で非常に支障に
なりかねないと思ふのですけれども、これらの専
門職というのですか、これらの養成システムを一層
充実させるために、現在ですと、先ほどの英会話
学校のように、私塾、私の学校で生徒を集めて
やっているとか、大きなところはそういうふう
なシステムをとられていらっしゃるのですね。す
けれども、そういうような通訳者、通訳者学校の質の向
上、また通訳者、翻訳者自身のカリキュラムです
とかシステムですとか、そういうようなものが必
要だと思ふのですけれども、その辺についてはい
かがございましょうか。

○川田政府委員 お答え申し上げます。

御指摘のように、翻訳あるいは通訳のレベルを上向するというのは、国際的な相互理解を深めるという観点から大変大切なものと認識をいたしております。

翻訳業につきましては、私どもビジョン策定の事業などに補助金を交付するとかいったことで、社団法人日本翻訳連盟というところの活動に對して支援を行ってきるところでございます。

通訳業につきましても、同じように大変大切な仕事だと思っておりますが、翻訳業との兼業とかあるいは個人による営業も多いというふうに思われまして、詳細は必ずしも明らかでございせんけれども、大変大切な仕事でございまして、私どもサービス産業全般を所管しておりますので、ございますが、ぜひとも国際理解増進の上から今後ともこういう方面にも力を注いでまいりたいというように思っております。

○吉田(治)委員 引き続き関係各省庁には、この問題に關しましては鋭意努力していただきたいと思っております。

やはり言葉の壁というふうなものがすべて、例の服部君の事件も象徴しますように、さまざまな問題を引き起こしていると思っておりますので、これは単に一省庁の問題だけじゃなくて、ある意味で関係省庁、また国としてのお取り扱いをしていただきたいと思っております。その点、忘れてはならないのは、英語だけじゃべらしゃべれるのじゃなくて、しっかり日本語のできる人間が英語がしゃべれりゃべれるというふうにしていただければいいかと、大学で英語の授業を持っております私としては一言付言させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○中井委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 細川総理は、さきの日米首脳会談で、日米間の不均衡は認識している、日本の黒字を中期的に意味のある形で縮小すると約束をされました。通産大臣は、せんだつての委員会でも

文春三月号を使われた方がおられて配付されておりましたが、我が国の巨大な経常収支黒字は、世界の攪乱要因とみなされ始めています。我が国が一方的に貿易黒字をふやし続けなくとも成長できるように、日本経済の構造改革に取り組む必要があると思っております。

そこで、まず大臣に伺いたいのですが、このそもそも異常な貿易不均衡をつくり出してきた我が国内部の要因というのは、自動車、電機などごく一部の巨大企業による異常な輸出攻勢にあったと私は思うのですが、この点について大臣の認識を最初に伺いたいと思うのです。

○熊谷国務大臣 日本の経常収支の黒字がバブルの時期ちよつと下がりがかったのですけれども、その後また一貫してふえ続けている、これはいろいろな要因があると思います。

一つには、国内の経済が低迷したために輸出の圧力が強まる、また国内の内需が弱くなったために輸入はむしろ減りぎみになる、こういうことが今の数字の背景にあると思ひますが、基本的に、我が国の経済の仕組みがやはり輸出立国的につくり上げられてきたということが大きな要因であらうと思ひます。私どもはまさに円高という形によつてこの事態を反響されているわけでありますが、このことを正面から受けとめて経済の構造を変えていかなければならないというのが私どもの考え方でございます。

○吉井委員 輸出立国的にやつてきた、まさにそれが異常な輸出攻勢で今日さまざまな問題を起しておりますが、そこで具体的に少しお聞きしておきたいのですが、我が国の輸出総額の中で、トヨタ、日産、本田、松下、ソニーなど大企業の輸出総額はどれだけ占めているのかという問題です。

ちよつと通産省に数字の方を確認しておきたいのですが、上位十社で見たとときに輸出総額に占める割合は三三・八％、上位三十社の比率というのは五一・三％、こういうものであると思うのですが、まずこの数字を確認しておきたいのと、さら

に対米貿易黒字のほとんどは、結局これら巨大企業の生産する自動車と自動車部品、電気及び事務用機器の輸出超過によるものだと思うのですが、通産省の方、この点どういうふうになっておりますか。

○中川政府委員 ただいま先生御指摘のとおり、輸出総額の上位十社、有価証券報告書で計算いたしますと、輸出総額十四兆五千億でございます。輸出の総額が四十三兆一千億でございますので、十社で三四％、それから三十社の場合が二十二兆一千億に對して四十三兆一千億でございますので、三十社で五一％となっております。

それから、対米収支の貿易黒字の中で大きなウエイトを占めておりますのは、御指摘のように自動車あるいはハイテク製品が中心でございます。

○吉井委員 そういう点、お互いに確認し合つた上で少し見ていきたいと思うのですが、前回の八五年九月のブラザ合意による円高・ドル安政策に転換したときに、我が国は、日米貿易不均衡の原因について、アメリカ側の要因と日本側の要因、アメリカ側の要因としては、貿易赤字と財政赤字の双子の赤字を生み出しているアメリカ自身の産業空洞化政策の問題と軍拡政策です。軍需産業に偏重していつている、そういう問題。我が国の問題としては、国内的な要因としては、劣悪な労働条件とか下請中小企業いじめを土台とした一握りの巨大企業の猛烈な輸出攻勢にあるのだ、このことを指摘してまいりました。

ところが、この急激な円高の中で巨大企業は円高不況のツケをすべて今度はこれまた労働者、下請中小企業に押しつけて猛烈なコスト削減に取り組みました。その結果どうなったかというところ、我が国の大企業は異常な国際競争力を一層強めるという結果になって、これが貿易不均衡を史上最高のもに拡大してくる、またまた最近の例の急激な円高、長引く不況をさらに深刻化させる、こういう事態を生じてまいりました。

大臣は、せんだつて、十月二十二日付のあなたの地元静岡新聞、「熊谷通産相に聞く」という

インタビューで「黒字は個々の輸出企業のものであり、それが必ずしも国民個々の生活の豊かさにはつながらない。個人は置き去りにされた。」と述べておられました。私はこの点はあなたと意見を同じくするところなんです、このごく一握りの輸出大企業が猛烈な輸出攻勢で貿易黒字を史上最高に拡大し、その結果急激な円高が生まれてくると、今度は自分の利益を第一として、国内生産を縮小して国内産業を空洞化させてどんどん海外に出ていく、そして労働者、下請中小企業、国民に犠牲をせしめさせる、こういうやり方です。これは大企業には社会的責任というものがあるわけですから、こういうやり方はやはり根本的に改めさせていくことが通産大臣として相応力を入れて取り組んでいただかなきゃならぬところだと私は思うのですが、大臣、この点いかがでしょうか。

○熊谷国務大臣 委員の御議論の最初の部分というのは、私どもも学生時代によく読んだ、世の中をやや文学的に見る、文学者というのはかなり偏つているところもございまして、それは一つの仮説でございまして、一つの立論だろつと思ひますが、私は、今の世界は多少欠陥はありましても市場の論理というのが強く働く世界だろつと思ひますし、特に我が国の場合は市場の論理というものが働く世界でございまして、期せずしてさまざまな問題がその結果として生じたということとは認めるわけですが、例えば車の業界が大企業であり、ハイテク産業が大企業になるといふのは、産業の持つておる宿命といひますが、資本集約型であり、規模の利益が非常に働く世界であり、特にハイテク産業になりますと、技術革新の分野に膨大な投資が必要だということになって大企業が一層有利になっていくということもあつたと思ひます。そして、そのような大企業の周辺にさまざまな中小の企業がそ野産業を形成して非常に強い競争力を持ち、それが輸出を振興させていったということであらうと思うわけでありま

私が新聞のインタビューで言った、そのまま録音されたものではないと思いますが、実はそれは中身は見えないのですけれども、インタビューに応じたのは事実でございますが、言わんとしたことは、みんな黒字がたまった、世界じゅうからはこんなにも豊かになった、こう言われるんだけれども、ところが、それぞれの個人々々から見ると、そんなに別に豊かになったとは思わないよという実感がある。それは日本には二つ問題があつて、一つは、会社と個人でいうと、やはり会社主義という社会システムになつていくからではなからうか。それは突き詰めていくと税制その他の社会システムがあるのだ。第二は、いわゆる内外価格差という問題がございまして、一ドル百円で強くなった。確かに強くなった産業はそれだけの為替レートでも何とか、ちよつと一ドル百円近くなりまうとも本当に息がぜいぜいしてきているわけですから、ところが我が々の生活実感でいうと、いわゆる購買力平価、円は一ドル二百円の価値しかないのじゃないか、外国へ行くと初めてこんなに円というのは価値があるのか、国内で使つてみるとそんなに価値がない、こういう構造ができていくがゆえに実は問題があるので、我々はまず社会システムを、これは税制も含めてでございまずけれども、より個人に重心を置く政策をとつていくべきではないか。もう一つは、内外価格差というものを是正するためにあらゆるリソースをモビライズするといいますが、動員をしていくことが重要ではないかということをお願いしたかったのでございまして。

でございます、私もはそういう苦勞をやはりしていかないと、この次の時代に備える産業構造にならないと考へておるわけですね。

しかし同時に、そこから出てくるさまざまな雇用問題を含めて、あるいは中小企業問題を含めて、新しい分野に出ていくとか、みずからも海外に出ていくとか、あるいは取引先が需要の縮減に応じた体制をとる以上は、協業化して、お互いに手を組んで、こちらもコストダウンを全体としてシステムとして図るとか、そういうことが出来るように今回もリストラ法というのをを出しているわけでありまうけれども、そういった工夫を凝らしていかなければならない、こう思つておるわけでございます。

○吉井委員 インタビューは、大臣、文学的な思いで述べられたのかもしれないませんが、私は、文学の議論をしているわけじゃないわけで、経済産業の問題をやつておるわけですね。

それからもう一つは、誤解があつてはいけませんから、はっきり申し上げておきたいと思ふのですが、大企業を悪として言っているのじゃないのです。大企業には大企業としての社会的責任というものがかかってくるのだから、それはうんと大きくもつて、内部留保を蓄えるなど、利益を上げて、蓄えたものをそつちにはしっかり抱え込んでおいて、自分の輸出攻勢で貿易不均衡をつくる、円高が生まれてくる、そうしたら、今度は働いている皆さん、中小企業のそこを犠牲にして、自分はどうぞ海外へ出て、自分は生き延びるか、これだけでは日本の経済、産業の問題としてはだめなのですよということを言っているわけなんです。私は今こそ、この円高、コスト削減、大量の人減らし、合理化、これがまた国民生活を悪化させたり、一方で貿易黒字を拡大する、そして貿易摩擦の激化、また円高というこの悪循環、こういうものがずっと続いてきておりますが、ここをやはり断ち切つて、日本経済のひずみを正す必要があると思ふのです。

大企業の大量の人減らしとか合理化、工場閉鎖をやつていけると、それは結局また消費購買力を落として、仮に逆輸入したって物はだんだん売れなくなるわけですね、今日日本は、こういう点では、内需の拡大とか所得減税実施だといつたって、そういうやり方をしておつたのじゃ内需自体拡大できないわけですから、根本的な対応というものが必要だと思ふのです、このことを申し上げまして、少し具体的事例に即して今の話を展開していきたいと思ふのです。

最初に、自動車、電機など巨大企業の輸出ラッシュの問題、先ほど少し指摘しましたが、トヨタと日産の国内及び海外生産の比率、ことしに入つて昨年と比べてどう推移しているかというのを少し見てみますと、これは通産省の方に確認しておきたいのですが、トヨタ自動車の方は国内生産が、ことし一月から九月ですが、対前年比で国内は七・四％減少して、海外生産が一九・八％伸びて、海外自動車は、国内で一三・六％減少して、海外で三三・九％伸びている。これが、昨年の海外生産の比率と今年度の九月までのものを比べてみますと、トヨタ自動車では、昨年一六・三％の割合が一九・八％と海外があふ、日産は二九・〇％から三五・五％と、国内ではうんと生産を縮小して、海外ではうんと拡大する、比率の面で見ればはつきりという傾向を読み取ることが出来るのです。この数字の面で、これも通産省と認識が違つてはいけませんので、ちよつと確認しておきたいと思ふのです。

○渡辺(修)政府委員 お答え申し上げます。トヨタ、日産がそれぞれ事業計画とプレスリリースした資料で拝見いたしますと、おっしゃるような数字になつておると思ひます。

○吉井委員 先ほど出しておりましたもう一つの電機の方ですね。カラーテレビとVTR、この海外生産の比率というものを、一九八五年と九二年でどう推移しているかというのをちよつと見てみますと、カラーテレビについては、海外生産の比率が八五年の三八・八％から六五・九％、VTRが六・三％から三六・一％、いずれも急速に海外

生産にシフトしていつていくことを読むことが出来ますし、ことしの一月から八月の方で、国内生産と輸入数量、これは大蔵の統計なども見て読み取りまうと、カラーテレビでは、国内生産は一・八％減少しているのですが、輸入の方は四七・六％伸びている。VTRは、国内生産が一九・二％落ちていくのに、輸入の方は三五・五％伸びている。これが今の日本の電機の実態だと思ふのですが、これも数字が異なつておつてはいけませんから確認させていただきたいと思ひます。

○渡辺(修)政府委員 御指摘の数字、おおむね正しいと思ひますが、私どもの数字は、VTRの八五年の海外生産比率六・三が、九二年では三二・二という数字になつております。その一点を除きまして、おっしゃるとおりでございます。

○吉井委員 海外進出と、海外生産拠点からの逆輸入というのが急激に進んできているということ、これらの数字の中でも示されておりますが、大事なことは、猛烈な輸出ラッシュで貿易摩擦、異常円高を引き起こして、それ自体国民に多大な困難をもたらしたその企業が、今度は、国内では採算が合わない、だから国内生産を縮小、廃止して、あるいは工場閉鎖まで行つて、一斉に海外へ生産拠点を拡大していく、私は、ここにやはり今日根本的に考えなきゃいけない問題があると思ひます。

その点で、実は、ことしの一月、日本共産党の不破委員長が、衆議院の予算委員会での問題を取り上げました。生産の海外移転が日本の景気に大きな影響を及ぼす程度にまで広がっているとして、電機、自動車の具体例を示して、「海外生産移転の流れは企業が自己規制すべきだし、政府としても凍結すべきだ。」という追及を行いました。これに対して当時の森通産大臣は、「企業の海外展開が現時点の雇用状況に悪影響を与えているとは考えられない。」と、そのときは答弁したわけですね。しかし、そのやりとりの後、一カ月もたたないうちに、日産自動車は神奈川県座間工場

で閉鎖を含む大合理化計画を突然発表しました。私も、二月の衆議院予算委員会の総括質問でこれを取り上げましたけれども、その後も自動車、電機など大企業は、一斉に工場閉鎖あるいは大量減らしの計画を次々と発表しております。森通産大臣は、企業の海外展開が雇用状況に悪影響を与えているとは考えられないと言ったのですが、まさに雇用に重大な影響を与えるという事態がその後続出してきております。

そこで、大臣にお聞きしたいのですが、海外進出一般の問題としてはなくて、一般的に言って、いいの悪いのということについて、それをあだこうだと言う、それは大臣、お考えはわかっていますから、わかった上で聞いているのですが、少なくとも労働者や中小企業、地域経済に重大な影響を及ぼす大企業の海外進出については、せめて不況の間は凍結してもらわなければ困る、それぐらいのことは言って、やはり政策的にもそういう指導を強めていくということが求められているときだと思っております。大臣のお考えを伺いたいと思います。

○熊谷国務大臣 海外投資、自動車についても電機産業についてもそうなんです、いわゆる国際的な調和のある産業構造への転換、あるいは対外不均衡の是正ということに役に立つことは、これは事実でございます。しかし、これがまた他面で、今委員御指摘のように行き過ぎますと我が国産業の空洞化につながる、これも我々、アメリカの例を見てもないわけでございます。やはり物事にはほどほどがあり、バランスというものがあつてありまして、ただ、それをいわゆる指令経済としてやるべきものではない。我々は、市場の仕組み、経済政策の組み立て方によってそういうことが行われるようにしていかなければならないと思うのでありまして、過度な円高もそうでございますし、いわゆる内外の価格差もそうでございますし、そういうものを是正していくような政策を積み上げていくというのが私は基本的な道筋ではないだろうか。

そのために、まず第一に内需主導型の経済政策、経済運営、これを行うこと、いわゆるマクロの調整でございます。第二に、規制緩和をやった、あるいは成長性のある産業をつくり上げていくというようなミクロの調整もやる。さらに、委員先ほど具体的に御指摘のように、産業あるいは企業、やはりどうしてもリストラクチャリングせざるを得ないものもあるわけでございます。そういうものについても雇用の問題に目配りしつつこれを進めていく、そのための環境条件を整える。あえて言えばミクロとマクロの間ぐらゐのセミマクロというふうな、そのぐらゐの分野になるだろうと思うのですが、そういったものを三位一体的に組み合わせた道筋をつけていくということが私は基本的に大事だろうと思うのであります。

今、日産の例をお示しにされましたけれども、もともと日本の自動車産業、私、自動車の専門家ではありませんけれども、少なくとも内需自体がもう低迷しております、日本を世界の製造工場にして、日本でつくったものしか売らないよというのでどんどん輸出だけするというのは、アメリカを含めて世界じゅうが勘弁してくれということになっているわけですから、今私は、日本の自動車産業が、あるいは電機産業がやろうとしていることは、むしろマーケットをカルチベートするよう、向こうへ出かけていって、今まで乗っていない、今まで使っていないというような地域に出かけていって工場をつくって生産をして、そこでマーケットを維持しながら、また日本にも輸出をしていく、日本からすればいわゆる逆輸入ということが実現することによって、内外バランスのとれた水平分業というのはいまだある面望ましいことでもあろうと思うわけでありまして。

相手だって、日本から買うばかりではお金が入らないわけですから日本にもある程度売る。原材料でしか売るのがないとしても、日本は製品を売るということだけでは、これも相手の国の人た

ちもまた製品を買ってほしいということもあるわけでございます。ただ問題は、今委員御指摘のように、その結果として日本の産業が空洞化してしまう、日本経済が空洞化してしまうということとを避けなければならぬわけでございます。そのために所信表明でも申し上げましたように、バランスのとれた政策、三位一体でやっていきたいというのが我々の考え方でございます。

○吉井委員 集中豪雨的な輸出が問題を引き起こしていること、それから、産業空洞化を続ければ、大臣も、アメリカの例を見るまでもなく、産業の問題だけにどまらないうちに社会の荒廃を招いてしまう問題など、深刻な事態をもたらしてしまふということについてはお考えだと思っております。

さて、どうするかという点については、要するに、資本主義経済の枠の中で規制と誘導のやり方についていろいろそこには違いがあるにしても、そういうやり方でやろうということだろうと思うのです。

私はそこで、少し具体的な事例に基づいて次に伺っていきたいのですが、三洋電機の子会社で三立電機というのがありますが、この徳島工場、ことしの春まではパート、下請の方を含めて、関連従業員約五百人というところでした。現在は従業員百六十八人で、CDラジカセの組み立て工場があるのですが、三洋電機がこの十月末で発注を打ち切るということで、工場閉鎖の危機に見舞われております。私も今月初め、三洋電機の本社にも行きましたし、三立電機の徳島工場にも調査に行きました。三洋電機の話では、海外へシフトするから発注停止というのではない、消費不況で発注するものがなくなってきたということだったのですが、しかし三洋電機の方でよく聞いてみますと、海外生産拠点からのオーディオ製品の逆輸入というのを昨年の五十万台から七十五万台へ五割も拡大しているわけです。カラーテレビの輸入も五十万台へ拡大している。一方、二十六年間、三洋の一社専属で尽くしてきたこの下請企業への発

注を突然停止ということですよ。

こういう事態になりますと、これは工場閉鎖に追い込んでいくやり方であるわけですし、なるほどこれまではその下請企業であったかもしれぬけれども、自分のところの生産工程の完全な一ラインとして動かしてきて、それで今度は完全にとめてしまふ。余りにも身勝手なやり方だと思つていますが、私はさっき言いました具体な話に照らして言いますと、こういう問題について、それは大企業としてやはり社会的責任を果たさないとはいけませんよ。どういう規制と誘導の仕組みで大臣がされるかは別としても、やはりそういう指導というものが今必要な時代じゃないかと思うのですが、この点、大臣、どうですか。

○熊谷国務大臣 家電メーカーはとりわけ今の状況の中で厳しい立場に置かれておりまして、まさにサバイバルゲームをやっておるというふうな思ふわけでありまして、そのための生き残りの道としてさまざまな工夫をしておられるのだらうと思うのですけれども、御指摘の件、私も詳しくは承知はいたしていませんけれども、そういう過程の中でぎりぎりの選択をしたものだろうと思うわけでありまして。

一般的に言えば、もちろん経済の論理ですから、海外生産をするというのは企業によっては自由といえば自由なんですけれども、委員も先ほど来おっしゃっておられるように、企業は一面また社会的存在でもございまして、その社会的責任もあるわけですから、さまざまな地域経済、従業員も含めて、地域経済を含めても配慮するのはこれは当然のことだろうというふうに思っております。

まあ個々のケースをすつぱり支えることができればどうかは別といたしまして、通産省としても、海外生産にシフトするということはこれから起こってくることでございますから、そういうものについて地域経済その他目配りをしながらやっていくということを、これはやはり各企業にメッセージを送りたい、行政指導じゃございません

で、我々としてはできる範囲の最大限の友情ある
説得を行いたい、こう思っております。

○吉井委員 私、これは今全国的に広がっている一つの事例として、この企業をこの委員会に特
にということじゃなくて、これが非常に典型的に
あらわれているから、ぜひよくお聞きもし、考え
ていただきたいと思います。

私、三立電機徳島工場に行ってみました。仕
事はもちろんですが、技術設計から材料から主要
設備、計器類、すべて三洋電機からの貸与です
ね。新機種の生産に当たっては必ず三洋から技術
指導を受ける。ですから文字どおり、確かに会社
としては一応三洋でない形になりますが、完全に
三洋のライン、組み立てラインそのものなんで
すね。その三立電機がことし四月から六月にかけ
て四十日間、さきも出ておりました雇用調整助
成金制度に基づく一時帰休というのを実施しまし
た。実施に当たって、三立電機の社長に同行した
三洋電機の部長は四国通産局で、帰休明けの発注
を何とか継続するように努力すると約束している
わけです。ところが約束に反して、三洋電機は七
月三十日に突然、十月末で発注をやめると通告を
出してきたわけですが、重大なのは、三洋電機
は、三立電機で生産を予定していたものを、十一
月からは、国内で販売予定の新機種のCDラジカ
セを一時帰休中にマレーシアでの生産に変更する
という決定をしているのです。これは雇用調整
助成金制度を悪用した非常に悪質な行爲だと言っ
ても言い過ぎでないと思うのです。こういう点
で、三立電機への一方的な発注停止の通告を撤回
し、工場存続に努力するように三洋電機に対し
て、友情ある説得、対応をということですが、私
が三立電機の問題にこだわっているのは、上にあ
るの三洋電機ですよ。

私の大阪というのは、三洋から松下からシャ
ープ、家電メーカーのずらりとあるところなん
です。ここでこういうことがあいいにされておっ
たときには、実は後はまた触れていくのです
が、大阪の家電関係の下請、孫請をやっている町

工場は本当に深刻な事態を迎えています。だから
こそ、まず具体的にあらわれた問題について、大
臣として直ちに特段の指導をやっていたくださ
い、こういうふうにいるのですが、どうですか。
○熊谷国務大臣 私は、その徳島とか大阪よりも
もっと貧しくて恵まれない町に生まれ育ちまし
て、今でもこの町はあるわけでございしますけれ
ども、もううちやな企業をやつとやつとみんな
苦勞をして誘致をいたしまして、不況が来るた
びにこれが閉ざされるといふのを経験してまい
ました。しかし、その際にも我々はみんな町長さ
ん以下と走り回りながら、通産省の窓口に行
つたて目もとめてくれませんか。我々は自助
努力でいろいろやってきたわけでありまして、
もちろん、だからといって私がどうこうと、こ
れを逃げるということではございしませんで、た
だ申し上げたいのは、三洋さんを含めて、これは私
直接聞いたわけじゃありませんけれども、家電
メーカーも好きでこれをやっているんじゃないだ
ろう、恐らく塗炭の苦しみを味わい、恐らく途中
では融資もしたでしょう。いろいろな仕事も自分
の骨身も削つてもやるというやうなことを、私の
今までの、他のケースでございしますが、体験では
いろいろやって、なおかつ、恐らくもうせつぱ詰
まった形ではないだろうかという感じがいたし
ます。

我々としては、特定の企業に指示権があるわけ
ではございせんので、委員に先ほど申し上げま
したように、友情ある説得をしつつも、そこから
起る社会的摩擦を極小化するように努力をして
いかなければならぬ。通産省だけでできること
ではありませんが、各省庁連絡をとり合つて努力
をしていきたい、こう思います。

○吉井委員 今大臣、通産省は目もとめてくれぬ
とおっしゃったけれども、あなたが大臣の間に
目もとめ、目もかけるような通産省にしてみら
いと思ひます。

それで、三立電機の非常に高齢の会長が私に
おっしゃったのは、三洋の仕事一筋に二十六年間

頑張ってきた、不景気になってから他社の仕事を
探せと言われても困るんだ、海外に移すから発注
停止と言われたんじやもうお手上げだ、二十六年
尽くしてきたんだ、もう悔しいと言つて男泣きに
涙されました。私は、今非常にそのことが印象に
残っているのですが、中小企業家のこういう悲痛
な声にこたえることこそ、今本当に日本の通産行
政に求められていることだと思ひます。

特に私は、通産省と三洋との関係というのは単
なる友情関係ではないと思ひます。例えば通産
省の技術開発補助金、昨年は八億四千五百万円、
ことしは十億四千万円を三洋電機に出してあるの
ですよ。三洋電機は通産省に随分お世話になって
いる会社なんですよ。もう半分はもらつておい
て、通産省から言われたつてそっぽ向いて言うこ
とを聞かぬといふのはとんでもない話だと思ひ
ます。

それで、通産省が告示した下請中小企業の振興
基準では「親事業者は、継続的な取引関係を有す
る下請事業者との取引を停止し、又は大幅に減少
しようとする場合には、下請事業者の経営に著し
い影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間を
もつて予告するものとする。」これが大体六カ月
ということですが、下請中小企業振興法第四条に
は、主務大臣は、必要があると認めるときは、親
事業者に対し、振興基準に定める事項について指
導を行うものとすると明記しているわけですよ。あ
なたにはそれだけの権限があるのですよ。だから
私は、友情という段階じゃなくて、やはりこう
いう事態になっているときに、法律に基づいて三
洋電機に対して具体的な指導をするんだ。具体的
な指導の中身といふのはきょうは置いておきます
からね。ですから、法律上の細かい話は、事務方
の方はいいでから、大臣にその決意だけお聞か
せたいので、あとのことはまた事務方の方と話
をしたいと思ひます。

○熊谷国務大臣 それぞれの法律なり手続に従つ
ていろいろなことが行われるのは当たり前の話で
ありまして、それに基づいて三立電機さんの件に

つきましても行われるだろうと思ひます。
ただ、ここで申し上げておきたいのは、役所
が、江戸のかたき長崎で方式で、この補助金を出
しているからとか、おれらの言うことを聞か
ないとんでもないところで弾を撃つという、これ
が日本の官僚機構の最も悪いところだと私は思
つておるのです。これはたまたまですね。
突如、文書を渡そうとして渡しても受け取らな
かったり、入れたままほうり込んでおいたり、サ
ボタージュする。本当は尊敬してないのだけ
ども、たまらないから頭を下げるというケースを
私はたくさん見てまいりました。したがつて私
は、政治家として通産省に戻つてまいりましたの
ですが、そういう姿といふものを変えていき
たい。透明性の高い、役所が尊敬されるとすれば、
役人が尊敬されるとすれば、見識で立ち向かうべ
きではない、私はそう思つておりますので、た
だ、委員が御指摘の件につきましては、私も
も事態をつまびらかに検討してみたいと思ひ
ます。

○吉井委員 私は、江戸のかたきを長崎でとい
うやうな、そんな次元の話で言っているのじやない
のです。なぜ補助金を出しているかといつたら、
やはりそこには社会的な存在でもあれば技術的な
力もあり、もっと大きな社会的な役割を果たして
もらうといふことを国として考えてやつてい
るでしょう。その中身の当否は私ここで議論しま
せんが、ですから、そういう社会的存在として認
めてやつていふ企業に、社会的存在を果たさな
いよ、これぐらいのことを言うのはかたき討ちと
は全然次元の違う話ですから、ですから私は、や
はり友情といふ次元の話じゃなくて、法に基づ
いて厳格にやつていただきたといふことを申し
たいと思ひます。

次に、その問題がちょうど今の、さらに二次、
三次の中小下請企業の問題とかかわつてくるわけ
です。私は大阪ですから、三洋、松下、シャープ

の下請などを随分回つてきておりますが、大阪の中小企業というのはなかなかのもので、例えば二層ぐらいの町工場で、数値制御のコンピュターつきの精密工作機二千万円、エアコンその他部屋の改裝費を入れて二千五百万円ぐらい投資して全く親方一人でやっていると、非常に高い技術力と親方自身のすぐれた加工技術、能力、そういうものを日本の中小企業は持っているのですよ。これが支えてきたのですよ。ところが、その中小企業が今はどうなっているか、これが今の問題だと私は思うのです。これが今、大企業はほとんど海外へ出ていく。中小企業、下請企業の経営者はみんな本当に大変なんです。ことしの暮れが越えるかどうかという深刻な事態です。既に経営が行き詰まって自殺をする人も随分出ているんですよ。そういう中で、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法などによって一定の努力をやっているのは知っておりますけれども、実際には一方的かつ一律の単価切り下げとか発注削減、発注停止というのが横行しておいて、これはもうまさに下請無法地帯とも言ふべき事態になっております。

私、中小業者のところを回つてずっと一軒一軒アンケート調査をやつて、事細かに記入してもらつて集めて調査をするというのを大阪の方で取り組んでいらっしゃる方から幾つかそういう資料をもらっているのですけれども、親会社は、ことしから来年にかけて中国、マレーシアに海外生産することを決定して、残った製品についても外注から内製化する計画を持っている、毎月の受注が減少していつて自然廃業に持っていかれそうだが、いわば中小下請企業が自然死の状態に追い込まれる、こういう事態が、先ほど挙げたような大手の電機メーカーの二次、三次で出ているのです。設計の下請だめ、木型がだめ、金型がだめ、プレスがだめ、もう三割、五割の減、仕事欲しかったら単価の切り下げ、将来の展望は見通し持てません、こういうところへ今置かれているんですよ。

ですから、私はこの機会にまず公取の方に伺いたいのですが、こうした事態をどう認識しておられるか。けさの朝日を見ておりましたも、二万社を対象に公取と中企庁で実態調査をやつておられるという取り組みも載つておりましたけれども、年末にかけて親企業が下請に対して一層の無理難題を押しつけてくるということも予想されますので、下請代金法の運用を一段と強化することなどを含めて、具体的にどう対応していけるのか伺いたいと思います。

○植松政府委員 公正取引委員会の方からまずお答えさせていただきます。

下請法違反行為につきましては、下請事業者からの申告というものが問題の性格上余り期待できないわけでございます。そのため、公正取引委員会におきまして、毎年親事業者それから下請事業者に対して、違反行為の発見のために定期的な書面調査を行つてきております。

これに加えて、今般の円高などの状況にかんがみまして、親事業者が下請事業者に対して不当なしわ寄せ行為を行うことが懸念されるため、円高などの影響が大きいと思われる一般機械器具製造業などの下請事業者約一万社を対象に、下請法違反行為が行われていないかどうかについて、毎年定期的に行つていく書面調査とは別に、今回特別に書面調査を行うこととして、今週末から実施することとしております。この特別調査によりまして下請法違反の疑いのある行為が発見されれば厳正に対処することとしております。

また、特に年末におきましては下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことから、中小企業庁とも連携しつ、親事業者による不当なしわ寄せ行為が行われることのないよう、下請法遵守の一層の徹底を図るための通達を発出することなどを考えております。

○吉井委員 とにかく実態は深刻で、私は大阪だけ言っているんじゃないのです。この間、委員長の方とお会いして調べてきましたが、それから今度の公取、中企庁の調査にしても、三次、四次を含めた本当に徹底した調査をこの機会にやっていた方がいいと思うのです。

中企庁に伺いたいのですが、公取と力を合わせて、下請代金法の運用はもとよりなんですが、下請中小企業振興基準の徹底など、親企業の下請いじめをやめさせること、下請中小企業を守る取り組みを一段と強めていただきたいと思います。この点についての取り組みなりお考えを伺いたいと思います。

○長田政府委員 まず、先ほどの下請代金支払遅延等防止法の関係でございますが、私も中小企業庁も、九月十六日の経済政策の決定にのっとりまして、日ごろやつていた調査とは別に、一万件を対象にしまして十一月初旬に調査にかかりたいと思います。その調査結果によりまして、違反の事実を行っていないかどうか、それを調べた上で適切に対応をしたいと思つております。

また一方、今御指摘の下請振興基準というのを下請振興法で決めておりますので、この基準の遵守、普及についても一生懸命取り組んでまいりたいと思つております。

○吉井委員 私、たくさんの方からの聞き取りなどに基づいての資料などを見まして、単価切り下げも本当に重大な問題になっております。

それから同時に、何といつても仕事欲しい、仕事の確保が、これは深刻です。下請企業振興協会の下請取引あっせん実績というのは、実は全国的にも落ち込んできているのですが、成約がうまくいかない。大阪はこれまで中小企業の多いところだけにこの中で深刻なんです、不況だからこそ頼りにしたいのに、九一年から九二年、さらにことしに入つてあっせん成立件数、金額は大きく減つております。東京もそうですが、大阪などの大都市部が大きく減つていくのが特徴的です。このまま放置しますと、日本経済の発展を支えてきた下請中小企業体制が大きく崩壊しかねない。これは、私は経済の面だけでなしに、日本の技術を

枯らしてしまつては大変だと思うのです。そういう点で、大企業の海外進出、内製化による下請への発注減とか発注停止を、これは仕方がない、当然だという見方じゃないに、下請企業振興協会任せじゃなくて、やはり通産大臣として、大企業に対して下請中小企業の仕事をきちっと確保するように、特に日本の産業を支えてきた高い技術力を持った下請企業をこういう時代だからこそしっかり守り抜いていくようにということ、私は大臣からも要請をしようというふうに思います。

○熊谷国務大臣 下請振興協会のあっせん事業の状況を見ますと、このところ、委員御指摘のとおりなかなか厳しいものがあるという感じがいたします。このため、本年度においては、下請取引オンライン・ネットワーク・システム、これは県内外、今おっしゃつたように大阪府下だけではなくて県境を越えた形であつてやらせるようなシステムでございますが、こういったものを一層充実をしたいと考えております。また、そういう単なるあっせん事業だけじゃなくて、各都道府県でお見合いをする、仕事を出す方と下請業界の側とを一堂に会しましてあっせんを進める、こういうことで強化したいと考えておるわけでございます。基本的には、内需主導型の経済成長というものが軌道に乗るといふことが基本だと思つております。委員御指摘のように、我々この下請あっせんにつきましましていろいろ工夫、努力をしていきたいと考えております。

○吉井委員 その努力をやつてもらいたいと思つております。

私、この機会に経済企画庁長官にひとつ伺いたいのですが、消費税というのは国民や中小業者にとつて最悪の大衆課税だと私は思つておりますが、長官とは消費税導入に反対して八八年の十二月末の参議院本会議で、私もあなたと一緒に二十五時間、牛歩で頑張りました。日本共産党は、強行採決の直後から消費税廃止という方針で頑張り

てきたのですが、社会党は、廃止の世論が高まった八九年六月に、公明、民社の皆さんもそうでしたが、ちょうど都議会議員選挙の始まったときから、廃止とか撤廃という方針を打ち出されました。八九年の参議院選挙で消費税廃止を公約されました、あなた自身が。実はその前年の八八年の消費税国会も、八六年の国会のときも、大型間接税は導入しない、この顔がうそをつく顔に見えますかと公約して多数をとった自民党が消費税を持ち出したのは公約違反だ、これは大臣自身、私は八六年の会議録を持ってきているのですが、そういう追及をなさっておられます。

それで、大臣の公約は消費税廃止ですが、そのあなたが、消費税の廃止でなく消費税率の引き上げをやってしまったら、私はこれはうそをつく顔になってしまうと思うのです。消費税廃止がそれとも税率引き上げか、いずれの態度をとられるのかということは、これはやはり今問われている問題じゃないかと私は思うのです。大臣として、みずからの選挙公約を守って消費税廃止という立場で頑張っているのか、それとも内閣の中で、まあ当初予算の段階では、来年当初の段階では消費税率引き上げは盛り込まないということでお約束されているようですが、その後は細川内閣としては消費税引き上げはやらないとは決めているというのを、予算委員会でも官房長官等の御答弁もありました。あなたははいずれの態度をとられるのか、これをこの機会に率直に伺っておきたいと思っています。

○久保田国務大臣 消費税の問題につきましては、連立政権成立のときに八党の合意、あるいはその後の了解事項というものがございまして、私どもとしては、税の体系を、不公平税制であるという問題は片づいておらないわけでございますから、それを、バランスのとれた税体系を検討するということについては合意しているわけでございます。

しかし、同じく八党の間で、ともかく来年度の当初予算の中で消費税のアップというようなこと

を考へることはないんだという了解に達しているわけでございまして、目下所得減税の問題を含めて総理が税調の中で検討をお願いになっているという状況でございます。この税調の中でどういう御議論があるのか、いろいろな御議論があるようございまして、明示的にどうということまで行っておらないと思います。したがって、税調は一定の中間的な答申を出し、なおかつ国民の声に耳を傾けていくということございまして、私もとしましては、そのような状況を自分の職務に照らして見守っていききたいという考えでございます。

○吉井委員 時間が参りましたのでこれで締めくくらせていただきたいと思います。農水の方に来ていただきましたと思いますが、農水の方には、今、米が不作で深刻な事態ということになっているときに、実は大手商社などの米の買い占め問題が起つております。それで小売の米穀店に米が入ってこないという深刻な事態です。

これに対して、最後に通産大臣に、確かにこれは農水の舞台なんです、しかし流通の問題をつかさどる国務大臣として、かつて第一次石油ショックのときに石油、トイレットペーパー、砂糖、あらゆる物資の物隠し、売り惜しみ、値上げがやられました。こういうことを今二度とやらせちゃならないということで、私はこの流通分野について、米がそういう事態になりかけているわけですから、大臣としても、特に流通を扱う国務大臣として、これは農水省の問題だということでは引くのか、積極的に取り組みをやっていただきたいと思います。この点について大臣のお考えだけ一言伺って、ちようど時間が参りましたので終わりたいと思います。

○熊谷国務大臣 本件は、委員御指摘のとおり農水大臣の所掌することでございますが、私も農水大臣とは絶えず連絡をとり合っているものであります。いろいろなことが報道されておりますけれども、新米については百五十万トンの確保もされ、まあ若干いろいろなことがあったことはそう

だろーと思ひますけれども、おおむね需給については問題のない方向へ歩み始めたというふうに聞いております。

いずれにしても、流通の適正なあり方というものは、これはなかなか難しい問題がございまして、米に關する限り、我々は、内閣一致して、国民に迷惑をかけない方向で協力し合ななければならぬと思つておりますし、今のところ、農林水産大臣が中心になりましたし、かりやっておられますので心配はないと思ひますが、私もできる範囲で協力はするつもりでおります。

○吉井委員 終わります。

○中井委員長 両大臣の所信に対する質疑は終了いたしました。

○中井委員長 次に、内閣提出、特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。熊谷通商産業大臣。

特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案
〔本号末尾に掲載〕

○熊谷国務大臣 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年、我が国の産業をめぐる、海外の地域における工業化の進展等による競争条件の変化、情報化や技術の高度化に伴う投資の一巡、技術革新による生産工程等の変化その他の経済の多様かつ構

造的な変化が生じております。これらは、最近の厳しい景況や円高のさらなる進展を契機に、一層顕在化してきております。このような状況のもと、経済的構造変化の影響を受け、または受けるおそれのある中小企業者がこうした変化に適応していくことが強く期待されているところであります。本法律案は、以上のような観点から、かかる中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応を円滑にするための各般の措置を講ずることを目的として立案されたものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。近年における経済的構造変化が、工業その他の特定の業種に属する中小企業に影響を及ぼしていることにかんがみ、その事業がこれらの変化による影響を受け、または受けるおそれがある中小企業者を「特定中小企業者」と定義いたします。そして、特定中小企業者が行う新たな事業の分野への進出または海外の地域における事業の開始等について、これらを円滑にするため、中小企業信用保険法及び中小企業近代化資金等助成法の特例措置、課税の特例措置等の各般の措置を講ずることとしております。

また、特定の業種に属する事業が新たに開始されること、特定中小企業者の経済的構造変化への適応に資することにかんがみ、このような事業の開始について、中小企業近代化資金等助成法の特例措置等を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○中井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、来る二十九日金曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時三十分散会

特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造の変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案

特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造の変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、近年における国際分業の進展、需要構成の変化その他の経済の多様かつ構造的な変化に適応するために特定中小企業者が行う新たな事業の分野への進出及び海外の地域における事業の開始等を円滑にするための措置等を講ずることにより、新たな経済的環境に即した中小企業の活力ある発展を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに

政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人であつて中小企業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とするもの(政令で定める要件に該当するものに限る。)をいう。

3 この法律において「特定中小企業者」とは、海外の地域における工業化の進展等による競争条件の変化、情報化及び技術の高度化に伴う投資の一巡、技術革新による生産工程等の変化その他の近年における経済の多様かつ構造的な変化による影響を受けている工業その他の業種であつて政令で定めるもの(以下「特定業種」という。)に属する事業を営む中小企業者のうち、その事業がこれらの変化による影響を受け、又は受けるおそれがあるものであつて、その生産額又は取引額が相当程度減少していることその他の政令で定める要件に該当するもの並びにこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等をいう。

(新分野進出等計画の承認)

第三条 特定中小企業者は新たな事業の分野への進出又は海外の地域における事業の開始若しくは拡大(特定業種その他の政令で定める業種に属する事業に係るものに限るものとし、特定中小企業者が前条第一項第四号から第六号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は合併し、若しくは資本の額若しくは出資の総額の全

部を出資して会社を設立しようとする場合にあってはその組合若しくは連合会又はその合併若しくは出資により設立される会社(合併後存続する会社を含む。)が行うものを、同項第四号から第六号までに掲げる者であつて特定中小企業者であるものが協業組合、事業協同組合又は商工組合に組織を変更しようとする場合にあってはその協業組合、事業協同組合又は商工組合が行うものを含む。以下「新分野進出等」という。)に関する計画を、組合等はその構成員たる特定中小企業者が行おうとする新分野進出等(当該組合等又はその構成員たる組合等がその構成員たる特定中小企業者が行う新分野進出等と一体として自ら行おうとする新分野進出等を含む。)に関する計画を作成し、これをその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その承認を受けることができる。

2 前項に規定する新分野進出等に関する計画(以下「新分野進出等計画」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 新分野進出等の目標
- 二 新分野進出等の内容
- 三 新分野進出等の実施時期
- 四 新分野進出等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 五 新分野進出等に伴う労務に関する事項
- 六 組合等がその構成員の新分野進出等の円滑化を図るため次の事業を行おうとする場合にあっては、その事業に関する事項
- イ 新商品又は新技術の研究開発、需要の開拓その他の事業
- ロ 新分野進出等を行うその構成員たる特定中小企業者であつて政令で定める要件に該当するもの(これらの特定中小企業者が合併して設立する会社(合併後存続する会社を含む。)を含む。)に対しその事業活動に必要な資金を貸し付ける事業
- 七 組合等が新分野進出等に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担

金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準

3 都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その新分野進出等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 その新分野進出等計画に係る新分野進出等が当該特定中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮させるものであり、かつ、国民経済の健全な発展を阻害するものでないこと。

二 その新分野進出等計画が当該新分野進出等を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

三 前項第七号に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

(新分野進出等計画の変更等)

第四条 前条第一項の承認を受けた特定中小企業者又は組合等は、当該承認に係る新分野進出等計画を変更しようとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の承認に係る新分野進出等計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認新分野進出等計画」という。)に従つて新分野進出等が行われていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

(中小企業近代化資金等助成法の特例)

第五条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第十五号)第三条第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金(以下「近代化資金貸付金」という。)であつて、承認新分野進出等計画に従つて行われる新分野進出等、その新分野進出等を行う特定中小企業者が第三條第二項第六号ロの政令で定める要件に該当するものであるときは、その特定中小企

業者（これらの特定中小企業者が合併して設立する会社合併後存続する会社を含む。）を含む。以下「特例中小企業者」という。）が行うその他の事業活動を含む。）に必要な設備に係るものについては、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 近代化資金貸付金であつて、特例中小企業者に対しこの法律の施行の日前に貸し付けられたもの（中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第二号の貸与機関が当該特例中小企業者に対しその事業の用に供する設備を同日前に譲り渡し、又は貸し付けた場合にあっては、当該設備の譲渡又は貸付けを行うのに必要な資金として当該貸与機関に対し貸し付けられたものを含む。）については、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間を三年を超えない範囲内において延長することができる。

第三条第一項	保険価額の合計額が
第三条の二第一項	保険価額の合計額が
第三条の三第一項	保険価額の合計額が
第三条の二第三項、 第三条の三第二項	当該債務者
新分野進出等関連保証及びその他の保証（こと）に、当該債務者	新分野進出等関連保証及びその他の保証（こと）に、当該債務者

2 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証を受けた特例中小企業者に係るものについての同法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法

（中小企業信用保険法の特例）
第六条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、新分野進出等関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認新分野進出等計画に従つて行われる新分野進出等（特例中小企業者が行うものを除く。）、又は第三条第二項第六号に規定する事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについては、次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第六條第一項に規定する「新分野進出等関連保証」というのは、新分野進出等関連保証（以下「新分野進出等関連保証」という。）に係る保険価額の合計額とがそれぞれ

新分野進出等関連保証に係る保険価額の合計額とがそれぞれ
新分野進出等関連保証及びその他の保証（こと）に、当該債務者

第三条第一項中「二億円」とあるのは「四億円」と、「四億円」とあるのは「八億円」と、同法第三条の二第一項及び第三項中「一千万円」とあるのは「四千万円」と、同法第三条の三第一項及び第二項中「五百万円」とあるのは「千万円」とする。
3 中小企業信用保険法第三条の六第一項に規定する海外投資関係保険（以下「海外投資関係保

險」という。）の保険関係であつて、海外事業関連保証（同項に規定する債務の保証であつて、承認新分野進出等計画に従つて行われる海外の地域における事業の開始若しくは拡大又は第三条第二項第六号に規定する事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条の六第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第四条第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて行われる海外の地域における事業の開始又は拡大に必要な資金（以下「海外事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「八億円（海外事業資金又は同法第四条第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて行われる同法第三条第二項第六号に規定する事業に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（海外事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

4 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）の保険関係であつて、新分野事業関連保証（同項に規定する債務の保証であつて、承認新分野進出等計画に従つて行われる新たな事業の分野への進出又は第三条第二項第六号に規定する事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「一億五千万円」とあるのは「三億円（特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第四条第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて行われる新たな事業の分野への進出に必要な資金（以下「新分野事業

資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億五千万円）」と、「三億円」とあるのは「六億円（新分野事業資金又は同法第四条第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて行われる同法第三条第二項第六号に規定する事業に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、三億円）」と、同条第二項中「一億五千万円」とあるのは「三億円（新分野事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億五千万円）」とする。

5 普通保険の保険関係であつて、新分野進出等関連保証に係るもの及び特例中小企業者に係るもの（特例中小企業者に係るものにあつては、平成五年十月二十二日以後に成立したものうち、その保険価額の合計額が二億円（その特例中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円。次項において同じ。）を超えない部分に限る。）についての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

6 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて新分野進出等関連保証に係るもの及び特例中小企業者に係るもの（特例中小企業者に係るものにあつては、平成五年十月二十二日以後に成立したものうち、普通保険の保険関係にあつては、その保険価額の合計額が二億円を超えない部分、無担保保険の保険関係にあつては、その保険価額の合計額が二千万円を超えない部分、特別小口保険の保険関係にあつては、その保険価額の合計額が五百万円を超えない

第一類第九号 商工委員会議録第三号 平成五年十月二十六日

部分に限る。海外投資関係保険の保険関係であつて海外事業関連保証に係るもの並びに新事業開拓保険の保険関係であつて新分野事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

7 中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証を平成五年十月二十二日以後に受けた第三条第二項第六号の政令で定める要件に該当する特定中小企業者が行う新分野進出等に関する計画が同条第一項の承認を受けたときは、中小企業信用保険公庫は、第二項の規定により読み替えて適用される同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項の規定にかかわらず、その承認以後において、当該債務の保証について、普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係を成立させる旨の契約を締結することができるものとする。

(特定業種に属する事業の開始)

第七条 特定業種に属する事業を営んでいない中小企業者(第二條第一項第六号に掲げる者にあつては、その構成員の相当程度が特定業種に属する事業を営んでいないものに限る。以下同じ。)又は事業を営んでいない個人はその行おうとする特定業種に属する事業の開始(以下「事業開始」という。)に関する計画を、組合等はその構成員たる特定業種に属する事業を営んでいない中小企業者が行おうとする事業開始(当該組合等又はその構成員たる組合等がその構成員たる中小企業者が行う事業開始と一体として自ら行おうとする特定業種に属する事業の開始又は拡大を含む。)に関する計画を作成し、これをその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その承認を受けることができる。

2 第三条第二項(第六号に係る部分を除く。)及び第三項並びに第四条の規定は、前項に規定

する事業開始に関する計画(以下「事業開始計画」という。)について準用する。この場合において、第三条第三項第二号中「当該特定中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮させるものあり」とあるのは、「当該中小企業者又は個人の能力を有効かつ適切に発揮させるものであり、特定業種に属する事業の活性化を促すことにより、特定中小企業者の近年における経済の多様かつ構造的な変化への適応に資するものである」と読み替へるものとする。

第八条 第五條第一項の規定は、前條第一項の承認に係る事業開始計画(同條第二項において準用する第四條第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認事業開始計画」という。)に従つて行われる事業開始に必要な設備に係る近代化資金貸付金について準用する。

2 第六條第一項及び第四項から第六項までの規定は、普通保険、無担保保険、特別小口保険又は新事業開拓保険の保険関係のうち、中小企業信用保険法第三條第一項、第三條の二第一項、第三條の三第一項又は第三條の七第一項に規定する債務の保証であつて、承認事業開始計画に従つて行われる事業開始(前條第二項において準用する第三條第二項第六号イに規定する事業の実施を含む。)に係るものを受けた中小企業者に係るものについて準用する。

(資金の確保)

第九条 国及び都道府県は、承認新分野進出等計画に従つて行われる新分野進出等若しくは第三条第二項第六号に規定する事業又は承認事業開始計画に従つて行われる事業開始若しくは第七条第二項において準用する第三條第二項第六号イに規定する事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(課税の特例)

第十条 承認新分野進出等計画に従つて新分野進出等を行おうとする特定中小企業者であつて、その営んできた事業の縮小が確実であると都道府

府県知事が認めたもの(以下「特別中小企業者」という。)が、当該承認新分野進出等計画に従つて取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 組合等が、承認新分野進出等計画又は承認事業開始計画で定める賦課の基準(以下単に「賦課の基準」という。)に基づいて、その構成員たる中小企業者に対し、試験研究に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

3 組合等が賦課の基準に基づいてその構成員に対し試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

4 組合等が、賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

5 特別中小企業者について欠損金を生じた場合には、租税特別措置法で定めるところにより、法人税の還付について特別の措置を講ずる。

(指導及び助言)

第十一条 国及び都道府県は、新分野進出等又は事業開始の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(雇用の安定等)

第十二条 特定中小企業者は、新分野進出等を行うに当たっては、その雇用する労働者につい

て、その雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、特定中小企業者が事業活動の縮小を余儀なくされた場合においては、その特定中小企業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び都道府県は、特定中小企業者が事業活動の縮小を余儀なくされた場合においては、その特定中小企業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあっせんその他その者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(関連施策の推進)

第十三条 国は、特定中小企業者の新分野進出等の円滑化に資するため、研究開発の推進等による新たな産業分野の開拓、人材の養成その他の関連施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

(国際経済環境等の考慮)

第十四条 国及び都道府県は、この法律に基づく措置を実施するに当たっては、国際経済環境等を考慮し、特定中小企業者がこれらの環境に適した事業を適切に実施することができるよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第十五条 都道府県知事は、第三條第一項若しくは第七条第一項の承認を受けた者、承認新分野進出等計画に従つて新分野進出等若しくは第三条第二項第六号に規定する事業を行う者又は承認事業開始計画に従つて事業開始若しくは第七条第二項において準用する第三條第二項第六号イに規定する事業を行う者に対し、承認新分野進出等計画又は承認事業開始計画の実施状況について報告を求めることができる。

(事務の委任)

第十六条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、市町村長又は特別区の長に委任することができる。

(罰則)

第十七条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して七年を経過した日に、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して七年を経過した時までに第六条並びに第八条第二項において準用する第六条第一項及び第四項から第六項までの規定の適用を受けて成立している保険関係については、その時以後も、なお従前の例によるものとし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第三条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の五を次のように改める。

七の五 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造の変化への適応の円滑化に関する臨時措置法(平成五年法律第 号)の施行に関すること。

理 由

近年における国際分業の進展、需要構成の変化その他の経済の多様かつ構造的な変化が中小企業に及ぼしている影響にかんがみ、これらの変化に適応するため中小企業者が行う新たな事業の分野

への進出及び海外の地域における事業の開始等について、これらを円滑にするための中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成五年十一月十一日印刷

平成五年十一月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局